九州横断自動車道関係 埋蔵文化財調査報告

— 16 —

小郡市所在高松家墓地の調査

1 9 9 0

福岡県教育委員会

九州横断自動車道関係 埋蔵文化財調査報告

-16-

小郡市所在高松家墓地の調査



高松家墓地全景



1 1号墓出土肩衝茶入



2 各墓出土数珠玉

福岡県教育委員会は、日本道路公団の委託を受けて、九州横断自動車道建設敷地内に所在する埋蔵文化財の発掘調査を昭和54年度以降実施して参りました。調査を開始して早10年が経過し、時代も平成へと変わる中、昨年5月をもちまして無事現地調査完了の運びとなりましたことは関係各位のご協力の賜であります。

本報告書は、昭和60年度に調査を実施した小郡市高松家墓地についての調査結果を「九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告」第16集としてとりまとめたものであります。本報告書が、文化財愛護思想の普及・学術研究の一助となれば幸いに存じます。

なお、発掘調査にあたり多大なるご協力を頂いた地元の方々を初めとして、関係各位に深く感謝いたします。

平成2年3月31日

福岡県教育委員会

教育長 御手洗 康

例 言

- 1. 本書は、昭和60年度に福岡県教育委員会が日本道路公団から委嘱されて発掘調査を実施した小郡市高松家墓地の報告書であり、九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告の第16冊目にあたる。
- 2. 本書の執筆分担は、次のとおりである。

I井上裕弘・中間研志・片岡5	宏二
Ⅱ	和利
Ⅲ 1 ············小田和	和利
2 ······/小田和	和利
3	和利
4 ······小田和	和利
Ⅳ 1 ···································	宣昭
2田中康信・小田和	印利
3 ·······小田和	和利
V 1 ······九州大学医学部 中橋臺	孝博
2	丛也
VI·······小田和	印利

- 3. 遺構・石塔の実測図及び写真撮影は、中間・森山・小田・平嶋による。また、遺構実測用の遣り方設定は、宮小路賀宏・高橋章氏の協力を得た。
- 4. 遺物の復原・整理作業は、九州歴史資料館において岩瀬正信氏の指導のもとに行った。
- 5. 遺物の実測は小田が行い、図面作成・製図は、塩足里美氏・小田による。
- 6. 遺物写真は、九州歴史資料館の石丸洋・須原悦子氏の撮影による。
- 7. 挿図で使用する方位は、すべて座標北である。
- 8. 墓碑銘・文献の引用は、表記の文字のまま使用した。
- 9. 付録として宝暦一揆関係の文献を載録した。
- 10. 本書の編集は、小田があたった。

本 文 目 次

タカマツケボチ 高松家墓地の調査

Ι	調査組織	哉と調査経過…		•••••			1
Π	遺跡の位	位置と環境		•••••		•••••	13
Ш	高松家墓	墓地の調査		••••	•••••		19
	1. 調査の概	要	•••••				19
	2. 近世墓と	出土遺物					20
	3.被葬者に	ついて					85
	4. 小 結…			•	••••••		87
IV	各	論					
		歴史					
	2. 宝暦一揆	とその背景					101
	3. 長崎県鷹	島町における葬送像	姜礼··········				108
V	白然科学	之的分析					113
	1 福岡退小	郡市高松家墓地出土	-の江戸時	代人骨…	•••••		113
		の樹種					
	2. 四上個初						
VI	総	括		•••••			120
					,		
		Ţ	図 版	目	次		
巻	頁図版 1	高松家墓地全景				k.	
巻	頭図版 2	(1) 1号墓出土肩	衝茶入				
		(2) 各墓出土数珠	玉				.7
				١,,			本文対照頁
図	版 1	高松家墓地周辺航	空写真(国	国土地理	完 KU-8	5-1X) ······	13
ा ज	, -, -	京 松宏草地用刀蛤					

į	図片	反 2	(2)	高松家墓地全景(伐採後,西から)19
	図片	反 3	(1)	
			(2)	高松家墓地全景(上空から)19
	図片	反 4	(1)	1 号墓墓石(G) ·······20
			(2)	1 号墓(南から)20
ļ	図片	反 5	(1)	1 号墓土層断面(東から)20
			(2)	1号墓墓壙(東から)20
]	図片	反 6	(1)	2 号墓墓石 (I) ·······26
			(2)	墓石(A)30
			(3)	2号墓(南から)23
I	図光	反 7	(1)	2 号墓墓壙(南から)23
			(2)	2 号墓棺桶出土状況(南から)23
l	図片	反 8	(1)	3 号墓墓石(L, 手前は7号墓墓石)34
			(2)	3号墓(南から)
[図場	反 9	(1)	3 号墓墓壙(南から)31
			(2)	3 号墓棺桶出土状況(西から)34
[図別	反 1((1)	4 号墓墓石(F) ······34
			(2)	4 号墓(南から)34
[図別	瓦 11	(1)	4 号墓棺桶検出状況(北から)34
			(2)	4 号墓墓壙(北から)34
[図別	瓦 12	2 (1)	5 号墓墓石 (J)
			(2)	5号墓 (西から)38
[図 別	z 13	3 (1)	5 号墓墓壙(東から)38
			(2)	5 号墓棺桶出土状況(東から)38
[図 別	Ī 14	(1)	6 号墓墓石(M)42
			(2)	6 号墓(西から)
E	図 悦	ā 15	5 (1)	6号墓棺桶検出状況(西から)42
			(2)	6 号墓墓壙(西から)42
	図 脱	Ī 16	(1)	7 号墓墓石(O)48
			(2)	7号墓(西から)46
	図 脱	R 17	(1)	3・7号墓(北から)31・46
			(2)	7 号墓甕棺出土状況(北から)48
	図 脱	ī 18	3 (1)	8 号墓墓石 (P)
			(2)	8号墓(西から)
	図 版	ī 19	(1)	8号墓棺桶検出状況(西から)

図	版	19	(2)	8 号墓墓壙(北から)
义	版	20	(1)	9 号墓(西から)51
			(2)	9 号墓棺桶検出状況(東から)51
4			(3)	9 号墓墓壙(東から)
図] 版	21	(1)	10号墓墓石(N)55
			(2)	10号墓(西から)51
図] 版	22	(1)	10号墓棺桶検出状況(東から)54
			(2)	10号墓墓壙(東から)51
.図	版	23	(1)	11号墓墓石(Q)57
			(2)	11号墓(西から)57
			(3)	11号墓棺桶検出状況(西から)57
図] 版	24	(1)	12号墓墓石(K)59
			(2)	12号墓(南から)57
区	版	25	(1)	12号墓棺桶検出状況(西から)57
			(2)	11・12号墓墓壙(西から)57
図	】 版	26	(1)	13号墓墓石(C)59
		•	(2)	13号墓(西から)59
図	加版	27	(1)	13号墓棺桶検出状況(西から)59
			(2)	13号墓墓壙(東から)59
図	加版	28	(1)	14号墓墓石(D)62
			(2)	14号墓(南から)
<u> </u>	版	29	(1)	14号墓土層断面(西から)62
				14号墓棺桶検出状況(南から)62
				14号墓墓壙(南から)62
<u> </u>	图 版	30		15号墓墓石 (E)62
				15号墓(南から)62
図	】 版	31	(1)	15号墓棺桶検出状況(北から)62
			(2)	15号墓墓壙(北から)
<u> </u>	』 版	32		
			(2)	16号墓(南から)65
2	图 版	33	(1)	16号墓棺桶検出状況(西から)65
· ·				16号墓墓壙(北から)65
<u> </u>	图 版	34		17号墓墓石 (B)67
			(2)	17号墓(南から)67
			(3)	17号墓墓壙(南から)67

図	版	35	(1)	18号墓(西から)67
	,,,,		(2)	18号墓棺桶検出状況(西から)67
			(3)	18号墓墓壙(南から)67
図	版	36	(1)	19・20号墓(南から)71
			(2)	19号墓棺桶検出状況(北から)71
			(3)	19号墓墓壙(北から)71
図	版	37	(1)	20号墓甕棺出土状況(北から)71
			(2)	21号墓骨蔵器出土状況(南から)72
			(3)	21号墓骨蔵器72
図	版	38	(1)	22号墓墓壙(東から)72
			(2)	墓壙内出土容器73
			(3)	内蓋の状況73
			(4)	歯を入れた状態73
図	版	39	(1)	23号墓棺桶検出状況(西から)75
			(2)	23号墓墓壙(西から)73
図	版	40	(1)	24号墓棺桶検出状況(西から)75
			(2)	24号墓墓壙(西から)75
図	版	41	(1)	25号墓墓壙(西から)75
			(2)	26号墓墓壙(東から)77
図	版	42	(1)	各墓穴出土土器23.30.42.44.48.67.71.73.77
			(2)	7 号墓甕棺48
			(3)	20号墓甕棺71
図	版	43	(1)	各墓出土数珠玉23.30.42.44.50.55.71
			(2)	2 ・ 7 号墓出土木製数珠玉30・50
図	版	44	(1)	1 号墓出土鉄釘23
			(2)	3 号墓出土鉄釘34
		1	(3)	4 号墓出土鉄釘37
义	版	45	(1)	6 号墓出土鉄釘①46
			(2)	6 号墓出土鉄釘②46
义	版	46	(1)	· — · · · · · · · · · ·
			(2)	6 号墓出土鉄釘④46
•			(3)	10号墓出土鉄釘57
			(4)	13・14号墓出土鉄釘62
図	版	47	(1)	12号墓出土鉄釘

			(2)	19号墓出土鉄釘	71
			(3)	20・23・25号墓出土鉄釘	·····71•75
図	版	į 50	(1)	1 ・ 3 号墓棺材	20•34
			(2)	2 号墓棺材①	26
			(3)	2 号墓棺材②	26
义	版	51	(1)	2 号墓棺材③	26
			(2)	5 号墓棺材	38
図	版	52	2	木材顕微鏡写真 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	119
				挿 図 目 次	:
				1	
			•		
第	1	図	九州樹	黄断自動車道路線図	
第	2	図	薬師営	堂東遺跡発掘調査工程図(1/2,500)	6
第	3	図		家墓地周辺文化財分布図(1/50,000)	
第	4	図		京墓地地形図(1/2,000)······	
第	5	図	高松家	家墓地周辺地形図(1/5,000)	17
第	6	図		家墓地墓穴配置図(1/100)	
第	7	図	1 号墓	墓実測図(1/60)	21
第	8	図	1 号嘉	墓墓石(G)実測図(1/20,拓影1/10)	22
第	9	図	2 号墓	墓実測図(1/60)	24
第	10	図	2 号嘉	墓墓石(I)実測図(1/20,拓影1/10)	25
第	11	図	2 号墓	基数珠玉出土状態実測図(1/20)	26
第	12	図	1 • 2	2 号墓棺材実測図①(1/8)	27
第	13	図		墓棺材実測図②(1/8)	
第	14	図		3 ・ 5 号墓棺材実測図(1/12)	
第	15	図	墓石 /	A実測図(1/20,拓影1/10)	30
第	16	図		E模式図·····	
第	17	図	1 • 2	2 ・ 5 ・ 6 号墓出土数珠玉実測図(1/1)	31
第	18	図	3 号墓	基実測図(1/60)	32
第	19	図	3 号墓	基墓石(L)実測図(1/20,拓影1/10)	33
				·	

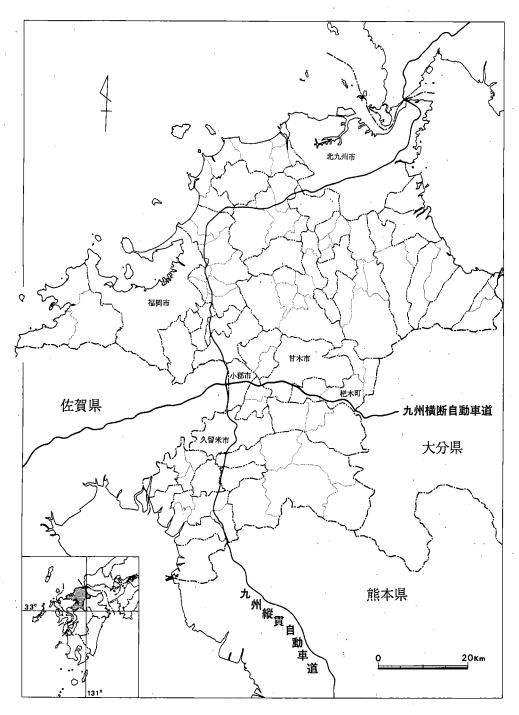
図 版 49 (1) 17号墓出土鉄釘………67

	第 20 🗵	③ 4・8号墓実測図(1/40)35
	第 21 🗵	☑ 4 (F)・5号墓墓石(J)実測図(1/20, 拓影1/10)36
	第 22 図	☑ 1~4号墓出土鉄釘実測図(1/2)37
	第 23 🗵	③ 5号墓実測図(1/60)39
	第 24 🗵	③ 5号墓数珠玉出土状態実測図(1/20)40
	第 25 🗵	
	第 26 🗵	
	第 27 🗵	③ 6・7号墓実測図(1/60)43
	第 28 🗵	
	第 29 図	3 6 号墓出土鉄釘実測図①(1/2) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第.30 图	
	第 31 🗵	
	第 32 🗵	团 7号墓人骨出土状態実測図(1/20)48
	第 33 🗵	③ 7・20号墓甕棺実測図(1/6)49
	第 34 🗵	② 7号墓出土数珠玉実測図(1/1) 50
	第 35 🗵	
	第 36 🗵	③ 9·12号墓実測図(1/40)
	第 37 🗵	
	第 38 🗵	③ 10・20号墓出土数珠玉実測図(1/1)55
	第 39 🗵	③ 11・13号墓実測図(1/40)
•	第 40 🗵	
	第 41 図	
	第 42 図	☑ 14 (D) · 15号墓墓石 (E) 実測図 (1/20, 拓影1/10) ························61
	第 43 🗵	
	第 44 🗵	
	第 45 🗵	
	第 46 🗵	
	第 47 🗵	·
	第 48 🗵	
	第 49 🗵	
	第 50 🗵	
	第 51 🗵	
	第 52 🗵	
	第 53 🗵	
	第 54 🗵	☑ 高松家墓地被葬者配置図(1/160)86

第	55	図	墓穴の規模と棺桶の相関図8
第	56	図	棺台・箱形棺復原模式図 (棺台1/40) :8
			墓石分類図 (1/40)9
			鉄釘頻度グラフ9
			高松八郎兵衛家系図9
第	60	図	一揆行程図10
第	61	図	7 号墓人骨遺存部位模式図11
付	凶	1	薬師堂東遺跡遺構配置図(1/600)
付	义	2	高松家墓地測量図(表土除去前,1/100)

表 目 次

表	1	九州横断自動車道関係遺跡一覧表折込
表	2	数珠玉計測表①
表	3	数珠玉計測表②
表	4	鉄釘計測表①
表	5	鉄釘計測表②8
表	6	鉄釘計測表③8.
表	7	鉄釘計測表④8.
表	8	鉄釘計測表⑤
表	9	高松家墓地一覧表折辽
表	10	高松家墓地被葬者一覧表8
表	11	宝曆一揆年表104
表	12	打ち壊された家数一覧表10
表	13	処罰者数一覧表100
表	14	高松家出土の江戸時代人骨一覧表・・・・・・・・・・115
表	15	高松家死亡年齢構成表11
表	16	上・下肢骨計測表(女性) 11
表	17	棺材・数珠玉樹種一覧表11



第 1 図 九州横断自動車道路線図

															_	_	
地点	遺跡名	所在地	内容	面積	<u> </u>	調		地	区	<u></u> 논	面	積				備考	報告書
жж	退咖石	771 111 415	1, 4	<u>ш</u> , 1 <u>я</u> ,	54年度	55	56	57	58	59	60	61	62	63	ΗI)III 3	
1	小郡正尻遺跡	小郡市大字小郡	弥生集落・歴史溝	11,200					5,000		560					完了	,7集
2	前状遺跡	" "	弥生・古墳散布地	10,400						330	6,000					完了	11集
3	大板井遺跡	/ 大板井	弥生・古墳	5,400							3,000			-		小郡市委託 完了	15集
	/ 似升退哟	/ NWH	大板井城跡	9,200	 					3,500						元 』 小郡市委託 完了	15集
4					-					-							
5	井上薬師堂遺跡	〃 井上	弥生・中世集落	8,800						4,500						完了	10集
6	薬師堂東遺跡	〃 薬師町	弥生、古墳散布地(首切塚)	32,000					500	7,300	10,100					完了	13集・16集
7		〃 今隈	弥生散布地	7,200					200		100					完了	
8	宮巡遺跡	大刀洗町大字山隈	中世散布地	4,000		1			3,600				İ			完了	
9	春園遺跡	" "	先土器・弥生・古墳・近世墓	10,800					100	6,700						完了	
10		/ 中条本郡		34,400		-	700		300						-	遺構なし 完了	-
	立野・宮原遺跡	甘木市大字下浦	弥生末~平安集落・方形周溝 墓・円墳・土墳墓等	33,800	-		13 860	13 500	10,000	3,000						完了	2·5·8 14·17集
			墓・円墳・土墳墓等 中世	48,000			8100		,,,,,,,	-,,,,,,						遺構なし 完了	14・1/来
12	小石原川西条里	/ 上浦			doo		8100									<u>完了</u> 完了	1集
13	〃 東条里	/ 上浦馬田	"	56,000	200	7,600											-
14	上々浦遺跡	ク 上浦	弥生・古墳集落	18,400			~ =	C Hb Ja					_			完了	1集
15	西原・下原遺跡	〃 一ツ木屋永	" "	54,800	A、B地点 3,850		4,200	C地点 1,400								完了	1・2・3 集
16	高原遺跡	〃 屋永	縄文・弥生・古墳集落	7,800					1,400	5,400						完了	
17	ロノ坪遺跡	〃 牛鶴		100						100						完了	
18		" "	散布地	2,550					300							遺構なし 完了	
19- A	塔の上遺跡	" "	古墳集落	30,000		-			700	8,200						完了	9 集
-	大還端遺跡	朝倉町大字石成	古墳集落・奈良墓地	20,000				_			8,400		-			完了	
	一 石成久保遺跡	初居可入于石灰 / /	古墳集落	20,000							6,100					完了	
	-								300				_			完了	
	中道遺跡	/ 大庭	縄文・弥生・奈良集落	15,400	ļ .				300		11,400		_		· -		
	西法寺遺跡	" "	奈良集落・中世					<u> </u>			8,400					完了	
21-B	経塚遺跡	" "	散布地	46,900				800	600		2,300					完了	
21-C	大庭久保遺跡	" "	弥生墓地・奈良集落								9,650					完了	
21-D	上の原遺跡	" "	弥生集落・墓地、古墳集落								12,300					完了	18集
22- <mark>A</mark>	治部ノ上遺跡	/ 入地	縄文・弥生・古墳集落	5,400					300	4,800					L	完了	
_	狐塚南遺跡	, ,	弥生・中世集落・墓地	5,000							3,420					完了	
	座禅寺遺跡	" "	弥生集落・古墳	2,600	ļ —- ·					2,600						完了	
24	才田遺跡	, ,	中世散布地、歳田焼寺	5,400						1,050	6,650					完了	
		, ,	/ / /	4,000						1,300						完了	
	東才田遺跡				-			70		1,300	4,400					遺構なし完了	
26		〃 須川	散布地	1,600	-								10 000	_		完了	
	長島遺跡	" "	縄文・弥生・古墳・奈良集落						C地点 6.640			500	16,000				
_	中妙見遺跡	" "	縄文・歴史集落	2,400				200	 -	-			_	-		完了	
29- A	原の東遺跡	/ 菱野	縄文・弥生集落・墓地	16,800					600				5,240	2,100		完了	
29-B	妙見古墳群	" "	方形同溝墓							_			4,660			完了	
30	鎌塚遺跡	〃 菱野・山田	縄文、弥生・集落	4,000									6,550			完了	
31	山の神遺跡	∥ 山田	縄文、古墳	2,000			-						1,980			完了	
32		" "		2,400				300								遺構なし 完了	
_	長田遺跡	, ,	縄文、弥生・古墳集落	2,000									5.500	2,000	_	完了	1
	金場遺跡	, ,	縄文、古墳	3,600		_				-				15,400		完了	
_			弥生、散布地	2,600										2,900		完了	
_	上ノ宿遺跡	" "		2,000												完了	+
-	恵蘇山遺跡	" "											2,400				
-	稗畑遺跡	" "	古墳散布地	2,000								<u> </u>	3,980			完了	-
37	大迫遺跡	" "	"	2,400	-	<u> </u>			_			_		9,900			
38	外之隈遺跡	" "	弥生・中世、箱式石棺	125									5,150	12,600		完了	
39- A	杷木宮原遺跡	杷木町大字志波	弥生・古墳、中世散布地	22 000							320	3,400				完了	
39-B	中町裏遺跡	" "	" " "	22,000								11,000				完了	
40	志波桑ノ本遺跡	" "	中世・散布地	2,500							300	7,700				完了	
41	志波岡本遺跡	" "	" "	18,000						1	300			_		完了	
	江栗遺跡	" "	中世一字一石経	8,000		 			-		-	9,700		-		完了	1
			古墳群	12,000				-			500		7,560			完了	
43	大谷遺跡	 			<u> </u>	-		-				300				1	+
44	Ada mer sala and	/ 久喜宮	古墳4~5基	1,800							-		150		-	遺構なし完了	1
45	笹隈遺跡	" "	散布地	2,400		-		ļ	-				3,710	-		完了	
46	夕月・天園遺跡	〃 古賀	"	1,800	1			1	<u> </u>	<u> </u>		300	2,210	225	1	完了	1
47	上池田遺跡	/ 池田	弥生・古墳・中世散布地	4,000				<u> </u>		<u> </u>		3,200		ļ		完了	1
48	畑田遺跡	". "	縄文・弥生・中世集落、墓地	1,800								6,800				完了	1
49		/ 林田	,	3,200		L	L	L		L		150				遺構なし 完了	
50		" "	,	2,400) .							200				遺構なし完了	
<u> </u>	楠田遺跡	" "	縄文集落	5,200					1			6,500				完了	
\vdash	小覚原遺跡	" "	/	<u> </u>	 -		 				T		1,250			完了	
\vdash	二十谷遺跡	, ,	#文集落	2,000) 						 	, = = =	1,550	 		完了	†
<u> </u>		 		3,500)		+		 	-		5,700	_			完了	+
	陣内遺跡	/ 穂坂	中世	<u> </u>	↓ —		-		-		 -					完了	+
	上野原遺跡	" "	弥生、中世	1,800	+	ļ	-			-		2,700		-	 -		
55		" "	古墳	1,600								100			· _	遺構なし完了	
56		" "	散布地	2,400)		<u> </u>					800				遊構なし 完了	
57	柿原古墳群	甘木市大字柿原	古墳群・縄文・弥生集落	200,000		測量 14,700	900	8,300	15,000	18,500	4,400					土取場完了	4・6・12・19第
58	山田古墳群	朝倉町大字山田	"	40,000	測量				2,500	2,500	8,710					土取場完了	
	鞍掛遺跡	杷木町大字寒永	弥生・古墳集落									6,450				完了	
杷木イン ター Δ		" "	弥生集落					1		_		2,600				完了	
	前田遺跡		1 - 2			1		 	1	 	 		1,270		1	完了	
杷木イン ターB	前田遺跡		弥牛高地性態落・古墳	100.000)			1	Į.	1	1	1.44	1. 1.441		1) 20.5.2	
杷木イン ターB 杷木イン ターC	西ノ迫遺跡	" "	弥生高地性集落・古墳	100,000)						ļ	1,270		+			
杷木イン ターB 杷木イン ターC 杷木イン ターD	西ノ迫遺跡	, ,	縄文・古墳集落	100,000								1,270	4,180			完了	
杷木イン ターB 杷木イン ターC	西ノ迫遺跡	" "		100,000		5 22,300							4,180 2,400	4,000	1	完了 完了	

Ⅰ 調査組織と調査経過

(1) 昭和63年度の調査経過

今年度の発掘調査は、平成2年3月の供用開始に向けて急ピッチに進む工事に追われる慌ただしい調査であったが、横断道関係の最終調査の年になった。また、年度途中の7月からは、道路公団による椎田バイパス関係の発掘調査も、その緊急性から横断道関係の調査が終わり次第、順次調査体制を移行し実施することになった。

横断道関係の調査は、4月から12月までの間3~5班体制で従事した。杷木町2地点、朝倉町6地点の本調査を行い、調査面積は49,125㎡となった。

原の東遺跡(第29-A地点)の調査は、前年度の継続として4月から7月上旬の間で実施した。調査は縄文時代草創期の土器片が出土したⅡ区と、その東側の堆積層の厚いⅢ区における先土器時代の包含層の有無を確認する調査となった。Ⅲ区においては、包含層は確認できなかったが、Ⅲ区からは縄文から先土器時代の良好な包含層が深さ2mにわたって検出された。小型のナイフ形石器を主体とし、台形石器・スクレイパーなど多数の石器が出土した。土層の堆積・保存状態は、県内において最も良好な遺跡として注目された。従って、その重要性から堆積土層の剝ぎ取り調査をはじめ、堆積土層中における火山灰の同定・分析調査や周辺地域の岩石調査なども実施し、多くの成果を得た。

長田遺跡(第33地点)の調査も前年度からの継続である。谷部の調査では、ドングリを水漬けの状態で貯蔵した縄文時代晩期の貯蔵穴3基が検出され、この地域では珍しい発見となった。また、前年度からの製鉄遺構の調査も並行して行い、5月中旬で終了した。

金場遺跡(第34地点)は、金場古墳群として知られる丘陵部とその裾部平坦地からなる広大な遺跡である。今回の調査対象は、その内の丘陵斜面とその裾部の15,400㎡である。調査の結果、先土器から縄文、弥生、古墳、奈良時代と連綿と続く大複合遺跡であることが判明した。

縄文時代早期の押型文土器を伴った石組炉2基をはじめ、縄文前期の轟B式土器の良好な資料が出土した土壙30基、縄文晩期の住居跡1軒などが検出された。弥生時代の遺構としては、中期初頭の円形住居跡4軒と米・麦・栗・ドングリが大量に出土した貯蔵穴6基がある。古墳時代のものとしては、5世紀代の方形周溝墓や石棺墓・土壙墓群と6世紀代の横穴式石室をもつ円墳1基である。奈良時代のものとしては、竪穴住居跡14軒と掘立柱建物跡5棟からなる集落が発見された。また、遺構は検出されなかったものの、下層からは細石器を主体とした先土器時代の文化層も確認されるなど、調査は4月から11月に及ぶ長期間となった。

上ノ宿遺跡(第35-A地点)は、昭和30~33年にわたって柿畑造成に伴い、県立朝倉高校史学部が調査した遺跡で、今回はその北半部の再調査となった。その結果、既に確認されていた3基の古墳の他に、新たに古墳1基をはじめ、石棺墓5基、弥生後期の石蓋土壙墓1基、中期の小児用甕棺墓10基やこの地域特有の小口に板石を立てた組合式木棺墓が50基と多数発見されたことは注目される。また、その下層からは縄文時代早期の石組炉3基や落し穴と思われる土壙3基が検出された。更に、その下から先土器時代のナイフ形石器の包含層も発見されるなど、重層的な調査となり、5月から11月までの長期間となった。

大迫遺跡(第37地点)の調査も前年度からの継続で、4月から7月上旬の間で実施した。その結果、急傾斜の丘陵斜面からは奈良時代末から平安時代前半にかけての火葬墓群78基と火葬場跡16基からなる大火葬墓群が発見され、その規模は全国的にも類例の少ない貴重な発見となった。一方、遺跡が急傾斜地ということもあって、調査時の安全対策や梅雨時における流失土・土砂崩壊などに悩まされた調査であった。

外之隈遺跡(第38地点)も大迫遺跡と同様、標高100mの高所から45mの裾部にかけての急斜面に形成された遺跡で、用地外の南側裾部にその規模を伸展する広大な遺跡である。調査地区はI~Ψ区に分かれ、I・Ⅱ区は前年度にほぼ調査が終了した古墳時代初期の台状墓である。今年度は、一部周辺測量と範囲確認などの補足調査を行った。前年度に終了したⅢ区の東側に当たるIV区からは、古墳時代後期の住居跡2軒、土壙墓1基、I・Ⅲ区の谷部になるV区はかなり削平されていたが、古墳時代後期の住居跡10軒、横穴式石室を持つ円墳1基、近世墓3基などが検出された。Ψ区はⅢ区とV区の間の最も広い地区である。他の地区と同様、古墳時代後期の住居跡36軒をはじめ、土壙・大溝・掘立柱建物跡など多くの遺構・遺物が発見された。また、時期は不明であるが、丘陵斜面を東西に走る大規模な柵列1条とそれに直行する柵列1条が検出された。その性格は直ちに確定できないが、遺跡の上方には秋月氏関係の本陣山城があるなど、この山城に関わる施設の可能性が高い。一方、Ψ区の北西隅に当たるΨ区からは弥生時代中期前半の円形住居跡1軒、古墳時代後期の住居跡4軒、土壙4基などが検出された。

外之隈遺跡の調査成果は、大きく二つあると言えるだろう。その一つは、画文帯神獣鏡片をはじめとする銅鏡4面が出土した I・II 区の台状墓2基の発見で、この地域の発生期古墳を解明する上で貴重な遺跡となろう。また、これまでの集落立地では考え難い急傾斜地に形成された70軒にも及ぶ古墳時代後期の大集落も重要な発見の一つである。筑後川に突き出た見晴らしの良い高い丘陵斜面に形成されたこの集落は、平野部に形成された一般の農耕集落とは明らかに異なるなど、その性格は特異な集団と言えるかも知れない。今後の検討が必要な集落遺跡であろう。調査は4月から12月に及ぶ長期間のものとなった。特に、急傾斜地ということもあって調査に難航した。また、8~9月の集中豪雨による土砂崩壊や大量の土砂流失にしばしば悩まさ

れた調査であった。

夕月遺跡(第46地点)の調査は、前年度に未買収のため調査できなかった丘陵南半分の調査を実施した。北半部と同様、かなり削平されていたが溝4条と土壙3基、ピット多数が検出された。時期は不明なものが多いが、1号溝内には列石がみられ、2号溝からは黒曜石片多数が出土した。土壙は何れも縄文時代早期のものと思われ、押型文土器や石鏃が出土している。

杷木インターの調査は、一部、外之限遺跡の調査と並行した4月上旬から末の短期間の調査となった。遺跡は全体に削平が著しく、遺構・遺物の遺存は極めて悪かった。時期不明の溝数条と多数のピットが検出されただけである。遺構は遺存しなかったものの赤色顔料が付着した玉砂利が多量に検出されたことから、かつて古墳が存在したものと思われる。また、既に改葬されていたが近世墓も検出された。

今年度の各地点の調査に当たって、火山灰の分析調査、岩石調査、炭素年代測定、人骨調査など関連諸科学の先生方の御指導・御協力を得た。記して謝意を表します。

一方,文化財保護思想の普及活動としては,5月21日(土)に大火葬墓群が発見された大追遺跡の現地説明会を実施し,町内外から多数の参加者を得た。他に,甘木・朝倉地域史研究会,朝倉町郷土史講座,朝倉町主催の文化講演会などにも職員を派遣し,調査の成果を発表した。また,杷木町主催の「第5回日迎の里フェスティバルIN杷木」,朝倉町主催の「まつりあさくら」でも出土品ならびに写真パネルなどを用いた展覧会を開催し,町民に公開した。さらに,年度末の3月には,九州横断自動車道関係遺跡の出土品を中心とした第2回目の「いま掘りおこす朝倉路2ー縄文人の生活ー」展を甘木歴史資料館との共催で開催した。県内外からの参観者を得て、好評であった。

整理作業は、調査と並行して甘木事務所と九州歴史資料館で実施した。

(2) 平成元年度の調査経過

前年度末になって、道路公団甘木工事事務所より第37地点(大迫遺跡)の法面が崩壊する危険性があるため、急遽、防災工事などの必要性が生じた旨の連絡があった。それは、崩壊の恐れがある用地外の法面を広範囲にわたって除去する防災工事で、その地区の文化財の有無について協議したいということであった。直ちに、職員を現地に派遣し協議した。工事予定地は既に確認されている火葬墓群の隣接地であり、その存在が十分想定されるため、発掘調査の必要性があることを申し入れた。しかし、現地では用地外の丘陵上にクラックが現れるなど地滑りが既に進行し、極めて危険であることが判った。従って、発掘調査を実施する上でもかなり危険を伴う可能性が高いと思われるため、文化課に持ち帰って十分検討し、再度協議することとした。課内での協議の結果は、危険性を十分考慮し、短期間で、かつ必要最小限の調査を実施

することに決定し、再度、道路公団と協議を行った。発掘調査は、梅雨前の5月中旬から末の間で実施した。その結果は、火葬墓1基をはじめ、火葬場跡2基と弥生時代中期の住居跡1軒などが発見され、火葬墓群の北端を確認することができた。この調査で、九州横断自動車道関係の全ての発掘調査が終了したことになった。

今年度の整理作業は、甘木事務所と九州歴史資料館で行った。調査報告書は高松家墓地(16集)、宮原遺跡(17集)、上の原遺跡(18集)、柿原古墳群(19集)の4冊を刊行した。

なお、昭和63年度並びに平成元年度の発掘調査にあたっては、朝倉町・杷木町両教育委員会、 両建設課には御援助・御協力を得た。並びに作業員として参加して頂いた地元の方々に対し、 心より感謝致します。 (井上裕弘)

昭和63年度・平成元年度の調査関係者は、下記のとおりである。

日本道路公団福岡建設局

局 長 杉田 美昭(前任) 臼井 信

次 長 吉田 康行(前任) 進 哲美

総務部長 安元 富次(前任) 進 哲美(前任) 堀 義任

管理課長 副島 紀昭

管理課長代理 三野 徳博(前任) 荒木 恒久

日本道路公団福岡建設局甘木工事事務所

所 長 風間 徹

庶務課長 大河 尋光 (前任) 下川 節生

用地課長 松尾 伸男

工務課長 豊里 英吉

朝倉工事区工事長 上野 満

杷木工事区工事長 小沢 公共

福岡県教育委員会

総 括

教 育 長 竹井 宏(前任) 御手洗 康

教育次長 大鶴 英雄(前任) 渕上 雄幸

指導第二部長 大平 岩男 (前任) 月森 清三郎

指導第二部参事 葉石 勲 (兼任)

文化課長 葉石 勲(前任) 六本木聖久

文化課参事兼国博誘致対策室長 森本 精造

1. 41. Tim (+) 15. 41

文化課長補佐 平 聖峰

宫小路賀宏 文化課長技術補佐 文化課参事補佐 中矢 真人 栗原 和彦 司 大塚 健 司 司 松尾 正俊 柳田 康雄 同 井上 裕弘 同 石山 同 庶務・管理・ 脩二 管理係長 池原 池原 文化課庶務係長 文化課主任主事 沢田 俊夫 杳 中橋 孝博 人骨調査 九州大学医学部講師 土井 直美 田中 良之 同 助手 柴田 喜太郎 火山灰同定分析調査 広島大学理学部地鉱教室 竹村 惠三 京都大学理学部地球物理学研究施設助手 (株) 京都フィション・トラック 琉球大学農学部助教授 林 弘也 木材樹種同定調査 木戸 道男 福岡県立大川高等学校教諭 地質・岩石調査 平田 昌之 福岡県立朝羽高等学校教諭 (財団法人) 日本アイソトープ協会 炭素年代測定調査 新 日 鉄 大沢 正己 鉄滓分析調査 新日鉄TACセンター 九州歷史資料館参事補佐 横田 義章 土層剝取り調査 柳田 康雄(兼任) 文化課調査班 総 括 同 総括補佐 井上 裕弘 (兼任) 木下 修 同 技術主査 技術主査 中間 研志 司 主任技師 伊崎 俊秋 司 技 師 小田 和利 司 技 師 水ノ江 和同 司 文化財専門員 木村 幾多郎 同 日高 正幸 同 文化財専門員 高田 一弘 武田 光正 調查補助員

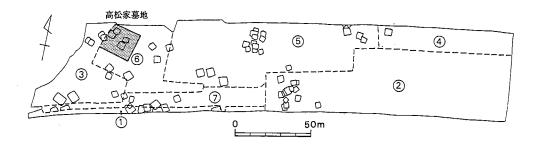
(3) 高松家墓地の調査経過

昭和54年度に開始した九州横断自動車道建設に伴う事前の発掘調査は、昭和57年度あたりから工事の進行に伴い、急ピッチで行われ始めた。昭和59年10月6日から、明くる昭和60年10月12日までの1年間継続して実施された横断道第6地点(薬師堂東遺跡・高松家墓地)の調査も、こういった切迫した状況の中ではあったが、大した事故もなく、多大なる成果を得て完了することができた。本報告ではこのうち、高松家墓地(小郡市大字井上字東山後985番地、調査面積380㎡)の部分のみを分けて報告したい。

宝暦の一揆の際、大庄屋であった高松八郎兵衛は乱後処刑され、家は閉門となり、その後任として樋口余一(与一)源秀が配置された。今回調査した墓地は、この八郎兵衛以前の一族墓であり、別章にて詳論されるように、墓石が倒された状態に意義があるとされる特異な歴史的背景を持つ墓地である。その重要性から、昭和52年に地元の管理者であった憶想寺から要望書が小郡市教育委員会へ提出されて以来、度々の移転・文化財指定に関する協議が行われてきた(後項参照)。その結果、北隣地の植木畑に墓石を移転し、発掘調査は県文化課が担当して行うこととなった。

昭和60年3月、薬師堂東遺跡の北東端部(第2図の④)の調査に入り、その間に墓地の樹木伐採が行われた。伐採直後の3月27日からは現状での平板測量を実施した。4月に入り、現状での全景並びに個々の墓石の写真撮影を実施した。また、4月23・24日には現状での写真測量を実施し、翌25日には墓石の移転を無事完了した。また、この間には福岡県の文化行政に欠くことのできない人であった元文化課長で当時九州歴史資料館副館長の藤井功氏が急逝された。

本格的な発掘作業は、昭和60年7月10日から高松家墓地を含めた⑥部分の調査として開始した。墓穴検出・掘下げに伴い、その規模の大きさ、形態の特殊さに戸惑い、感嘆しながら貴重な成果を得ていった。また、1・2・5墓等は深くて、湧水がひどく苦労した。逆に、この清らかな湧水のおかげで、例をみない棺桶が墓穴底に残存していたことも幸運であったと言えよう。



第 2 図 薬師堂東遺跡発掘調査工程図(1/2,500)

8月末には墓地を完掘し、気球による全景写真の撮影を行った。8月30日には現地説明会を 催し、300名以上の見学者が参加した。この地域の人々の関心の高さを示す所となった。これ に先立って、この前日には新聞・テレビへの発表も行った。またこの間には、別府大学教授賀 川光夫氏の来訪を得て貴重な御指導を賜った。さらに、臨時職員として本遺跡調査を意欲的に 担当してきた森山栄一氏の筑紫野市教育委員会への移動もあり、小田技師がその後任に当たる こととなった。9月に入り、大型の台風に見舞われた。昭和60年9月24日までに高松家墓地下層 の古代集落遺構をも含めた⑥部分の調査を完了することができた。

調査期間中,高松家墓地の管理をされてきた憶想寺の方々には常に暖かい御支援を受けた。 地元の土地所有者の方々には多くの御迷惑をおかけし、その度に深い御理解を示して下さった。 更に、作業員の募集や高松家墓地に関することを初めとする地元との交渉に奔走して頂いた小 郡市教育委員会の方々にも感謝したい。また,工事の進行に合わせて日常的に現場にて種々配 慮を頂いた五洋・東亜共同企業体の寺田宝氏には特に謝意を表したい。最後になったが、現場 にて霙の降りしきる中でも常に苦労を共にした地元作業員の方々には、心から御礼を申し上げ たい。

なお、高松家墓地関係の昭和59・60年度の調査関係者は次のとおりである。

日本道路公団福岡建設局

局 長

今村 浩三

総務部長

菱刈 庄二(前任)

安元 富次

管理課長

宏之 森

管理課長代理

野口 利夫(前任)

佐伯 豊

日本道路公団福岡建設局甘木工事事務所

所 長

乗松 紀三

副所長

西田 功

副所長(技術担当) 中村 義治

庶務課長

松下 幸男(前任)

徳永 登

用地課長

岩下 剛

工務課長

山口 宗雄(前任)

後藤 二郎彦

小郡工事区工事長

友田 義則

甘木工事区工事長

猪狩 宗雄

朝倉工事区工事長 平沢 正(前任)

小手川良和

杷木工事区工事長 前田 雄一(前任)

山中 茂

福岡県教育委員会

総 括

教 育 長

教育次長 安部 徹

管理部長 伊藤 博之(前任) 大鶴 英雄

友納 隆

文化課長 前田 栄一

文化課長補佐 中村 一世 (前任) 平 聖峰

文化課長技術補佐 宮小路賀宏

文化課参事補佐 栗原 和彦

庶 務

文化課庶務係長 松尾 満(前任) 平 聖峰(兼任)

文化課事務主査 長谷川伸宏

調査

文化課調查第2係長 栗原 和彦(前任) 宮小路賀宏(兼任)

同 技術主査 井上 裕弘

同 主任技師 木下 修

同 主任技師 高橋 章 (現京築教育事務所技術主査)

同 主任技師 児玉 真一 (現北筑後教育事務所技術主査)

同 主任技師 新原 正典 (現筑豊教育事務所技術主査)

同 主任技師 中間 研志 (調査担当)

同 主任技師 佐々木隆彦

同 主任技師 小池 史哲

同 技 師 伊崎 俊秋

同技師 小田和利(調査担当)

同 技 師 緒方 泉

同 文化財専門員 木村 幾多郎

同 臨時職員 日高 正幸

同 臨時職員 森山 栄一(調査担当 現筑紫野市教育委員会)

同 臨時職員 宮田 浩之(現小郡市教育委員会)

調査補助員 高田 一弘

武田 光正

佐土原逸男 (現浮羽町教育委員会)

田中 康信 (調査担当 現瀬高町教育委員会)

調查補助員 向田 雅彦(現筑紫野市教育委員会)

樋口 秀信(現佐賀県教育委員会)

平嶋 文博(調査担当 現多久市教育委員会)

調査作業員

古賀忠二郎 三池 清水 野田 敏子 野田 松子 野田アキノ 野田スミカ 重松キクエ 野田トヨ子 野田スエ子 野田 政子 野田マスミ 野田トメノ 重松 幸恵 古賀フサエ 古賀ツヤノ 古賀アキエ 重松サツキ 重松クニ子 倉成ツルヨ 権藤喜代子 古賀 友子 臼井シメノ 臼井サツキ 倉成ヨシエ 樋口 スミ 西岡サダ子 辻 美都愛 花田 直恵 高松キヨ子 永利ナヲミ 溝田アヤ子 大判 留子 後藤トキエ 石本ナツエ 井上ヒロカ 井上 弘子 佐藤スギヲ 高木スギノ 平田 保子 平田エミカ 藤戸ナツヨ 草垣イオリ 牟田チズ子 棚町知江子 木村キヨカ 中嶋都

出土棺材の樹種同定については、琉球大学農学部の林弘也先生にお願いしたところ御多忙中にも拘らず遠方より足を運んで頂いた。出土人骨については、九州大学医学部中橋孝博先生に鑑定をお願いした。

また,本報告書において,高松家の系図については憶想寺住職林恒昭氏に,墓石移転の経過等については小郡市教育委員会片岡宏二氏に原稿依頼をしたところ快諾頂いた。

遺物の復原・整理作業は、九州歴史資料館において岩瀬正信氏が指導に当たり、遺物の写真 撮影は同館石丸洋・須原悦子氏の手を煩わせた。製図作業は福岡県文化課甘木発掘調査事務所 の塩足里美氏の御協力があった。

本報告書作成に当たり,九州陶磁文化館大橋康二氏,佐賀県教育委員会東中川忠美氏,浮羽町教育委員会佐土原逸男氏,筑紫野市教育委員会森山栄一氏,多久市教育委員会平嶋文博氏,長崎県腐島町小田利司・小田マミ子氏及び福岡県文化課井上裕弘・木下修・伊崎俊秋の諸氏には有益な御助言・御教示を得た。また,有田町歴史民俗資料館尾崎葉子氏,久留米市教育委員会古賀正美氏には資料の提供を受けた。末筆ながら,記して感謝致します。 (中間研志)

(4) 墓石移転から環境整備に至る経過

墓石移転の経過

移転以前の高松家一門の墓所は、小郡市井上字東山後985番地に所在する。ここが、宝暦の百姓一揆に深く関わりのあった高松八郎兵衛一門の墓所であることは、小郡市のみならず近隣の地域にもよく知られ、しばしば歴史学習のための見学者も訪れる所であった。代々管理をし

てきた当地井上の憶想寺を初め地元では、大庄屋高松八郎兵衛は宝暦の百姓一揆を指導した人物で、その罪故に本人の墓はなく、その祖先の墓石は久留米藩によってことごとく倒されたと伝承している。そのため、地元でもこの墓地は百姓の側にたって戦った地元の英雄を象徴するものとして大切に守られてきた。

ところが、当地が九州横断自動車道の路線に決定され、それから間もなくの昭和52年憶想寺 住職林恒昭氏は、小郡市教育委員会に要望書を提出した。それは、次のような主旨である。

- 1. 高松家一門の墓所を市指定文化財にすること。
- 2.立木その他についても現在の状態をできるだけ残したままで井上区内, 憶想寺近くに移転すること。

この問題について、小郡市教育委員会では文化財専門委員会で審議をする等検討を重ねてきたが、1.指定の問題については、高松八郎兵衛或は高松八郎兵衛一門の歴史的評価が未だ定まっていないことから暫く検討を重ねることとなり、2.移転後の環境整備については、具体的な方策の詰まった段階で協力することとなった。

昭和56年1月, 憶想寺, 日本道路公団, 市建設課高速道対策室, 市社会教育課の関係者が市開発公社において, 高松八郎兵衛一門の墓所移転について今後の対応を協議した。

昭和54年,九州横断自動車道建設に係る発掘調査が開始され、昭和58年度には小郡工事区の調査が始まり、昭和59年度には当該墓地の所在する薬師道東遺跡の調査も開始されることになり、具体的な移転の方策を検討する段階に至った。

移転先の代替地は、当該墓所の北側に隣接する小郡市井上字東山後984番地の1となり、憶想 寺によって墓地移転に係る改葬のための諸手続きが進められ、昭和59年11月には移転用地の売 買契約が締結された。

昭和59年12月, 憶想寺にて住職林恒昭, 福岡県文化課, 小郡市教育委員会の関係者が集まり協議した。この中で市指定の件に関しては, 翌1月に文化財専門委員会が開催される予定になっているのでその場で協議することとし, 具体的な移転の方策については福岡県文化課の調査の伸展具合いと調整しながら, その時期・仮置きの場所等が話し合われ, その後の環境整備・管理の方法・復原の方法等は, 貴重な歴史資料であると言う観点から小郡市教育委員会の方でも検討し, 憶想寺側とも協議を重ねて行くこととした。

昭和60年1月,第38回小郡市文化財専門委員会が開催され,「高松八郎兵衛一門の墓の移設について」と言う議題でこの問題について検討された。市文化財に指定する件に関しては懸案である高松八郎兵衛の歴史的評価が定まっていないと言うことから再度指定は見送られ,今後研究を重ねて行くことになった。移転に関しては,墓石相互の位置関係をなるべく保つ方が良い,将来的には旧墓所の様に自然の樹木に覆われた環境に復原する方が良い等の意見が出され,その点はおよそ全会の一致をみた。しかし,現状で倒れている墓石を立てて復原するのか,或は

現状どおり倒れたままの状態で復原するのかと言う点では、それぞれ異なった意見が出された。 立てて復原すると言う意見の拠所は、

- ①元々墓石は立ててあったものであるからそうすべきである。
- ②見学者に墓碑銘が解り安い。

等である。

- 一方、現状どおり倒れたままの状態で復原すると言う意見の拠所は、
- ①大きな墓石が人為的に倒されていると言う点に歴史的な価値を見いだせる。 とするものである。

市文化財専門委員会の文化財保護の立場からの意見を受け、移転及び環境整備に係る工程や費用の問題について、憶想寺、県文化課、市教委は協議を重ねた。同年3月、日本道路公団甘木工事事務所で、憶想寺、日本道路公団甘木工務課、福岡県開発公社、県文化課、それに小郡市教委の各関係者が集まりその問題について協議した。その結果、移転とその後の処置については憶想寺が主体となって行うものの、発掘調査を行っている県文化課、調査を委託している日本道路公団の協力を得ることとなった。

県文化課が高松家墓地の発掘調査に着手したのは昭和60年7月からであるが、墓石はそれ以前の4月25日に移動がなされた。移動箇所は、かねてから協議していたように元の位置関係に近くなるよう配された。

翌昭和61年7月に芝張りを行い、11月には説明板を建て、周囲に樹木を植えて整備を一応終了した。

環境整備の方法

環境整備計画から具体的な施工までは、憶想寺が主体となって行い、それに小郡市教委が協力する形で加わった。

環境整備の方法は、1.墓石の移転、2.周囲の植樹、3.説明板の設置の三工程に分かれる。

1.墓石の移動

移転地は一部水田であったため、盛り土をして周囲より若干高くしている。移転地は、移転 以前の墓地と形状が異なる。そのため、墓石の配列を以前のとおり復原することは不可能であ り、なるべく前の配列に近い形に移設するに留めた。なお、内部の遺骨及び遺物については、 然るべき機関が保管するが、憶想寺の意向で遺骨の一部は墓石の下に再葬する予定である。

懸案の墓石を立てるかどうかと言う問題については、最終的に今後管理を続ける憶想寺側の 判断によって、移転以前の状態-立てられた状態にあったものは立てた状態に、倒れた状態に あったものは倒れた状態に復原することになった。各墓石の間には、砂利石を敷いて周囲を歩 き安いような状態にしている。 今までは、鬱蒼とした樹木の中にあり、墓石にとっては比較的良好な環境の中にあったと言えるが、今では周囲に日光を遮るものはなく、墓石が痛んでいくことが懸念される。

2.周囲の樹木

移転以前の墓地は、大きな照葉樹に囲まれて鬱蒼とした状態であった。墓石移転後、周囲に 植樹を行った。移転先の土地は東西に細長いもので、その東側半分に墓石を寄せ、周囲には高 木の苗を植えているが、成長するまでは暫くの年月を要する。西側半分は高麗芝を植えて空地 を確保し、見学者の便を図るようにしている。

3.説明板の設置

移転先には説明板を設置して、見学者の便を図っている。

説明板は、縦100cm、横120cmのFRP板を使用し、それにスチールをメラミン焼付けした柱を立てて支える。説明板には文章と2枚の写真を入れる。写真は調査前の墓石が倒れている状況と墓石を除いて下部の墓穴を発掘した状態の2枚である。 (片岡宏二)



墓石移転後の状況



説 明 板

Ⅱ 遺跡の位置と環境

遺跡の位置

高松家墓地は、福岡県小郡市大字井上字東山後985番地に所在する。

小郡市は福岡県の西端部に位置し、佐賀県鳥栖市・基山町に西接している。この地は、国道 3号線・JR鹿児島本線・西鉄大牟田線が走り、九州縦貫自動車道と九州横断自動車道がクロ スする交通の要衝であるため、大規模宅地開発・工場の進出に拍車をかけている。

市域は、両筑平野の北西部を占め、その中央部を縦断する形で宝満川が筑後川へ注いでいる。 宝満川の西側は、扇状地が開析された鳥栖段丘群で、東側は城山を主峰とする城山丘陵から成 る(註1)。鳥栖段丘群は南東に向かって低くなっており、三国・三沢地域の中・低位段丘上に は遺跡が密集するが、近年の大規模開発によりそのベールを露にしている。

これと対照的なのが、当墓地が位置する城山丘陵であり、城山山麓には水田・畑地が広がっており、福岡市のベットタウンと化している西鉄沿線とは様相を異にしている。

鳥栖インターチェンジより鳥栖段丘群・城山丘陵を横断し、甘木市・朝倉町・杷木町を抜けて大分県日田市に通じる九州横断自動車道は、小郡市松崎付近までは甘木鉄道と平行して走るが、大刀洗町北鵜木でそれと交差し、右下にそれる(第3図)。小郡市域において横断道関係で調査を行った遺跡には、鳥栖段丘群に位置する小郡正尻遺跡(註2)・小郡前伏遺跡(註3)・大板井遺跡(註4)、城山丘陵に位置する井上薬師堂遺跡(註5)・薬師堂東遺跡(註6)があり、報告書も既に刊行されているので詳細はそれらを参照されたい。

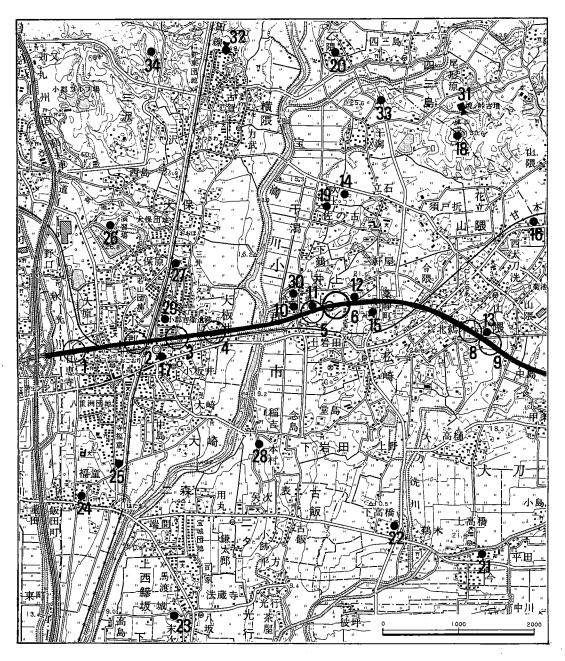
歷史的環境

高松家墓地は、広義には薬師堂東遺跡に含まれるが、宝暦4(1754)年の百姓一揆の責めを 負い処刑された大庄屋高松八郎兵衛一門の墓所と言う性格上、薬師堂東遺跡とは切り放して報 告した次第である。ここでは、主として奈良時代以降の遺跡を中心に紹介したい。

小郡市における奈良時代の遺跡としては、鳥栖段丘群の先端部に位置する小郡遺跡(註7), 宝満川を挟んで対岸の井上廃寺(註8),城山西側の干潟遺跡(註9)等がある。

小郡遺跡は、掘立柱建物群・柵列・溝から成り、円面硯・鉄鏃・炭化米等が出土した。掘立柱建物群は方位の違いにより4群(期)に分類でき、3×4間の倉庫群及び建物群が計画的に配されていることから、筑後国御原郡の郡衙跡に比定されている。小郡遺跡の南西には、向築地遺跡(註10)、西鉄線路を挟んで小郡前伏遺跡があり、小郡遺跡と時期的に重複する集落跡であることから、両者間には密接な関係が存在したものと推察できる。

また、製鉄址は検出されていないものの、鉄製品・鉄滓・フイゴの羽口・砥石等の出土をみ



第 3 図 高松家墓地周辺文化財分布図 (1/50,000)

15 稲次因幡墓 29 小郡官衙遺跡 1 小郡正尻遺跡 8. 宮巡遺跡 22 下高橋城跡 30 井上廃寺 9 春園遺跡 16 国境石 23 西鰺坂城跡 2 小郡前伏遺跡 3 大板井遺跡 10 憶想寺 17 大原古戦場跡 24 将軍藤 31 焼ノ峠古墳 32 横隈山古墳 4 大板井遺跡 11 八竜天神社碑 18 花立山城跡 25 千人塚 12 高松小左衛門墓 19 吹上城跡 26 高卒塔婆 33 干潟遺跡 5 井上薬師堂遺跡 6 薬師堂東遺跡 13 山隈近世墓 20 干渴城跡 27 善風塚 34 一の口遺跡 高松家墓地(○) 14 重松市郎吉墓 21 上高橋城跡 28 稲吉元矢次遺跡 (1~9番までは横断道の地点数と同一) た小郡前伏遺跡は、鍛冶を共同労働とする集落と考えられる。調査区の東端部で検出した2条の溝は、北東方向に平行して走っており、小郡遺跡方向に延長すると第Ⅲ期の建物群(SB804・807)の前面に至ることから、郡衙に関連する施設−道と考えたい(註11)。

井上廃寺は当遺跡の北西200mに位置し、奈良県山田寺系の古瓦を有することで著名であるが、干潟遺跡・井上薬師堂遺跡・薬師堂東遺跡からも井上廃寺と同様な瓦類が発見された。特に、薬師堂東遺跡の土壙から棰先瓦・軒丸瓦・丸瓦が7世紀後葉の土器と供伴して出土したことは、井上廃寺の創建時期を明確にしえた点で特筆される。また、井上薬師堂遺跡谷部からは、豊富な木製品と共に木簡・墨書土器・ヘラ描き土器等が出土して注目を集めた。

平安時代の遺跡としては、小郡正尻遺跡(大溝)、薬師堂東遺跡(土壙墓・井戸・土壙)、稲吉元矢次遺跡(註12)、津古中勢遺跡(註13)が挙げられる。稲吉元矢次遺跡からは、9世紀前半~13世紀中頃にかけての掘立柱建物群が、津古中勢遺跡からは9世紀前半の火葬墓が検出されている。

南北朝期において大保から福童にかけての一帯は、後醍醐天皇の皇子である西征大将軍懐良親王と菊池武光が小弐頼尚と鎬を削った場所であった。正平14 (1359) 年菊池武光は福童原に布陣し、小弐頼尚は大保原に陣を構えた。激戦の末、小弐頼尚は敗退し、懐良親王は大宰府に入ることになる。これが、史上名高い大保原(筑後川)の合戦であり、当地には合戦ゆかりの史跡が多く残っている。将軍藤(県指定文化財)は、戦勝祈念に懐良親王が植えたものとされ、千人塚・高卒塔婆・善風塔などは合戦の戦死者を供養したものと伝承されている(第3図)。

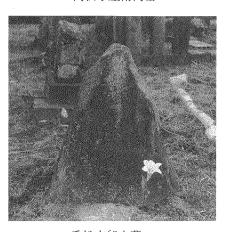
また、津古土取遺跡では、方墳状の盛土をした中に火葬骨を納めた中世墳墓が調査されており、或は合戦と関連するものであろうか(註14)。

江戸時代の遺跡の調査は未だに少なく,市域では 大板井遺跡,小郡中尾遺跡(註15),稲吉元矢次遺 跡の井戸・溝・ピット等から近世陶磁器が発見され ている程度である。

宝暦一揆に関連してみていくと, 当墓地から西側



高松小左衛門墓

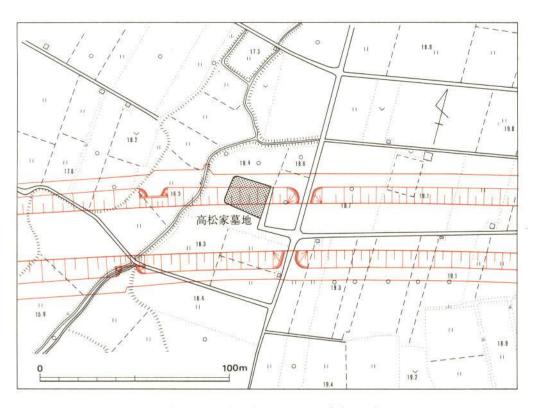


重松市郎吉墓

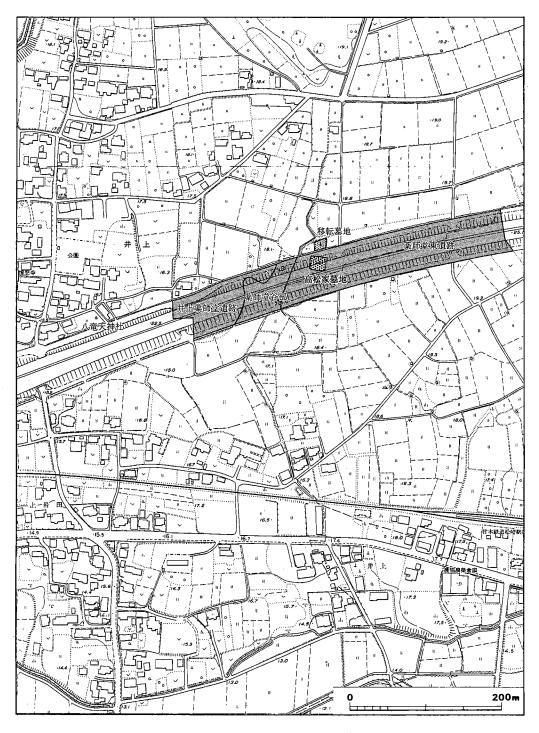
に200m程行った水田の中に八郎兵衛を祭る八竜天神社碑(註16)があり、東側300mに高松小 左衛門墓(註17)が、吹上には重松市郎吉墓(註18)がある。

周囲に目を向けると、大刀洗町山隈の春園遺跡では、横断道建設に伴い近世墓が調査され、墓石はなかったものの六道銭・数珠玉の出土をみた(註19)。現在でも、寛延3(1750)年・宝暦7(1757)年銘の墓石が横断道の側道側に残っており、宝暦の一揆に関係した人物が眠っていた可能性は高い。後日判明したことであるが、高松家の過去帳を所有する憶想寺が山隈近世墓地の菩提寺ということであった。筑紫野市原田では、江戸中期から明治時代にかけての墓が160基程調査された。棺は、早桶・箱棺・寝棺・甕棺で、棺桶自体の残りは悪いものの人骨の残りは良好であり、副葬品として六道銭・数珠玉・キセル・玩具類が入っていた(註20)。

以上, 奈良時代から江戸時代まで概観してきたが, それ以前の遺跡については, 小郡市文化 財調査報告書等を参照されたい。 (小田和利)



第 4 図 高松家墓地地形図 (1/2,000)



第 5 図 高松家墓地周辺地形図 (1/5,000)

- 註 1 福岡県 佐賀県 1980 土地分類基本調査 甘木 5 万分の 1
- 註 2 福岡県教育委員会 1986 九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 7 小郡正尻遺跡
- 註 3 福岡県教育委員会 1987 九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 11 小郡前伏遺跡
- 註 4 福岡県教育委員会 1988 九州横断自動車道関係埋蔵文化財調香報告 15 大板井遺跡
- 註 5 福岡県教育委員会 1987 九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 10 井上薬師堂遺跡
- 註 6 福岡県教育委員会 1988 九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 13 薬師堂東遺跡
- 註 7 福岡県教育委員会 1968 福岡県三井郡小郡遺跡発掘調査概報 1967夏 秋(福岡県文化財調査報 告書第39集)

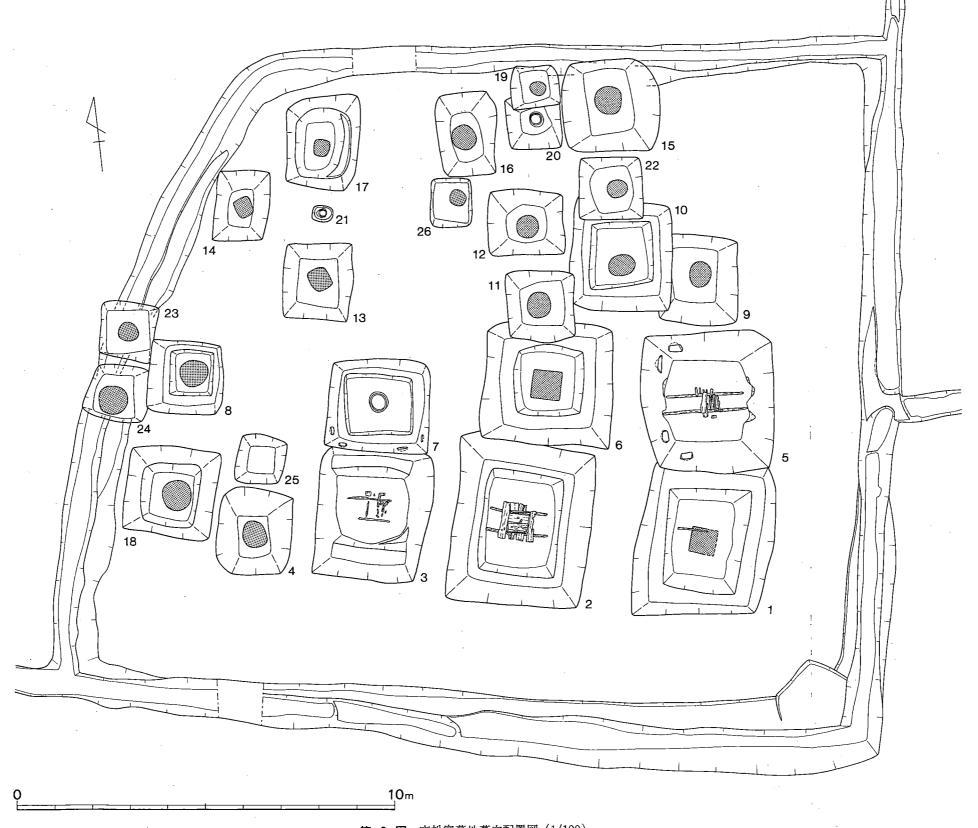
福岡県教育委員会 1971 福岡県三井郡小郡遺跡発掘調査概報 1967·'68·'70 (福岡県文化財調査報告書第49集)

小郡市教育委員会 1980 小郡遺跡(小郡市文化財調査報告書第6集)

小郡市教育委員会 1988 小郡遺跡Ⅱ(小郡市文化財調査報告書第47集)

小郡市教育委員会 1989 小郡遺跡Ⅲ(小郡市文化財調査報告書第56集)

- 註 8 小田富士雄 1977 山田寺系棰先瓦の発見 「九州考古学研究」歴史時代編所収 学生社 小田富士雄 1981 井上廃寺 「九州古瓦図録」所収 柏書房
- 註 9 福岡県教育委員会 1980 干潟遺跡 I (福岡県文化財調査報告書第59集) 福岡県教育委員会 1989 干潟遺跡 II (福岡県文化財調査報告書第87集)
- 註10 小郡市教育委員会 1978 向築地遺跡(小郡市文化財調査報告書第5集)
- 註11 註3文献第2図及び註7文献(小郡遺跡)図版3を地形図に挿入・作図して検討した。また,小郡前伏 遺跡2号溝からは,須恵器の高台付坏が出土しており,時期的にも矛盾はないものと考える。
- 註12 小郡市教育委員会 1988 稲吉元矢次遺跡(小郡市文化財調査報告書第45集)
- 註13 小郡市教育委員会 1986 津古中勢遺跡(小郡市文化財調査報告書第33集)
- 註14 小郡市教育委員会片岡宏二氏の御教示による。
- 註15 小郡市教育委員会 1988 小郡中尾遺跡(小郡市文化財調査報告書第41集)
- 註16 高さ96cm, 幅19cmを測る凝灰岩製角頭方柱状の石碑で,正面に「八竜天神社」,右側面に「文化十四丁□歳三月日」,左側面に「樋口□□建之」の銘がある。文化14(1817)年は干支でいくと丁丑であり,丁の後に丑がくるのであろう。八郎兵衛に代って井上の庄屋として配置させられたのが樋口家であり,八郎兵衛処刑63年後に樋口氏によって建てられたもの。
- 註17 正面に法名「釋法順」,右側面に行年「宝曆四戌天十月廿七日」,左側面に俗名「高松小左衛門行歳 六十三才卒」の銘がある。宝曆四甲戌歳騒御制詞「旧久留米藩百姓一揆に関する調査」(福岡県内 務部 1932 所収)によると十月廿七日刻首とある。他に,貞享・元禄・宝永・享保・宝暦年銘の 墓が存在する。
- 註18 正面に「宝暦四戌年 法名釋眞 十月二十七日」,左側面に「俗名重恋市郎吉」の銘がある。宝暦 四甲戌歳騒御制詞によると過料三貫文御原郡西本郷町百姓市郎吉とある。他に,元禄・宝永・正 徳・享保・宝暦年銘の墓が存在する。
- 註19 1984年に福岡県教育委員会が発掘調査を実施。調査担当者の木下・伊崎・平嶋氏の御教示による。
- 註20 1989年に筑紫野市教育委員会が発掘調査を実施,現在も調査継続中。調査担当者の森山栄一氏の御 教示による。



第 6 図 高松家墓地墓穴配置図 (1/100)

Ⅲ 高松家墓地の調査

1.調査の概要

高松家墓地は、宝暦四(1754)年の百姓一揆の責めを負い処刑された高松八郎兵衛一門が眠る墓所である。墓石はかなり大きく、その大半が横転・移動しているのは、久留米藩の所行と伝えられている。発掘調査に入る前の高松家墓地は、樹木が鬱蒼と生い茂り昼間でも暗く、大きな墓石が横たわる有様は、高松家の悲運な歴史を象徴するかのようであった。

調査は先ず樹木の伐採・墓地の清掃から着手した。写真測量(国際航業KKによる)後,調査前の位置関係で墓石を代替地に移設し,墓穴掘り下げの準備を整えた。また,墓穴を掘り下げていく段階で実測用の基準杭が飛ばされる恐れがあるので,墓地の周囲に2m方限で遣り方を設定した。調査は小田が主体となって担当し、中間・森山・平嶋が調査と並行して墓石の実測等を行った。

墓石の番号は、年号の古いものからA・B・C・・・Rと言うようにアルファベットを冠し、総数18基数える。墓穴は南東側から南西側に向かって1・2・3・・と番号を付した。当初、24基の墓穴を確認していたが、墓地の調査終了後下層遺構の検出を行ったところ、2基確認したため総数26基となった。墓石の数に対して墓穴数が多く、被葬者の不明な墓が10基存在する。

墓石の大半は横転し、原位置を留めるものは少ないが、墓石が墓穴の範囲内で収まっていること、墓石と墓穴の均整が取れていること等から墓穴と上部の墓石は対応するものと考える。また、横転している墓石は法名の字面がすべて上を向いている。これは、近年、八郎兵衛の墓を捜すために墓石を起こしたためであり、本来法名の字面が下向きに倒されていた。

墓石の大きなものは、それに比して墓穴も大きく深さが3m程あった。墓穴を掘り下げて先ず棺桶のプランをつかみ、土層を断ち割って大きさを確認したが、棺桶の残りは悪く、1・2・3・5・6・10号墓から棺材の一部が出土したに過ぎない。また、人骨の残りも悪く、7号墓の甕棺から一体分が出土した程度である。湧水が著しく、エンジンポンプのフル操業の中調査を行うと言う状況であった。

墓穴からの出土遺物は、数珠玉・鉄釘・灯明皿・陶磁器類であり、所謂六道銭の出土はみられなかった。

当墓地の四周を取り巻く34・35号溝は、19・23・24号墓を切っており、墓地と畑地とを区画するため近世以降に掘られたものと考えられる。埋土中からは、陶磁器等出土しているが、当墓地とは直接関係ないので割愛した。 (小田)

2. 近世墓と出土遺物

高松家墓地は溝34・35に囲まれた約380㎡で、26基の墓穴を検出した。墓穴はその規模から大・中・小に大別でき、棺は箱形棺・早桶・甕棺・骨蔵器とバラエティに富んでいる。墓穴の切合い関係は、下記のとおりである(矢印は古→新を表す)。

1 号墓 → 5 号墓
3 号墓 → 7 号墓
2 号墓 → 6 号墓 → 11号墓
9 号墓 → 10号墓 → 22号墓
20号墓 → 19号墓
23号墓
24号墓 → 8 号墓

1号墓(図版4・5, 第7図)

当墓地の南東に位置し、5号墓に切られる。盛土の中央には楠の大木が深く根を下ろしており、掘り下げるのに苦労した。盛土は、かなり流失していたものの40cm程残存しており、墓石の根石として1~10cm大の砂利石を詰めていた。この、砂利石層から歯が入った茶入が出土した。 喜宮は長方形を呈し、長軸404m、短軸36mを測る、深さが23mと深いため真宮は三段に

墓穴は長方形を呈し、長軸4.04m、短軸3.6mを測る。深さが2.3mと深いため墓穴は二段に掘られ、底面から1mの所に幅40cmのステップを設けている。1号墓は、墓群中とりわけ大きな墓穴を有する部類に属する。出土遺物として、陶磁器・数珠玉・鉄釘がある。

棺 桶(図版5-2・50-1, 第12図) 棺桶は遺存状態が極めて悪いものの, 棺台の一部-担 ぎ棒が出土していることから箱形棺と考えられる。担ぎ棒は長さ58cm程度しか残っていないが, 底面の長さからして130cm程あったものと考えられる。箱形棺本体は残存しないが, 土層図からみて幅60cm程と推察する。棺台は東西方向に埋葬されている。

墓 石(図版4-1, 第8図) 頭部を西に向け墓穴の南西隅に横転していた。かなり大きな花 崗岩の自然石で、長さ253cm, 幅92cm, 厚さ109cmを測る。墓碑銘は研磨された一面に、

享保五庚子年

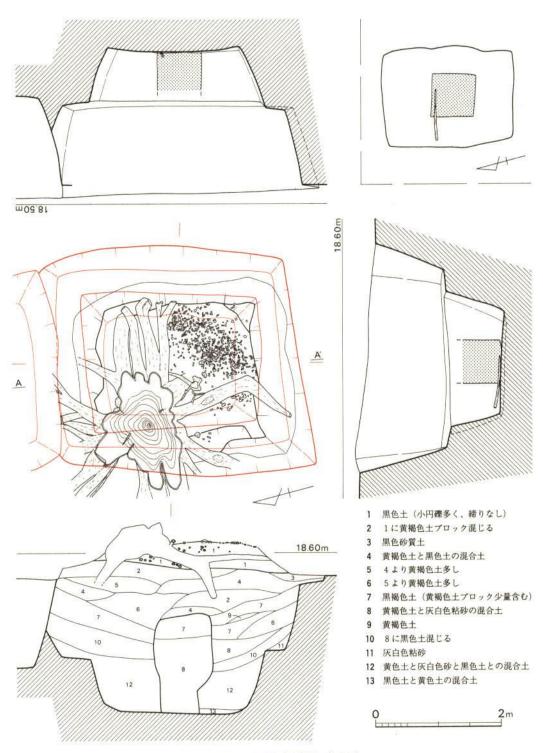
圓寂釋道西霊位

正月二日 俗名高松八郎兵衛尉秀直

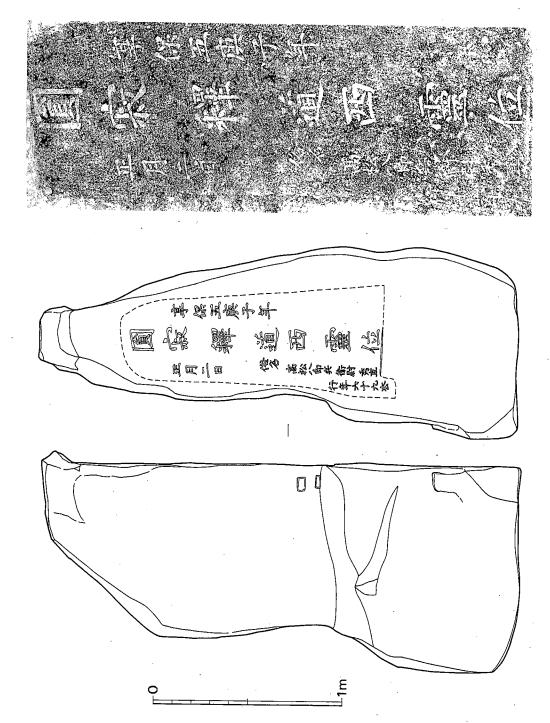
行年六十九公

とあり、銘は赤く塗った上で金箔(粉)を入れていた。

被葬者・系図については、別項で詳細にふれるので省略したい。



第 7 図 1号墓実測図 (1/60)



-22-

出土遺物(図版42-1・43-1・44-1, 第17・22・26図)

陶磁器 (9・10) 9 は表土から20cm程下の楠の横根付近から出土した肩衝茶入で、器高6.8cm, 口径2.5cm, 底径2.7cmを測る。口唇部は短く立ち、よく張った肩部から筒形をなして底部へ移行する。胴部にヘラ沈線が1条巡る。釉薬は茶褐色を呈するが、底部から8mm上には掛かっておらず、3箇所に指紋が付いていることから指3本で底部を摘んで施釉したのであろう。内底部はケズリ、切離しは糸切りによる(註1)。

10は墓穴埋土中から出土した磁器碗の口縁部小片で、復原口径は14.2cmである。外面に2条の平行線と花弁状の文様、口唇部内面に横線が青く描かれる。胎土は灰白色で、黒色粒を含む。特筆されるのは、茶入の中に歯が入れられていたことである。1.被葬者(高松八郎兵衛尉秀直)、2.被葬者の血縁者、3.第三者の何れかの歯か不明であるが、茶入を使っていることから茶を嗜むことが経済的・身分制度上可能な人物の歯と推察される。また、茶入に歯を入れた例として名古屋市の白川公園遺跡(註2)がある。

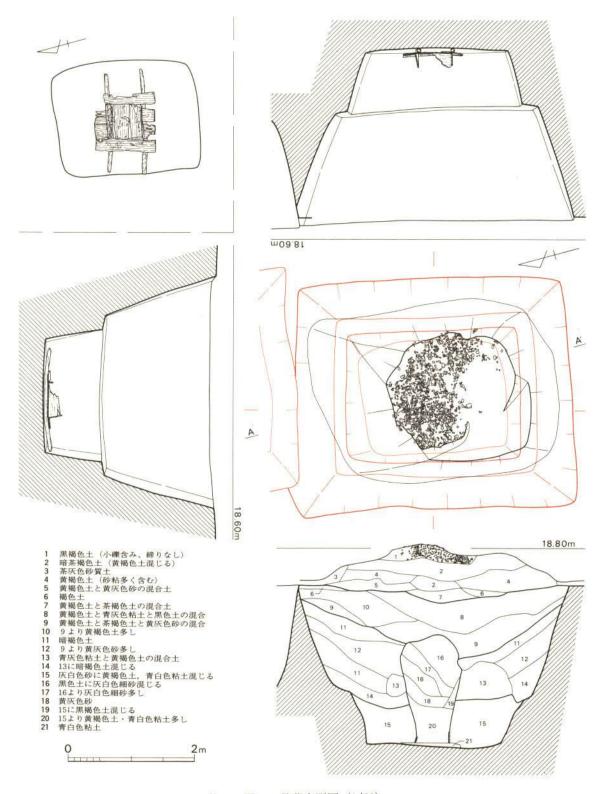
数珠玉(1~3) 棺桶埋土下位より出土したガラス製の数珠玉である。1・2は灰白色を呈し、 風化が著しい。3の色調はコバルトブルーである。

鉄 釘($1\sim13$) 棺桶に使用していた鉄釘で、長さにより大型($5.8\sim6.5\,\mathrm{cm}$)・中型($3.7\sim4.6\,\mathrm{cm}$)・小型($3\,\mathrm{cm}$ 前後)・細小型($1.5\sim2.5\,\mathrm{cm}$)に大別できる。何れも木質部が銹着しており、木質部の観察により棺材の厚さ・釘の使用部位を復原可能であるが、これについては別項でふれる。1は長さ $6.2\,\mathrm{cm}$ 、頭下幅 $0.5\,\mathrm{cm}$ を測る完形品で、大型に属する。8は長さ $3.2\,\mathrm{cm}$ で、小型に属する。断面は方形ないし長方形を呈する。

2号墓(図版6・7, 第9図)

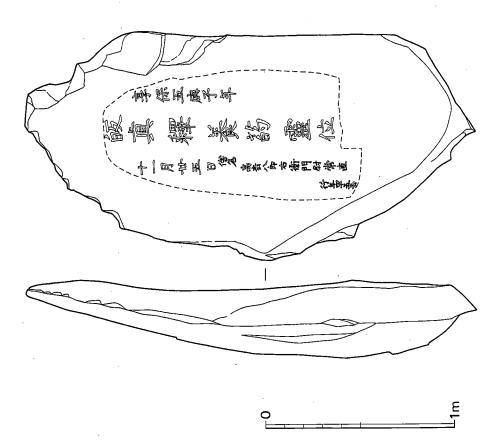
1号墓の1m西側に位置し、墓穴の北辺を6号墓に切られる。盛土はかなり流失していたが、60cm程残存していた。1号墓同様、墓石の根石として1~10cm大の砂利石を詰めており、砂利石層の厚さは20cmである。墓穴は長方形を呈し、長軸4.34m、短軸3.66m、深さ2.8mと大規模である。墓穴は二段に掘られ、底面から90cmの所に幅20cmのステップを設けている。出土遺物として、陶器片・数珠玉・鉄釘等あるが、六道銭の出土はなかった。

棺 桶(図版7-2・50-2.3・51-1,第11~14図) 棺桶は墓群中ではかなり残りが良い方で、箱形棺の側板・底板、それに棺桶を墓地まで運ぶための棺台が出土した。箱形棺は一辺60cmで、高さは側板が1枚しか残っていないため不明であるが、死者を座位で納棺したであろうから70~80cmもあれば事足りよう。棺台は長さ96cm、幅23cm、厚さ2cm程の板4枚を2本の横木に各4箇所づつ釘留めしたものであり、横木の間隔は50cmである。棺台と棺桶本体は釘留めされておらず、ただ乗せているだけであった。通常、棺台はお寺もしくは共同体が所有・保管し、葬儀毎に使用するものであるが、当墓地では棺台ごと出土しており(1~3・5号墓)、これは墓穴が大



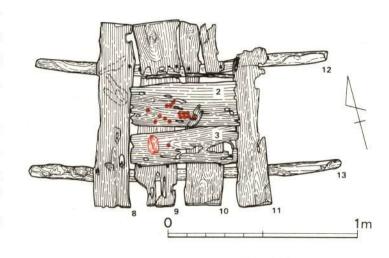
第 9 図 2 号墓実測図 (1/60)





きく深いため棺桶のみを 埋葬するのが困難なため であろう。また、棺台は 1号墓同様、東西方向に 埋葬されている。

2・3は底板で、心持ちの柾目材を厚さ2cm程に 裁断して用いる。表面は それ程でもないが、裏面 は腐食が著しい。2は長 さ58.0cm、幅22.7cmで、 3は長さ57.6cm、幅19.2cm 残存する。2・3とも上面



第 11 図 2 号墓数珠玉出土状態実測図 (1/20)

に釘を打った形跡はみられない。なお,実測図の網掛けの部分は,木材の樹種同定に使用した 部位を示す。

4は南側,5は西側,6は北側の側板である。共に残存状態は悪いものの,長さ60cm,幅25cmに復原できる。7は側板を内側から支える角材で,北西コーナーの出土である。残存長は11.7cmであり、下位に釘穴がみられる。

8~11は棺台横板で、何れも心持ちの柾目材を厚さ2cm程に裁断して使用する。表裏面とも腐食が著しいが、比較的残りのよい8から長さ96cm、幅23cmに復原可能である。上方と下方に各2箇所づつ釘及び釘穴がある。

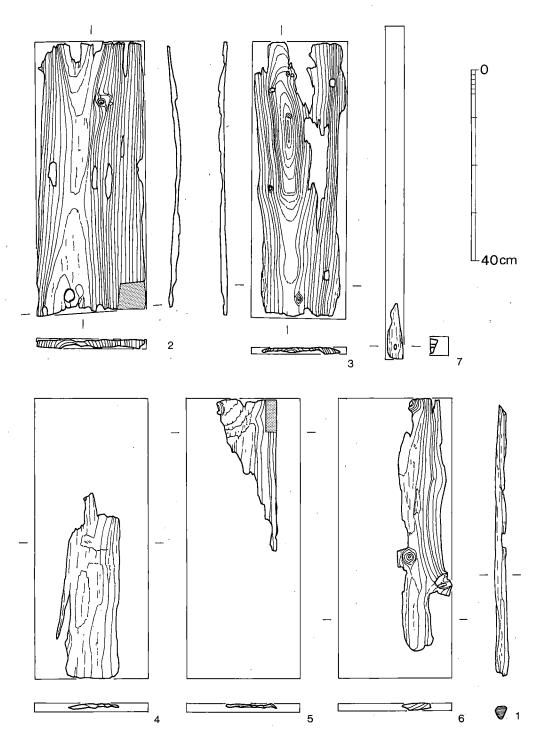
12は北側、13は南側の担ぎ棒である。丸木の表皮・枝葉を調整カットして担ぎ棒としたもので、両端から30cmの部分は担ぐために丸く調整し、中央の板を乗せる部分は方形に面取りしている。12は長さ153cm、径7cmで、13は長さ163cm、径7cmである。釘が8箇所にみられ、その間隔は15~18cmである。両端が反り返っているのは、乾燥したためであり、当初からではない。

墓 石(図版6-1,第10図) 盛土の中央には墓石A(第15図)が立てられているが、墓穴の規模に比して墓石は小さく、また下半部が欠損していることから当墓に伴うものではなく、2 号墓の墓石としては墓穴の北西側に横転している墓石 I が妥当である。偏平な花崗岩の自然石で、長さ238cm、幅118cm、厚さ42cmを測る。墓碑銘は粗く研磨された一面に、

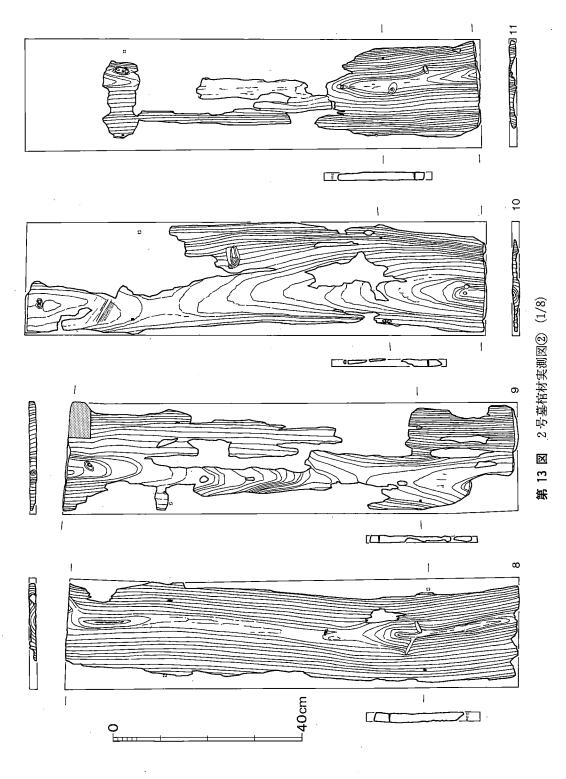
享保五庚子年

皈真釋養药霊位

十一月廿五日 俗名高枩八郎右衛門尉常直 行年四十五去



第 12 図 1・2 号墓棺材実測図① (1/8)



2・3・5号墓棺材実測図 (1/12)

第 14 図

- 29 -

とあり、戒名は赤く塗った上で金箔 (粉)を入れた痕跡があり、他の銘に もみられる。

墓石Aは頭部に稜を有する角石塔形で, 凝灰岩製である。下半部を欠損していたが,後日下半部が見つかり銘が判読できた。一段彫り窪めた正面に,

貞享五戊辰年

帰眞釋春月灵位

二月二十七日

とあり、左側面に

高松□□□五歳卒

とある。過去帳には元禄八年以前の法名は記載されてお らず,名前は判らなかった。

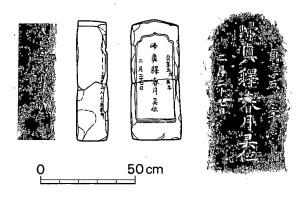
出土遺物 (図版42-1・43, 第17・22・26図)

陶 器(11) 11は体部小片で、外面に花弁状の文様が青く描かれ、内面には貫入がみられる。胎土は灰白色を呈す。墓穴埋土中の出土である。

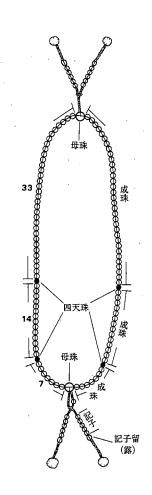
数珠玉 (1~18) 棺桶埋土下位より出土した数珠玉で, 1と2, 3と4, 5と6, 7と8, 9と10で各々対をなす。1・2 はガラス製で、濃赤褐色を呈する。径は1が7.8mm, 2が8.0mmである。3・4は瑪瑙製で赤褐色を呈する。径は3が8.0mm, 4が9.0mmである。1~4で四天珠を成すのであろう。5・6はガラス製で、色調はコバルトブルーである。径は5が7.8mm, 6が7.5mmである。7・8はT字状に穴が開く母珠で、水晶製である。7の径は9.0mm, 8の径は12.8mmで、中央に稜が走る。9・10は水滴形をした記子留(露)で、水晶製である。

11~18は木製で,成珠と考えられる。11以外は土圧の ためか偏平である。11は径8.0mm,厚さ2.4mmを測る。

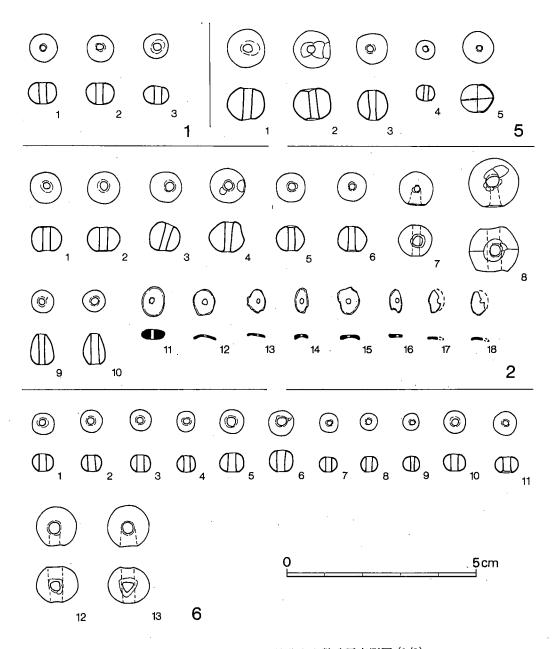
鉄 釘(1) 棺材の残りが良かった割には、1点の出土 しかない。1は両端部を欠損し、残長は1.2cmである。



第 15 図 墓石A実測図 (1/20, 拓影1/10)



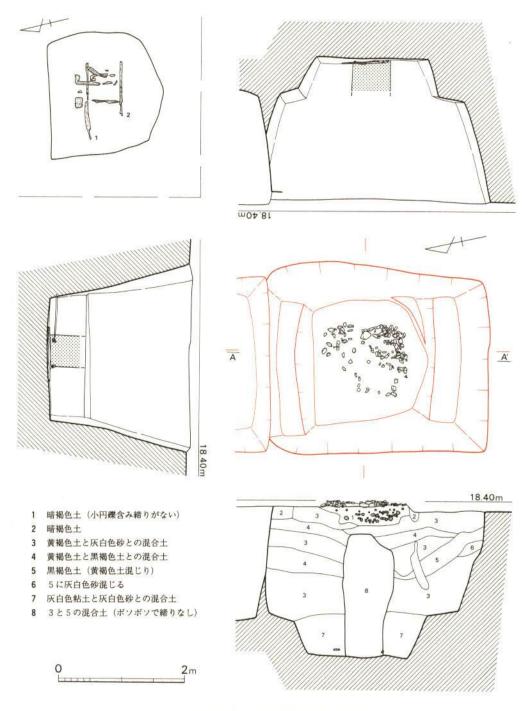
第 16 図 数珠玉模式図



第 17 図 1・2・5・6 号墓出土数珠玉実測図(1/1)

3号墓(図版8·9, 第18図)

2号墓の0.8m西側に位置し、墓穴の北辺を7号墓に切られる。盛土は殆ど残存していなかったが、中央には砂利石が残っていた。墓穴は長方形を呈し、長軸3.6m、短軸3.0m、深さ2.24m



第 18 図 3 号墓実測図 (1/60)



と大規模である。墓穴は二段に掘られ、北側と南側に幅30~40cmのステップを底面から60cmの 所に設けている。遺物は埋土中から鉄釘が出土したのみである。

棺 桶(図版9-2・50-1, 第14図) 棺桶は遺存状態が極めて悪いものの, 棺台-担ぎ棒と横板の一部が出土しているので箱形棺と考えられる。北側の担ぎ棒は長さ120cm, 南側の担ぎ棒は長さ85cm程度しか残っていないが, 底面の長さからして160cm程あったものと考えられる。箱形棺本体は残存しないが, 土層図からみて幅60cm程と推察する。棺台は1・2号墓同様, 東西方向に埋葬されている。

1は北側,2は南側の担ぎ棒で、共に腐食が著しい。1は途中で折損しているが、長さ120cm、径7cmであり、一部に調整痕がみられる。2は85cm程度残存するのみ。1・2とも丸木を使用している。両者とも残存部位には、釘を打った形跡はなかった。

墓 石(図版8-1, 第19図) 頭部を西に向け墓壙の南西に横転する。墓石は方柱自然石形の 長大なもので、長さ244cm, 幅108cm, 厚さ77cmを測る。墓碑銘は一段彫り窪めた正面に、

享保十四己酉天

釋羪齊霊位

閏九月十九日

一段彫り窪めた左側面に、俗名高松與太郎直政

行年三十四歳

とあり、銘には赤色顔料を入れた痕跡がある。

出土遺物 (図版44-2, 第22図)

鉄 釘(1~5) 棺桶は箱形棺であるが、5本しか出土していない。1は長さ5.0cmの大型品、2は3.7cmの中型品、3・4は2.9cmの小型品である。

4号墓(図版10·11, 第20図)

3号墓の0.6m西側に位置する。盛土は完全に流失し、墓石の根石も無かった。墓穴は隅丸長 方形を呈し、上部は摺鉢状に大きく開き、一旦屈曲して底部に移行する。長軸2.4m、短軸1.98m、深さ1.82mを測り、当墓地においては中型の規模である。

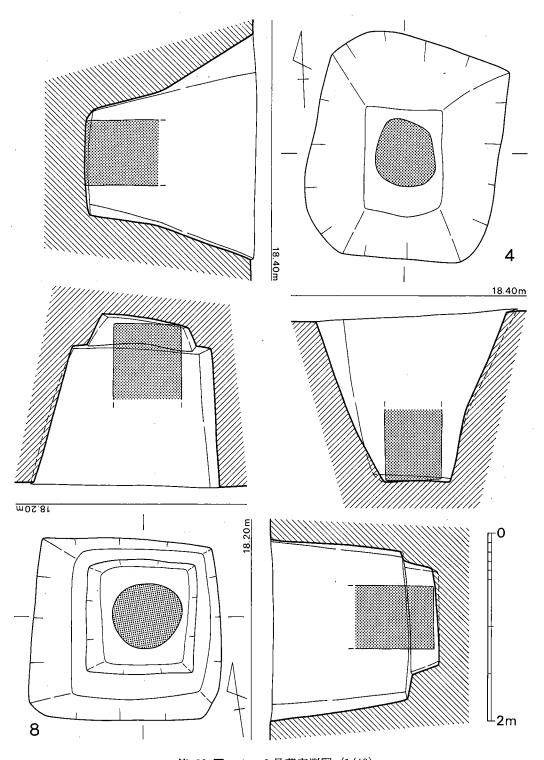
棺 桶(図版11-1) 棺桶本体は残存していなかったが、その痕跡が円形であったため当初 桶棺(早桶)と思われたが、鉄釘が十数本出土していることから箱形棺と考えられる。

墓 石(図版10-1, 第21図) 頭部を西に向け墓穴の中央に横転していた。長さ120cm, 幅 54cm, 厚さ50cmを測る花崗岩の自然石である。墓碑銘は一段彫り窪めた正面に、

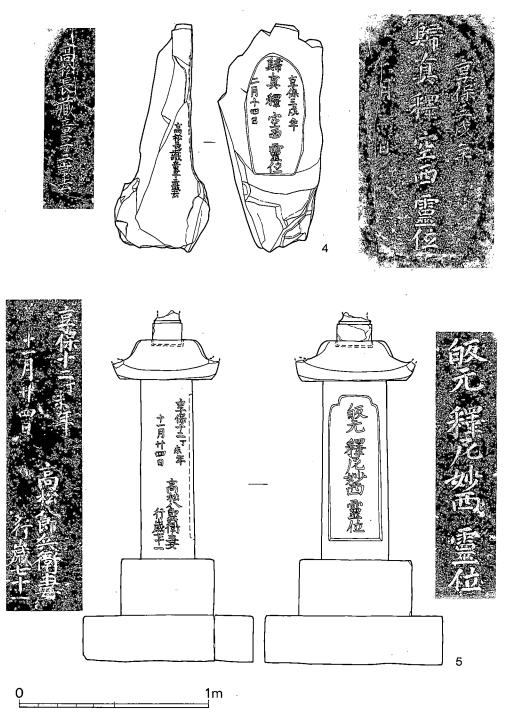
享保三戌年

歸真釋空西霊位

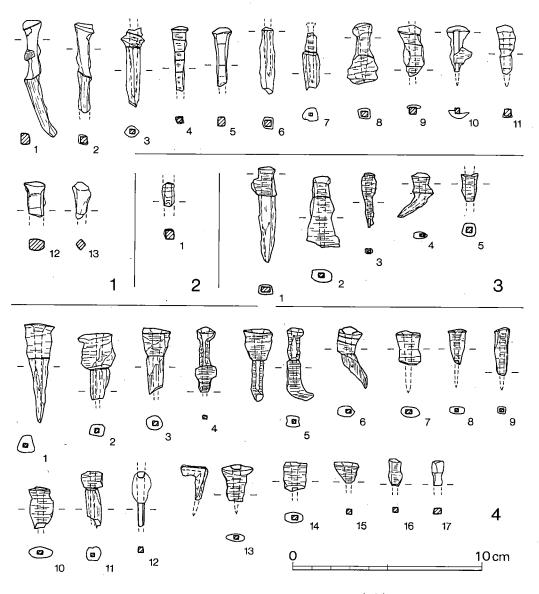
二月十四日



第 20 図 4・8 号墓実測図 (1/40)



第 21 図 4(F)·5号墓墓石(J)実測図(1/20, 拓影1/10)



第 22 図 1~4号墓出土鉄釘実測図 (1/2)

左側面に高松長藏童子二歳去とある。

出土遺物 (図版44-3, 第22図)

墓穴埋土下位より棺桶に使用していた鉄釘が出土した。

鉄 釘 $(1\sim17)$ $1\cdot5$ は木質部が銹着しているが、釘そのものの長さは3cm前後であろう。13はL字形に折れ曲がっている。大半が先端部を欠失し、頭部のみ残す。

5号墓(図版12・13, 第23図)

1号墓の北辺を切って位置する。盛土は40cm程残っており、10cm大の根石がみられた。長さは南北軸3.84m、東西軸3.52mで、南北軸がやや長い方形を呈する。深さは2.5mで、2号墓に次ぐ深さを有する。北西と南西のコーナー部には底面から1m前後の所に幅30~50cm、奥行き20~25cmの足掛り穴が掘られている。また、東西の両壁面が抉れているのは、担ぎ棒が長すぎて墓穴に入りきらなかったためである。出土遺物には、数珠玉・灯明皿・磁器片がある。

棺 桶(図版13-2・51-2, 第14・24・25図) 箱形棺の側板・底板, 棺台の担ぎ棒・横板が 出土した。箱形棺は側板から復原すると一辺56cm程になる。棺台の横板は残りが悪かったが, 横板1が原位置を留めているものとして80cmに復原できる。横木の間隔は36cmである。また, 棺台は2・3号墓同様, 東西方向に埋葬している。

1・2は棺台の横板で、腐食が著しい。3は横板1の上に乗っており、両端面が生きているように思えたので箱形棺の底板としたが、横木に釘留めしているので棺台の横板の可能性もある。しかし、棺台ごと埋葬するものなら釘留めした方が棺桶が安定し、運搬・埋葬に都合が良かろう。現存値で長さ55.8cm、幅13.9cm、厚さ1.5cmを測る。4は箱形棺の側板であり、残存長50.8cm、最大幅11.2cm、厚さ1.8cmを測る。小口側に釘が1本打付けてあり、側面には釘穴が3箇所みられることから最下段に使用したものである。板材は何れも心持ちの柾目材を使用している。

5は北側,6は南側の担ぎ棒である。丸木の表皮・枝葉を調整カットして担ぎ棒としたものであるが,面取りを施しておらず加工は雑である。5は長さ211cm,径7.5cmで,13は長さ216cm,径7.5cmである。釘及び釘穴が8箇所にみられ,その間隔は7~18cmである。1・2の横板は中央に釘穴があることから、棺台は幅13~20cmの横板を5枚釘留めしていたものと考えられる。

墓 石(図版12-1, 第21図) 笠石は落とされ、塔身も斜めを向いているが、墓穴の中央にあることから原位置を留めていると考えられる。墓石は凝灰岩製の基壇・基礎・塔身・笠石から成る。基壇は10cm大の根石の上に高さ20cmの方柱4本を組み合わせており、その中央には石はない。基礎は高さ29cm、幅59cm、奥行き49cmで、その上に高さ95cm、幅35cm、奥行き28cmの塔身を乗せている。笠石は高さ21cm、幅63cmで、その先端部は折損している。宝珠も先端部を折損し、残高17cm、幅18cm、奥行き16cmで、笠石頂部を方形に彫り窪め挿入している。

墓碑銘は塔身を一段彫り窪めた中に,

皈元釋尼妙西霊位

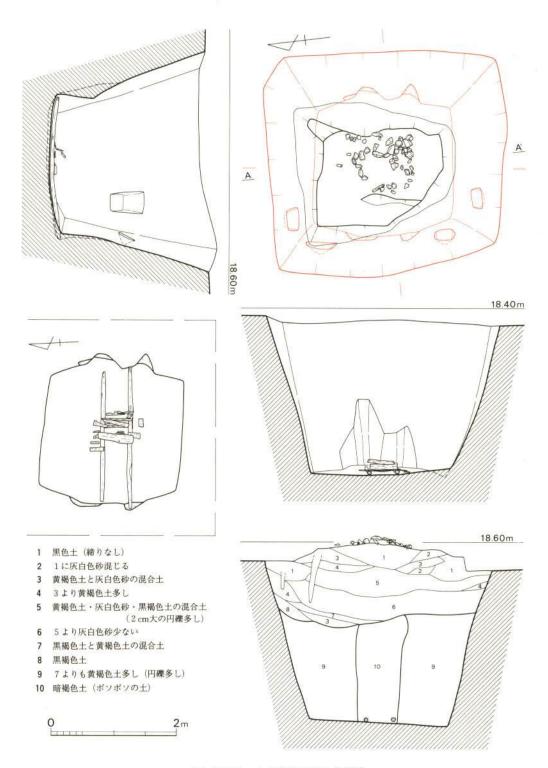
とあり, 左側面に

享保十二丁未年

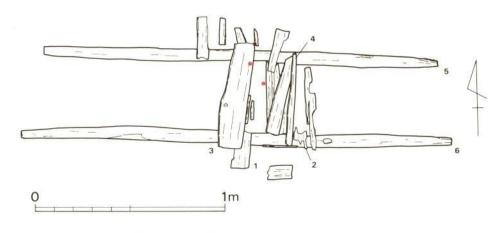
高松八郎兵衛妻

十一月廾四日 行歳七十一

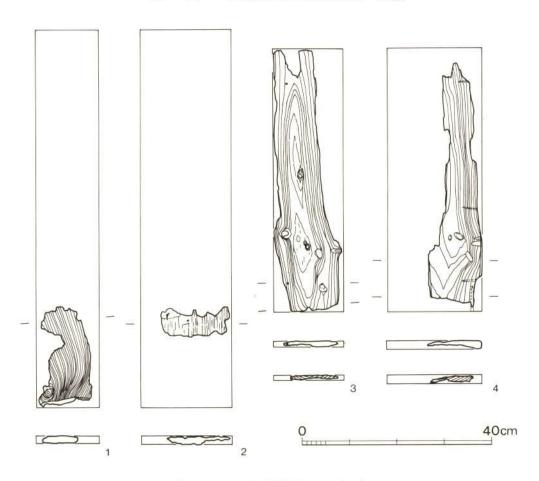
と刻銘している。



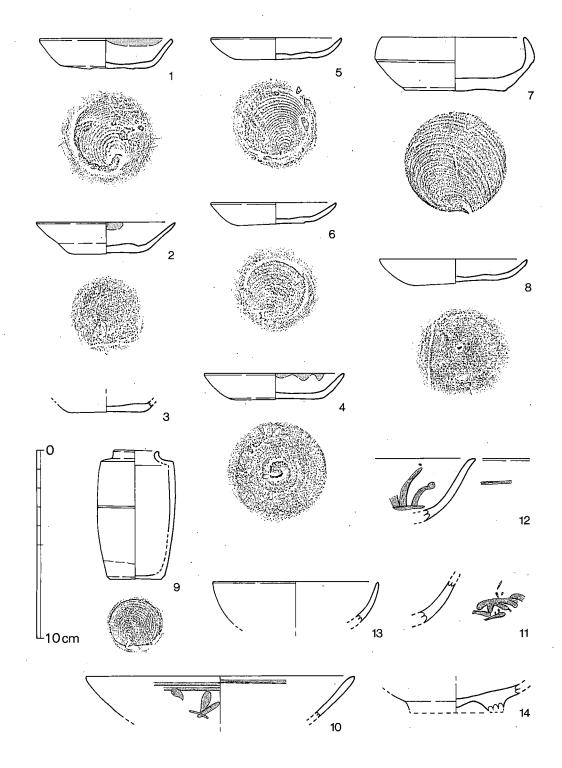
第 23 図 5 号墓実測図 (1/60)



第 24 図 5 号墓数珠玉出土状態実測図 (1/20)



第 25 図 5 号墓棺材実測図 (1/8)



第 26 図 墓地出土土器実測図 (1/2)

出土遺物 (図版42-1・43-1, 第17・26図)

土師器(1) 器高1.6cm, 口径7.0cm, 底径4.6cmを測る土師器の小皿で, 口縁部を若干欠く。 口唇部2箇所に煤が濃く付着しており, 灯明皿として使用されたもの。底部には糸切り痕がみられる。胎土は石英・雲母を含むものの精良で, 色調は内面灰白色, 外面黄灰色を呈する。墓穴埋土下位の出土である。

磁 器(12) 磁器碗の口縁部小片である。口唇部は若干外方に屈曲する。内面に花弁状文様,外面に横線が青く描かれる。胎土は精良で,灰白色を呈す。墓穴埋土中の出土である。

数珠玉($1\sim5$) $1\sim3$ は棺材に密着して出土した数珠玉である。 $1\cdot2$ はガラス製で,淡赤褐色を呈す。3は形がやや歪で,瑪瑙製。4は水色を呈し,ガラス製である。5は中空の金属製で,半球を二つ合わせたもの。鉛色を呈し,錫製であろうか。母珠と成珠はみられないが,木製だったのであろう。 $1\sim3$ が四天珠、4は記子と考えられる。

また、棺材がある程度残存しているのに、鉄釘は出土しておらず、鉄製品は腐朽しやすいのであろう。六道銭もみられない。

6号墓(図版14・15, 第27図)

当墓地のほぼ中央に位置し、2号墓の北辺を切り、11号墓に切られる。盛土はかなり流失していたが、現状で20㎝の高まりを残している。墓穴の中央には、根石としてはかなり大きな石が二つあり、墓石の押えとして使用したものか。墓穴は東西軸3.52m、南北軸3.16mで、東西軸がやや長い方形を呈する。深さは2.22mで、3号墓とほぼ同じである。墓穴は二段に掘られ、底面から60㎝の所に幅30㎝のステップを設けている。6号墓も墓群中大きな墓穴を有する部類に入る。出土遺物には、数珠玉・灯明皿・鉄釘がある。六道銭の出土はなかった。

棺 桶 (図版15-1) 遺存状態は極めて悪く,長さ5 \sim 14cm,幅1 \sim 1.5cmの棺材片13点を残すのみであるが,鉄釘が相当数出土しているので,箱形棺と考えられる。

墓 石(図版14-1, 第28図) 頭部を西に向け墓穴の北西隅に横転していた。長さ200cm,幅78cm,厚さ50cmを測る花崗岩の自然石である。左側面には石を切り出した際の矢痕を残す。

墓碑銘は正面に,

寛保二壬戌年 皈元釋妙菂霊位

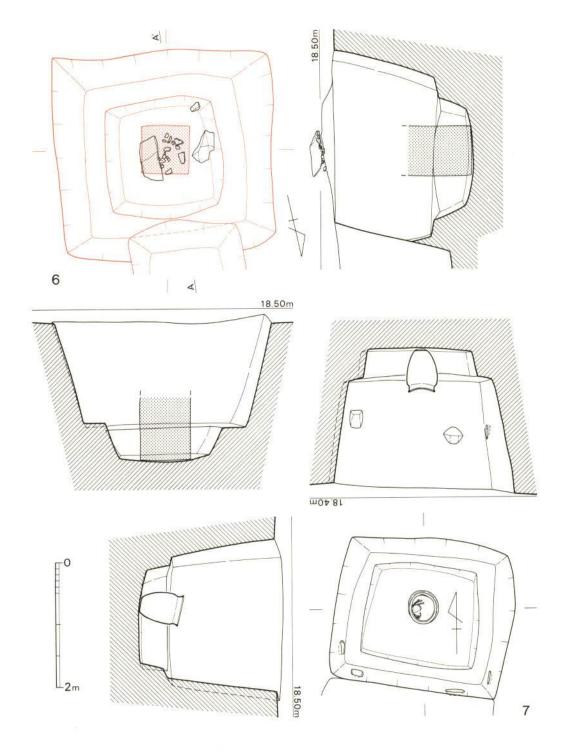
八月廿二日

とあり、左側面に

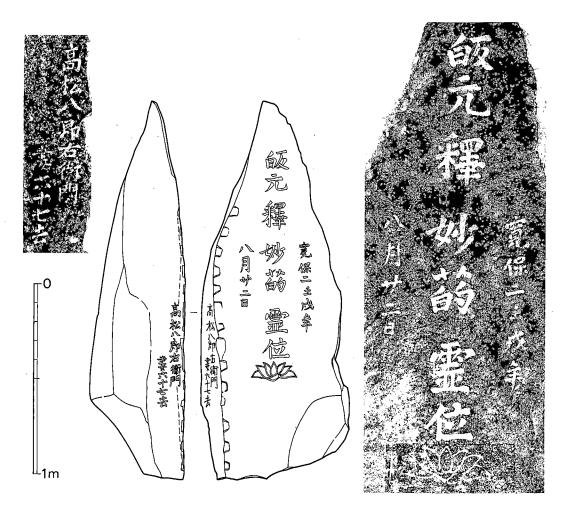
高松八郎右衛門

妻六十七去

と刻銘されている。また、法名の下には線彫りの蓮華文様があり、法名は墨を入れた後で赤く



第 27 図 6 · 7 号墓実測図 (1/60)



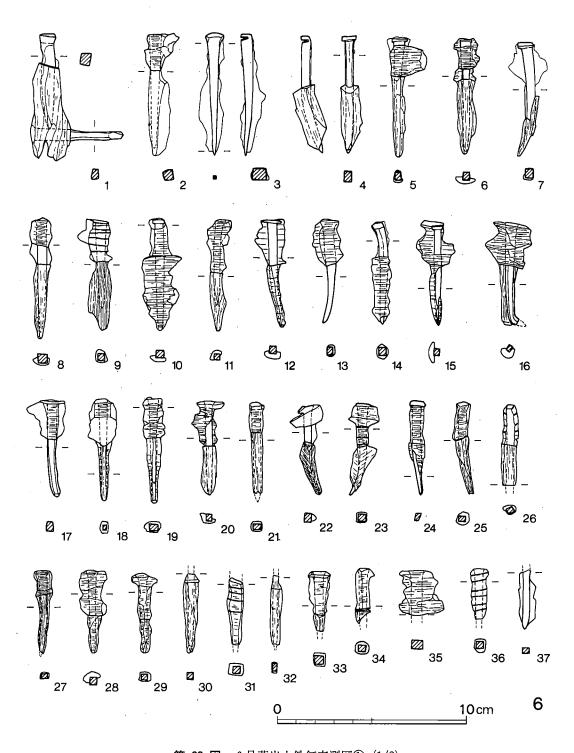
第 28 図 6 号墓墓石(M)実測図 (1/20, 拓影1/10)

塗られている。他の銘は墨を入れたのみである。

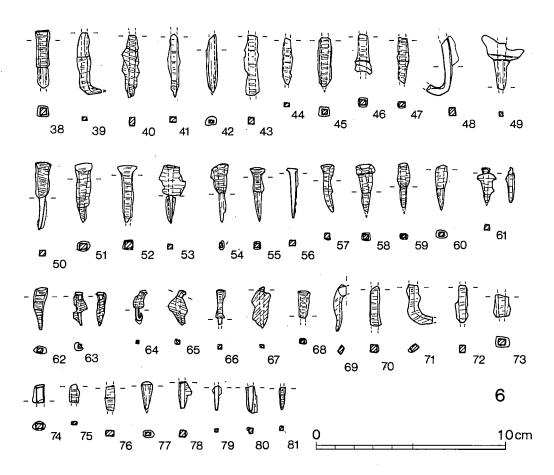
出土遺物 (図版42-1・43-1・45・46-1.2, 第17・26・29・30図)

土師器 (2・3) 2は器高1.7cm, 口径7.4cm, 底径3.8cmを測る小皿で, 口縁部を若干欠く。 口唇部に煤が付着しており, 灯明皿として使用されたもの。底部には糸切り痕がみられる。胎土は石英・雲母を含むものの精良で, 色調は内外面とも黄白色を呈する。3は小皿の底部破片で, 底径は4.0cmである。胎土は雲母・白色粒を含む。焼成はやや軟質で, 色調は内外とも灰褐色を呈する。共に, 墓穴埋土下位の出土である。

数珠玉($1\sim13$) 棺桶埋土下位より出土した数珠玉である。 $1\sim4$ の色調はライトグリーンを呈し、径はすべて5.5mmであることから四天珠になろう。 $5\cdot6$ は濃赤褐色を呈し、瑪瑙製である。



第 29 図 6 号墓出土鉄釘実測図① (1/2)



第 30 図 6 号墓出土鉄釘実測図② (1/2)

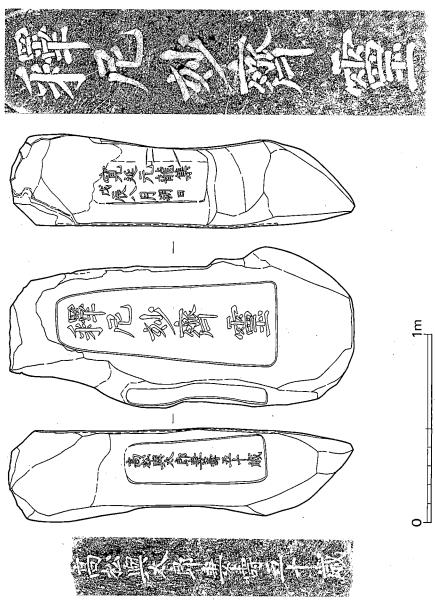
7~10は透明なガラス玉で、径が小さいことから記子になろう。12・13はガラス製の母珠で、 色調はライトグリーンを呈す。径は11mmである。

鉄 釘(1-81) 箱形棺に使用していた鉄釘で、総数82本数える。1は釘2本をL字形に打ち込んだもので、コーナー部に使用していたもの。2-16は長さ6cm前後の大型品で、 $3\cdot4$ は頭部の形状が判る資料である。17-29は長さ4.5-5cmの中型品、51-59は長さ3cm前後の小型品である。60-65は長さ2cm前後の細小型である。棺材を留めるには短すぎて用を成さず、横方向の木目しかみられないので、棺桶ではなく別の物に使用されていたのであろう。

7号墓(図版16・17, 第27図)

3号墓の北辺を切って位置する。盛土は殆ど流失しているが、6号墓同様墓穴中央には大き目の根石がある。墓穴は東西軸2.82m、南北軸2.42m、深さは2.24mを測り、東西軸がやや長い



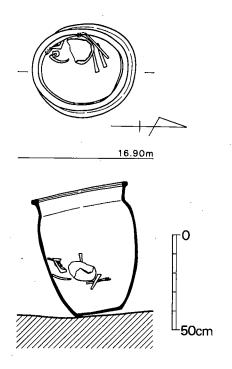


— 47 — ·

方形を呈するが、1~3・5・6号墓の一群よりは一回り小さい。墓穴は二段に掘られ、底面から40cmの所に幅20cmのステップを設けている。また、5号墓同様、南西と南東のコーナー部にはステップから50~80cmの所に幅20~30cm、奥行き10cm前後の足掛り穴が掘られている。遺物は甕棺内より数珠玉、陶器片が出土した。

甕 棺(図版17-2・42-2, 第32・33図) 墓穴底面のやや北側よりに埋置される甕棺で,蓋は完全に腐朽していた。甕棺の中には土砂が流入していたが,底部より15~30cm浮いた状態で人骨が検出された。中橋先生の鑑定によると,身長140cm前後の華奢な熟年女性で,お歯黒をしていたということであった。年齢・性別は,墓碑銘とも矛盾がない。

器高66.0cm, 口径は焼け歪のため長径50.8cm・短径42.4cm, 底径25.0cmを測る甕である。口縁部は内



側に折曲げたもので、肥厚する。頸部は短く立ち、**第 32 図** 7号墓人骨出土状態実測図(1/20) 撫肩の肩部から緩やかに底部に移行する。底部は上

底である。器高の割に底部の締りが悪いため寸胴な感がある。肩部に3条・胴下半部に3~4条のヘラ先による沈線、肩部沈線と頸部の間には矢の文様が2本線刻される。調整は外面が斜格子目タタキをヘギ板状工具でナデ消し、内面は格子目タタキ→ハケ目をナデ消したもので、部分的にハケ目が残る。内底部は格子目タタキのままである。釉は茶褐色を呈し、その上に淡緑色の釉を波状に掛けている。焼成は堅緻で、叩くと金属的な音がする。

墓 石(図版16-1, 第31図) 頭部を西に向け墓穴の南側に横転していた。長さ182cm,幅 74cm,厚さ48cmを測る花崗岩の自然石であり、下端部断面はく字形をなす。墓碑銘は一段彫り 窪め研磨した右側面・正面・左側面の3面に、

(右側面)

寛延元龍集

戊辰八月朔日

(正面)

釋尼妙齊霊

(左側面)

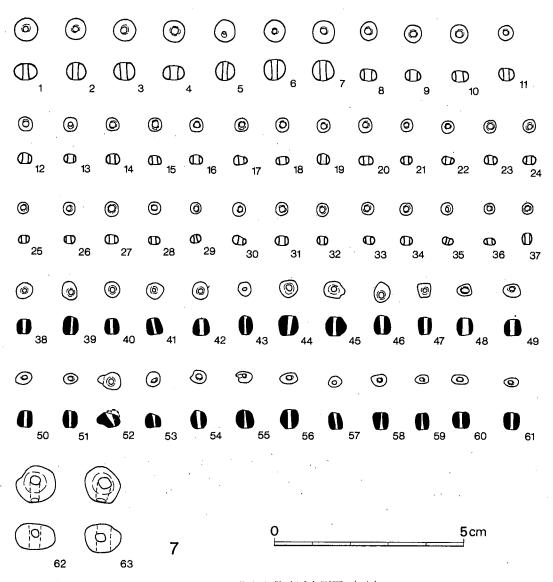
高松與太郎妻壽五十歳

と刻銘される。

出土遺物 (図版42-1・43, 第26・34図)

胸 器(13) 碗の口縁部小片で、口径8.8cmに復原したが、自信はない。口唇部は丸く納め

-49 -



第 34 図 7 号墓出土数珠玉実測図 (1/1)

る。灰黄色の胎に淡緑灰色の釉掛かり。内外面とも貫入がみられる。混入したものか。

数珠玉 (1~63) 甕棺埋土下位より出土した数珠玉で、1~37がガラス製、38~63は木製である。1~2は淡緑色を呈し、横方向の筋・気泡がみられる。3~6は灰白色を呈し、風化が著しい。8~11も灰白色を呈し、3~6より小粒である。四天珠になろう。12~37は淡緑色を呈し、径は3.5mmと小さく、記子になるか。38~61は木製の成珠で、やや縦長である。すべて柾目方

向に穿孔している。62・63は母珠で、径は10mm前後である。また、木製の数珠玉は樹種同定に 6個使用したので、甕棺内からは70数個の数珠玉が出土したことになる。

被葬者は女性であり、甕棺内から柄鏡・簪・櫛等の副葬品の出土が期待されたが、意に反して数珠玉のみであった。また、六道銭もみられない。

8号墓(図版18・19, 第20図)

墓地群の西端部に位置し、 $23 \cdot 24$ 号墓を切る。墓穴は長軸2.0m、短軸1.92m、深さ1.78mを 測り、方形を呈する。当墓地においては中型の規模である。墓穴は直線的に掘られ、底面から 30cmの所に幅 $10 \sim 25$ cmのステップを有する。出土遺物は皆無であった。

棺 桶(図版19) 棺桶本体は残存していないが、その痕跡は円形(短軸で約65cm)を呈する。また、鉄釘の出土は1点も見られないことから桶棺(早桶)と思われる。

墓 石(図版18-1, 第35図) 墓穴の中央に位置し、原位置を留めていると考えられる。墓石は凝灰岩製の塔身と基壇から成る。塔身は高さ44cm、幅27cm、奥行き19cmを測る丸石塔形を呈し、基壇の高さは12cmである。また、現状で塔身は西側を向いている。

墓碑銘は一段彫り窪めた正面に釋妙誓信女とあり,

(右側面) 天明元丑年

四月十日卒

(左側面) 高松八右衛門妻

と刻銘されている。

9号墓 (図版20, 第36図)

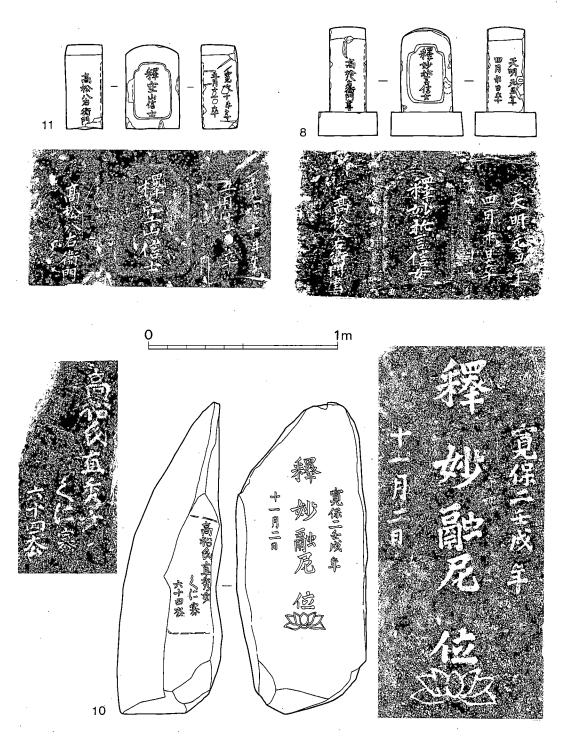
5号墓のすぐ北側に位置し、10号墓に西辺を切られる。盛土は30cm程残存し、4~10cm大の砂利石が一面にみられる。墓穴は長方形を呈し、長軸2.42m、短軸2.12m、深さ1.74mを測る。墓穴からの遺物の出土はなかった。

棺 桶(図版20-2) 棺桶本体は残存していないが、その痕跡は円形(短軸で約60cm)を呈する。また、8号墓同様、鉄釘の出土は1点も見られないので桶棺(早桶)と思われる。

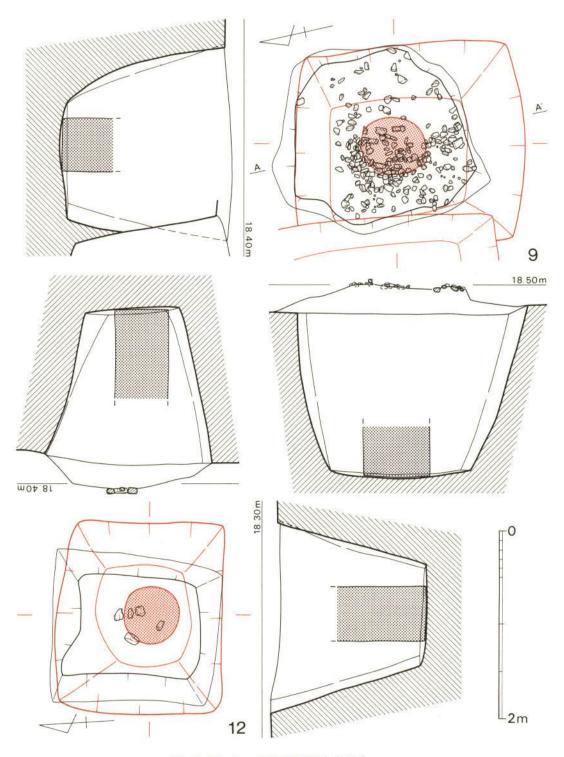
墓 石 塔身はなく,凝灰岩製の基壇(高さ21cm,幅46cm)が盛土の中央に残存するのみ。 10号墓は寛保二(1742)年に作られており、9号墓はそれ以前の造墓ということになる。

10号墓(図版21·22, 第37図)

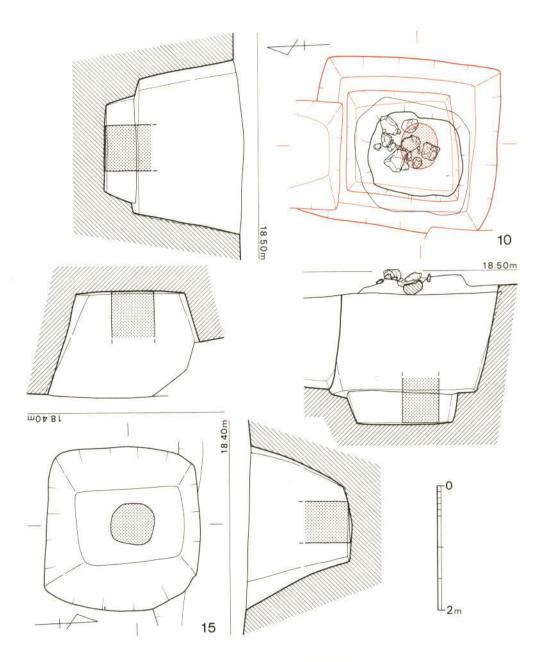
5号墓の0.6m北側に位置し、11・22号墓に切られる。盛土はかなり流失しているものの20cm程残存し、盛土の中央には20~50cm大の根石が7個据えられている。墓穴の規模は長軸2.9m、短軸2.7m、深さ2.02mで、南北軸がやや長い方形を呈する。墓穴は二段に掘られ、底面から



第 35 図 8(P)·10(N)·11(Q)号墓墓石実測図(1/20, 拓影 1/10)



第 36 図 9·12号墓実測図 (1/40)



第 37 図 10·15号墓実測図 (1/60)

50 cmの所に $20 \sim 40 \text{cm}$ のステップを設けている。10号墓は7号墓に次ぐ大きさで、当墓地においては大型の部類に属する。埋土下位より数珠玉・鉄釘が出土した。

棺 桶 (図版22-1) 棺桶本体は殆ど腐朽しており、長さ19cm、厚さ1cm程の担ぎ棒状の棺材

片を残すのみであった。棺材に使用していた鉄釘が4本ではあるが出土しており、Bタイプの 木目を有する釘が存すること。また、大・特大型の墓は箱形棺を多用していること等から考え て、大型に属する当墓も箱形棺を埋葬していたものと推察する。

墓 石(図版21-1, 第35図) 頭部を北に向け、左側面を上向きにして墓穴の中央に横転していた。長さ165cm、幅67cm、厚さ54cmを測る花崗岩の自然石である。

墓碑銘は研磨した正面に,

寛保二壬戌年 釋妙融尼位 十一月二日

とあり、左側面に

高松氏直秀女

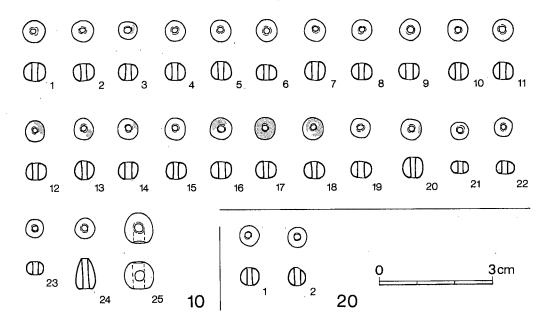
くに寡

六十四公

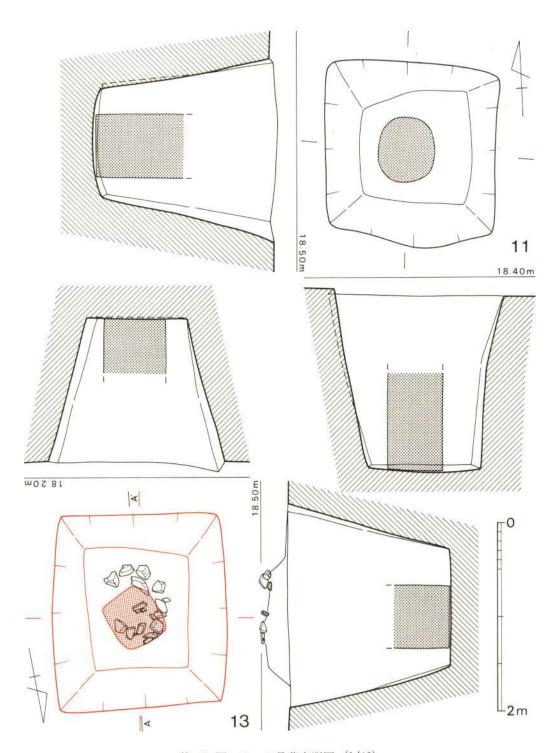
と刻銘されている。また、法名の下には線彫りの蓮華文様があり、墨を入れている。

出土遺物(図版43-1・46-3, 第38・43図)

数珠玉 (1~25) 1~25 は墓穴埋土下位出土のガラス製数珠玉である。1~20 は成珠で,径4.5 ~6.0mmを測る。 $3\cdot11~18\cdot20$ には緑色の塗料が遺存する。21~23 の色調はダークグリーンを



第 38 図 10・20号墓出土数珠玉実測図 (1/1)



第 39 図 11・13号墓実測図 (1/40)

呈し、1~20よりも径が小さいことから四天珠になろう。24は水滴形の記子留であり、もう片方を欠く。25は母珠で、かなり風化している。

鉄 釘(1~4) 埋土下位より4本出土した。1は4.2cmを測る中型の完形品で,2~4は先端部を欠く。

11号墓 (図版23, 第39図)

当墓地のほぼ中央にあり、6号墓の北辺と10号墓の南西コーナーを切って位置する。墓穴の規模は長軸1.94m,短軸1.8mで、南北軸が若干長い方形を呈する。当墓地においては中型の規模である。墓穴は直線的に掘られ、深さは1.92mを測る。出土遺物は皆無であった。

棺 桶(図版23-3) 棺桶本体は全く残存していないが、その痕跡は円形(短軸で約60cm) を呈すること。また、8・9号墓同様、鉄釘の出土は1点も見られないことから桶棺(早桶)を使用していたものと思われる。

墓 石(図版23-1, 第35図) 墓穴の東辺寄りに位置する。基壇は無く,凝灰岩製の塔身のみである。また,根石も存在しない。塔身は丸石塔形を呈し,高さ44cm,幅28cm,奥行き19cmを測り,8号墓墓石と同規模(両者は夫婦関係にある)である。また,現状で塔身は西側を向いているが、それが原位置を示すものかは不明。

墓碑銘は一段彫り窪めた正面に釋空山信士とあり,

(右側面) 寛政十午年

五月十一卒

(左側面) 高松八右衛門

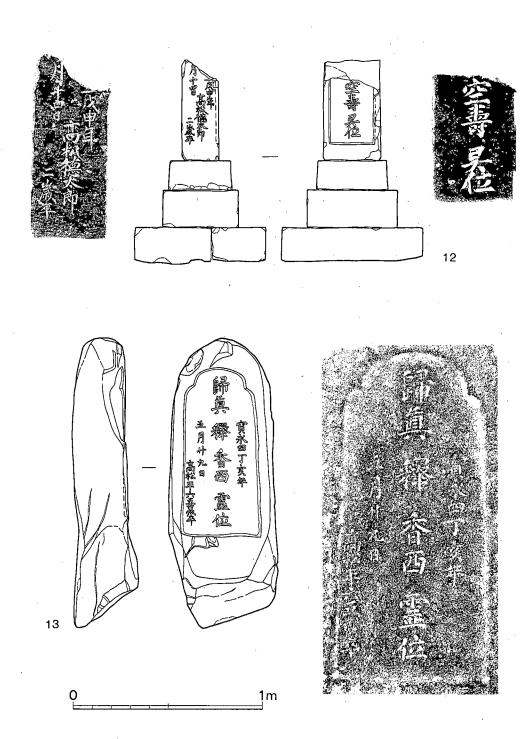
と刻銘されている。法名も8号墓のそれに類似している。

12号墓(図版24·25, 第36図)

11号墓の0.4m北側に位置するが、他の墓との切合いはない。盛土は20cm程あり、その中央には根石として転用した石臼・古瓦片が据えられている。墓穴は長軸2.02m、短軸1.74m、深さ1.68mを測り、東西軸が若干長い方形を呈する。当墓地においては中型の規模である。遺物は墓穴埋土下位より鉄釘が出土したのみ。

棺 桶 (図版25-1) 当墓も棺桶本体は残存せず、棺桶の痕跡のみである。当初、棺桶の痕跡が円形 (約60cm)を呈していたため桶棺 (早桶)と思われたが、鉄釘が十数本出土していることから箱形棺と考えるに至った。

墓 石(図版24-1,第40図) 墓穴の中央に位置する。塔身の上部は打ち欠かれ、基壇は木の根により動いてはいるが、ほぼ原位置を呈するものと思われる。墓石は凝灰岩製の基壇・基礎・塔身から成る。基壇は5号墓同様、高さ17cmの方柱を4本組合わせたもので、その中央部に



第 40 図 12(K)·13号墓墓石(C)実測図 (1/20, 拓影1/10)

は石はない。基礎は二重で、下部基礎は高さ20cm、幅48cm、奥行き40cmであり、上部基礎は高さ15cm、幅38cm、奥行き34cmで、その上に塔身が乗る。しかし、塔身と上部基礎とは不釣合いで、上部基礎は11号墓基壇を後世積んだものではなかろうか。また、基壇・基礎・塔身・笠石・宝珠から成る5号墓墓石が本来の形状を呈するのであろう。

塔身は上部を打ち欠かれており、52cm残るのみ。幅30cm、奥行き20cmで5号墓のそれより一回り小さい。現状で塔身は西側を向いている。

墓碑銘は一段彫り窪めた正面に、



と刻銘されている。

出土遺物 (図版47-1, 第43図)

鉄 釘 (1~10) 墓穴埋土下位より10本出土した。1は長さ4.2cmの中型品。2は先端部を欠く。3は先端部を故意に曲げており、箱形棺の支柱を打付けたもの。4~10は頭・先端部を欠く。 D類の釘の存在からも棺桶は箱形棺であったと言えよう。

13号墓(図版26・27, 第39図)

墓地の西側にあり、7号墓の1.1m北側に位置する。他の墓との切合いはない。盛土は20cm程あり、10~20cm大の根石が16個程円形に配される。墓穴の規模は長軸2.04m、短軸1.84m、深さ1.8mで、南北軸が若干長い方形を呈する。当墓地においては中型の規模である。墓穴埋土下位より鉄釘が出土した。

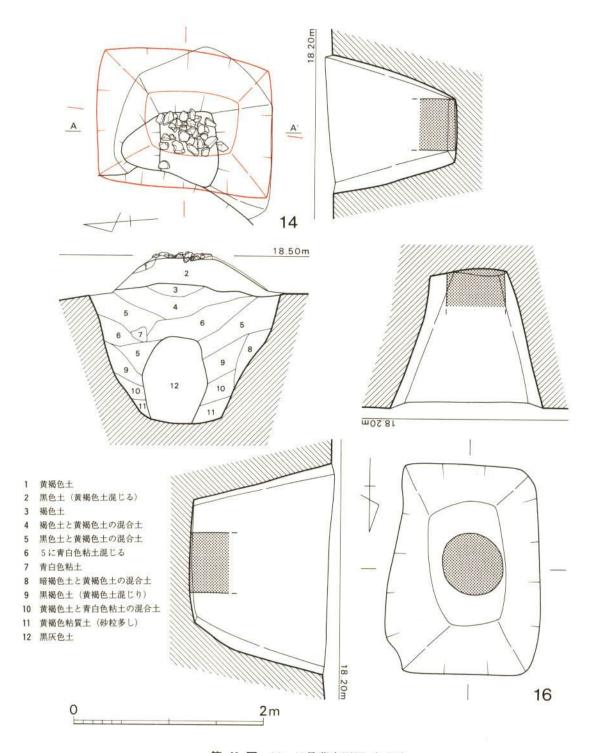
棺 桶 (図版27-1) 棺桶本体は残存していないが、その痕跡は方形 (一辺約58cm) を呈し、 鉄釘が数本出土していることから箱形棺と考えられる。

墓 石(図版26-1, 第40図) 盛土の中央に位置し、若干北側に傾斜するものの原位置を留めていると考えられる。墓石は花崗岩の自然石を丸石塔状に加工したもので、基壇は存在しない。塔身は長さ153cm、幅54cm、厚さ27cmを測る。

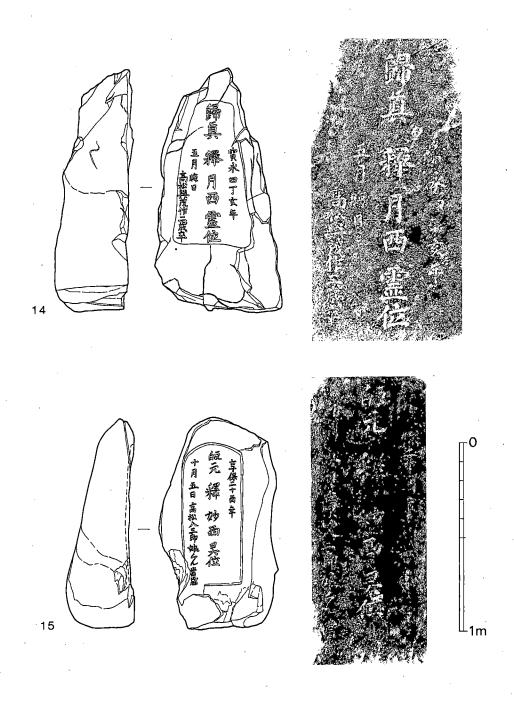
墓碑銘は一段彫り窪めた一面に,

寶永四丁亥年 歸眞釋香西霊位 五月卅九日 高松平六五歲卒

とあり、法名の一部に金箔(粉)を入れた痕跡がある。



第 41 図 14·16号墓実測図 (1/40)



第 42 図 14(D)·15号墓墓石(E)実測図 (1/20, 拓影1/10)

出土遺物(図版46-4, 第43図)

鉄 釘($1\cdot 2$) $1\cdot 2$ は墓穴埋土下位より出土した鉄釘である。 $1\cdot 2$ 共に先端部を欠く。2は欠損品であるが、E類になるか。

14号墓(図版28·29, 第41図)

墓地の北西端部に位置する。盛土は30cm程で、その中央には10cm大の礫・古瓦を30個程置いて根石としている。墓穴は長さ1.86m、幅1.44m、深さ1.4mを測る長方形を呈し、当墓地においては小型の部類に属す。遺物は埋土下位より鉄釘が出土したのみである。

棺 桶(図版29-2) 棺桶本体は全く残存していないが、その痕跡は方形(一辺約50cm)を 呈する。鉄釘が1本のみ出土しているが、Bタイプを呈することから箱形棺を埋葬していた可 能性が高い。

墓 石(図版28-1, 第42図) 頭部を西に向け、墓穴の南西隅に横転していた。長さ127cm、幅64cm、厚さ38cmを測る花崗岩の自然石である。

墓碑銘は一段彫り窪めた一面に,

寶永四丁亥年

歸眞釋月西霊位

五月晦日

高松與茂作二歳卒

とあり、法名は赤く塗られている。

出土遺物(図版46-4、第43図)

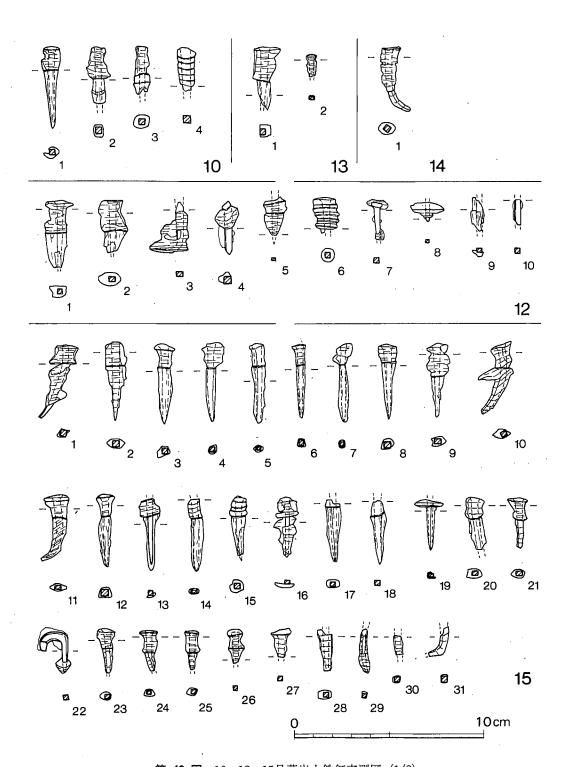
鉄 釘(1) 1は墓穴埋土下位より出土した鉄釘で,長さ3.8cmの中型品。

15号墓(図版30・31, 第37図)

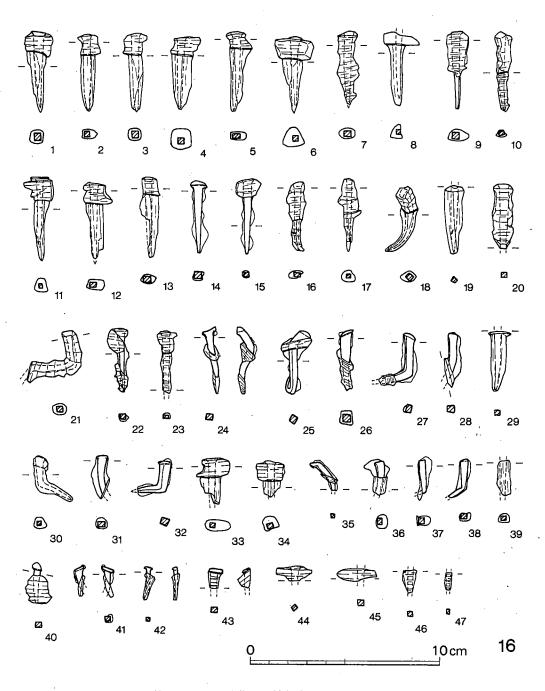
墓地の北端に位置し、19・20号墓と接するが両者は切合っていない。盛土はみられるものの根石は存在せず、墓穴の中央に墓石のみを立てる。墓穴は長軸2.62m,短軸2.42m,深さ1.64mを測り、東西側がやや長い隅丸方形を呈する。当墓地においては中型の規模である。遺物は埋土下位より鉄釘が出土したのみである。

棺 桶(図版31-1) 当墓も棺桶本体は残存せず、棺桶の痕跡のみである。当初、棺桶の痕跡が円形(約70cm)を呈していたため桶棺(早桶)と考えたが、埋土下位より鉄釘が30本程出土したので箱形棺と判明した。

墓 石(図版30-1, 第42図) 墓穴の中央に立てられてはいるが, 墓石の下に根石はなく, 当時の状況を呈するものか不明。現状では西側を向いている。墓石は長さ112cm, 幅59cm, 厚さ36cmを測る花崗岩の自然石である。



第 43 図 10・12~15号墓出土鉄釘実測図 (1/2)



第 44 図 16号墓出土鉄釘実測図 (1/2)

墓碑銘は一段彫り窪めた一面に,

享保二丁酉年

皈元釋妙西昊位

十月五日 高松八三郎娘くん當歳

と刻銘している。

出土遺物(図版47-2, 第43図)

鉄 釘(1-31) 1-14は長さ4cm前後の中型品, $15\cdot 16\cdot 20-23$ は3cm前後の小型品で, $24\cdot 25$ は2cmの細小型品である。棺材の厚さは残存する木質部により1cm程と推定される。使用している釘が3-4cmの中・小型品であり、棺材の厚さも1cm位なので、それほど大きくない箱形棺を埋葬したのであろう。

16号墓(図版32·33, 第41図)

12号墓の0.5m北側に位置する。盛土は流失し、根石もみられない。墓穴は長軸2.22m、短軸1.64m、深さ1.48mを測る長方形を呈する。当墓地においては中型の規模である。遺物は埋土下位より鉄釘が出土したのみ。

棺 桶(図版33-1) 当墓も棺桶本体は残存せず、棺桶の痕跡のみである。当初、棺桶の痕跡が円形(径60cm)を呈していたため桶棺(早桶)と思われたが、埋土下位より鉄釘が50本近く出土したので箱形棺と考えるに至った。

墓 石(図版32-1, 第45図) 頭部を北に向け、墓穴の北辺に横転していた。長さ147cm,幅 35cm,厚さ43cmを測る花崗岩の自然石である。

墓碑銘は一段彫り窪めた一面に,

享保五庚子年

皈元釋道春昊位

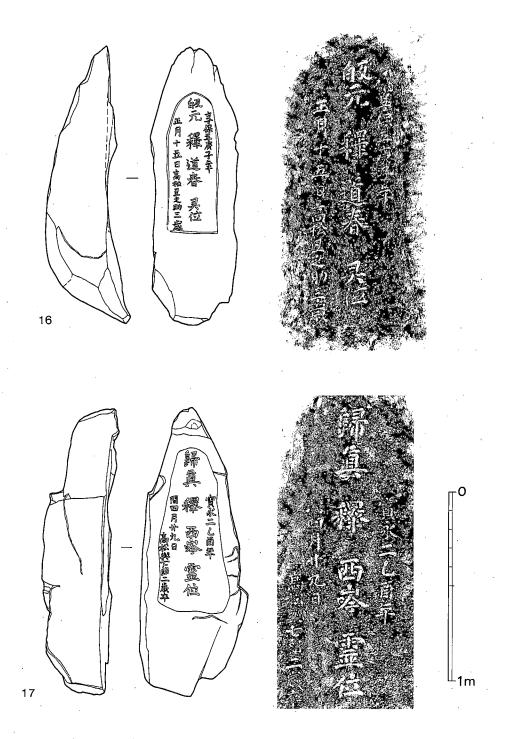
正月十五日高松丑之助三歳

と刻銘している。

出土遺物 (図版48, 第44図)

鉄 釘 (1~47) 墓穴埋土下位より47本の鉄釘が出土した。1~10・12~16・24・25は長さ4cm前後の中型品,11・17・22・32は3cm程の小型品で,40~42は2cm前後の細小型品である。21・27・30・32・38はL字形に曲がっている。

棺材の厚さは残存する木質部により 1 cm程と推定される。また、使用している釘が $3\sim4\text{cm}$ の中・小型品であり、棺材の厚さも1cm位なので15号墓同様、それほど大きくない箱形棺を埋葬したのであろう。 $40\sim42$ の細小型品は棺材ではなく、何か別のものに使用したものと思われる。



第 45 図、16(H)·17号墓墓石(B)実測図(1/20, 拓影1/10)

17号墓 (図版34, 第46図)

13号墓の1.4m北側に位置し、他の墓とは切合っていない。盛土は20cm程あり、墓穴のほぼ中央に5~10cm大の礫を18個円形に配して根石としている。墓穴は長方形を呈し、長軸2.56m、短軸1.72m、深さ1.4mで、当墓地においては中型の規模を有する。墓穴の東側に幅20cmのステップを床面から40cmの所に設けている。灯明皿、鉄釘が出土した。

棺 桶 当墓も棺桶本体は全く残存しない。棺桶の痕跡は方形(一辺40cm)を呈し、埋土下位より鉄釘が30本近く出土しているので箱形棺と考えられる。

墓 石(図版34-1, 第45図) 頭部を北側に向け、墓穴の東辺に横転していた。長さ153cm、幅57cm、厚さ36cmを測る花崗岩の自然石である。

墓碑銘は研磨した一面に,

寶永二乙酉年

歸眞釋西峇霊位

閏四月廾九日

高松與七郎二歳卒

と刻銘されている。

出土遺物 (図版42-1・49-1, 第26・48図)

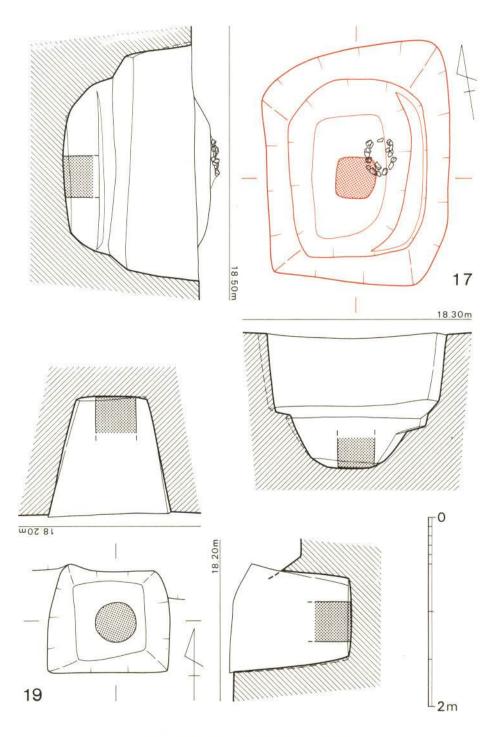
土師器(4) 器高1.4cm, 口径7.4cm, 底径5.2cmを測る土師器の小皿で,口縁部を若干欠く。 口唇部2ケ所に煤が濃く付着しており,灯明皿として使用されたもの。底部にはヘラ切り痕が みられる。胎土は石英・雲母・白色粒を含む。焼成は良く、暗灰褐色を呈する。

鉄 釘 $(1\sim28)$ $1\sim28$ は埋土下位出土の鉄釘である。 $1\cdot2\cdot5$ は先端部を欠損するものの大型品になろう。 $6\cdot11$ は長さ4cm前後の中型品で,11は先端部を故意に曲げている。 $12\sim14\cdot20\cdot21\cdot28$ は長さ3cm弱の小型品である。 $22\cdot23$ は2cm前後の細小型である。220 230 も棺桶は箱形棺といえよう。

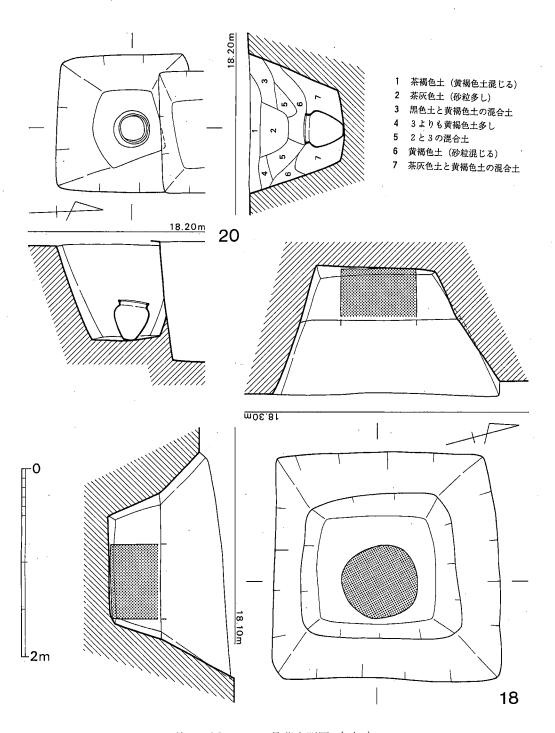
18号墓(図版35, 第47図)

4号墓のすぐ西側に位置するが、両者は切合っていない。墓石は無く、根石・盛土も存在しない。墓穴は一辺2.4mの方形を呈し、深さは1.34mであり、当墓地においては中型の規模を有する。ステップは設けていないものの二段気味に掘られ、底面から60cmの所に稜を有する。遺物の出土は皆無であった。

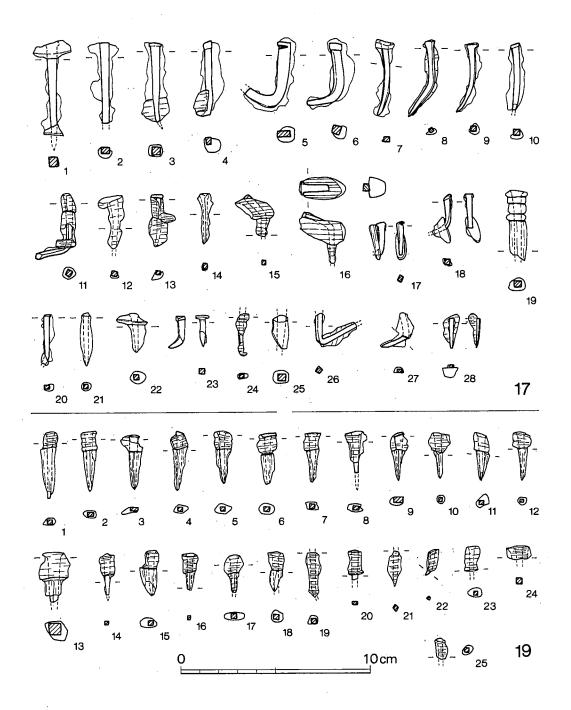
棺 桶(図版35-2) 当墓も棺桶本体は全く残存せず、円形の痕跡(径80cm)がみられるのみ。棺桶の痕跡が80cmと大きいのは、棺桶が腐って空洞化し、内側から徐々に崩れていったためであろう。鉄釘は出土しておらず桶棺(早桶)の可能性もあるが、棺の痕跡のみでは判別に苦しむ。



第 46 図 17·19号墓実測図 (1/40)



第 47 図 18·20号墓実測図 (1/40)



第 48 図 17·19号墓出土鉄釘実測図 (1/2)

19号墓(図版36, 第46図)

15号墓のすぐ西側に位置し、20号墓の北辺を切る。墓石は無く、根石・盛土も存在しない。 墓穴は直線的に掘られ、長軸1.28m、短軸1.06mの東西軸が若干長い方形を呈する。小規模な 割には1.28mと深目である。埋土中より陶器片、埋土下位より鉄釘が出土した。

棺 桶(図版36-2) 当墓も棺桶本体は残存せず、棺桶の痕跡のみである。当初、棺桶の痕跡が円形(径40cm)を呈していたため桶棺(早桶)と思われたが、埋土下位より鉄釘が20数本出土したので箱形棺と考えられる。

出土遺物 (図版42-1·49-2, 第26·48図)

陶 器(14) 埋土中より出土した陶器碗の底部破片である。高台径は5cmに復原される。内外面とも明灰色の釉掛かり。胎土は砂粒をかなり含んでいる。

鉄 釘 (1~25) 埋土下位より25本出土した。1・13を除き小型ないしは細小型の鉄釘で、 棺材の厚さは残存する木質部により1cm程と推定される。使用している釘は小型品であり、墓 穴の規模も小さいことから小型の箱形棺を埋葬したのであろう。

20号墓(図版36-1, 第47図)

15号墓と16号墓の間に位置し、19号墓に北辺を切られる。墓石は無く、根石・盛土も存在しない。墓穴は東西軸1.46m、南北軸1.38m、深さ1.02mを測り、東西軸がやや長い方形を呈する。遺物は甕棺内より数珠玉、埋土中より鉄釘が出土した。

甕 棺(図版37-1・42-3, 第33図) 墓穴底面の中央に埋置される小型の甕棺で,蓋は完全 に腐朽していた。甕棺内には土砂が流入しており、人骨は遺存していなかった。

器高42.9cm, 口径33.1 (短径32.6)cm, 底径37.4cmを測る小型の甕である。口縁部は内側に 折曲げ, 突出させている。頸部は短く立ち, 撫肩の肩部から緩やかに底部へ移行する。器高に 比し底径が大きいため安定感がある。肩部にはヘラ先による沈線が2段あり, その間を連弧文 で充填している。内面は格子目タタキをハケでナデ消しているが, 内底面にはタタキ目が残る。 釉は茶褐色を呈し, その上に波状に黄褐色の釉を内外面とも掛けている。また, 外面の2箇所 には明黄褐色の釉が掛けられ, 一部は底部付近まで垂れている。焼成は堅緻である。また, 口 縁部平坦面には目土の痕が11箇所みられる。

出土遺物 (図版43-1・49-3, 第38・52図)

数珠玉($1\cdot 2$) $1\cdot 2$ は甕棺内出土の数珠玉で、ガラス製である。共に径5mmで、色調はダークグリーンを呈する。

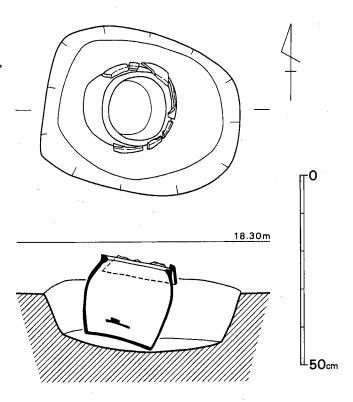
鉄 釘(1) 墓穴埋土出土の鉄釘で、両端部をかく。 L字形に曲がっており、蓋に使用した ものであろう。

21号墓(図版37-2, 第49図)

13・14・17号墓の間に位置する。墓壙は長軸52cm,短軸42cm,深さ19cmを測る長円形を呈し,その中央に骨蔵器を埋置している。蓋は割れて身の中に落込んでおり、土砂が流入していた。土はふるいに掛けたが、何も出てこなかった。墓壙が小規模であるため、本来、墓石を有していたかは不明。

骨蔵器 (図版37-3, 第50図)

蓋と身から成る。蓋は器高3.2cm, 口径22.9cmで, 中央に径2.4cmの撮みを付しているが,重さのためにへたばっている。調整は口縁部ヨコナデ, 天井部回転ナデ, 内面は回転ハケ目(6~7条/cm)を施す。胎土は1~2mm大の雲母・長石を多く含



第 49 図 21号墓実測図 (1/10)

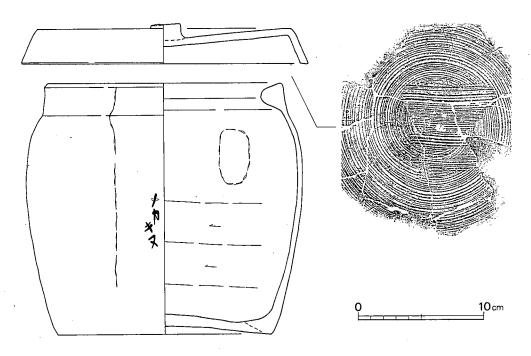
む。焼成は良好で、内外面とも暗褐色を呈する。

身は器高19.8cm, 口径19.1cm, 底径17.0cmを測る。口縁部は三角に肥厚し, 短い頸部からやや張りをみせ上底の底部に移行する。体部は粘土帯二つを張り合わせて成形しており, 内外面に縦方向の粘土帯接合痕がみられる。調整は口縁部ヨコナデ, 内外面は工具によるナデを施す。胎土は1~2mm大の雲母・長石を多く含む。焼成は良好で, 内外面とも褐色を呈する。また, 体部外面にはノ(ナ?)カキヌと墨書されるものの意味不詳。

骨蔵器としたが火葬骨は納められておらず,或は胎盤を埋納したものか。甘木市鬼の枕古墳石室埋土中からも同様な容器が発見されている(註3)。

22号墓(図版38-1, 第51図)

10号墓の北辺を切って位置する。墓石は無く、根石・盛土も存在しない。墓穴は東西軸 1.7m、南北軸1.62m、深さ1.46mを測り、東西軸がやや長い方形を呈する。当墓地においては 小型の部類に属する。墓穴は直線的に掘られ、底面中央が盛上っている。埋土下位より歯が入



第 50 図 21号墓骨蔵器実測図 (1/3)

れられた小皿が出土した(図版38-2~4)。

棺 桶 当墓も棺桶本体は全く残存せず、円形の痕跡(径50cm)を留めるのみ。鉄釘の出土 も見られないので桶棺(早桶)と推察する。

出土遺物 (図版42-1, 第26図)

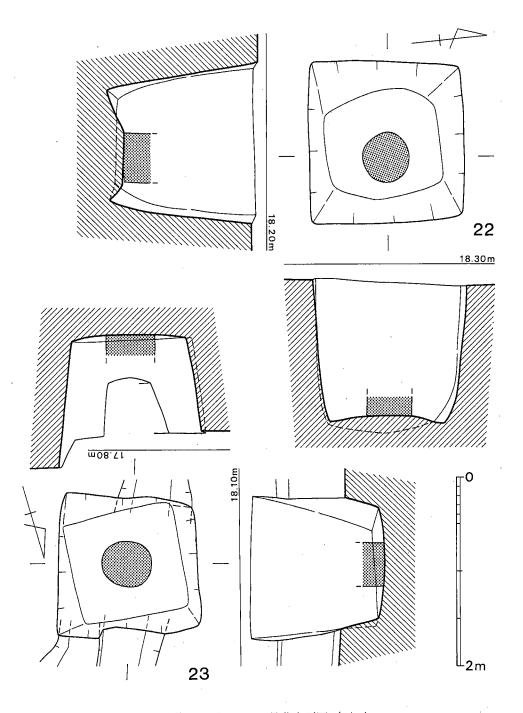
土師器(5~7) 墓穴埋土を掘下げている途中で出土した。5~7は入子になっており、7に歯を入れ6で蓋をし、更に5で二重に蓋をしていた。

5・6は器高1.1cmの小皿で、底部の締りは悪い。口径は5が7.0cm、6は6.7cmである。調整は回転ナデで、底部切り離しは糸切りによる。胎土は精良で、色調は淡黄褐色を呈する。7は器高2.8cm、口径7.5cm、底径5.3cmを測る深目の皿で、口縁部は内傾し、体部外面に稜をもつ。調整は回転ナデで、底部外面には糸切り痕がみられる。胎土は石英・雲母を含むものの良好で、色調は淡灰青色を呈する。

22号墓は墓石が残存せず被葬者等については不明で、また皿に入れられていた歯も残りが悪く、性別・年齢を特定できないとのことであり、両者の関係は不詳。

23号墓(図版39, 第51図)

墓地の西端部に位置し、8号墓に南東コーナーを切られる。墓石は無く、根石・盛土も存在



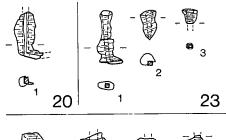
第 51 図 22·23号墓実測図 (1/40)

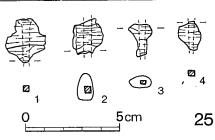
しない。墓穴は南北軸1.5m, 東西軸1.46m, 深 さ1.4mを測り, 南北軸が僅かに長い方形を呈し, 当墓地においては小型の部類に属する。墓穴は直線的に掘られている。遺物は埋土下位より鉄釘が 出土したのみ。

棺 桶(図版39-1) 当墓も棺桶本体は残存せず、その痕跡は円形(径50cm)を呈する。埋葬主体に甕を有する20号墓からは、蓋に使用したと考えられるDタイプの鉄釘が出土しているが、当墓からも同タイプの鉄釘が出土しており、或は桶棺の蓋を留めるのに使用したのかも知れない。

出土遺物 (図版49-3, 第52図)

鉄 釘(1~3) 1はDタイプの釘で先端部は故





第 52 図 20・23・25号墓出土鉄釘実測図 (1/2)

意に曲げている。残存する木質部により厚さ1.3cmの板材を棺桶として使用している。2は細小型の釘で、3は先端部を欠損する。

24号墓 (図版40, 第53図)

23号墓のすぐ南側に位置し、8号墓に東辺を切られる。墓石はなく、根石・盛土も残存しない。墓穴は東西軸1.66m、南北軸1.5m、深さ1.56mを測り、東西軸が若干長い方形を呈し、直線的に掘られている。遺物の出土は皆無であった。

棺 桶 (図版40-1) 棺桶は残存しないが、その痕跡が円形 (径65cm) を呈すること、また 鉄釘は出土していないことから桶棺 (早桶) と推定される。

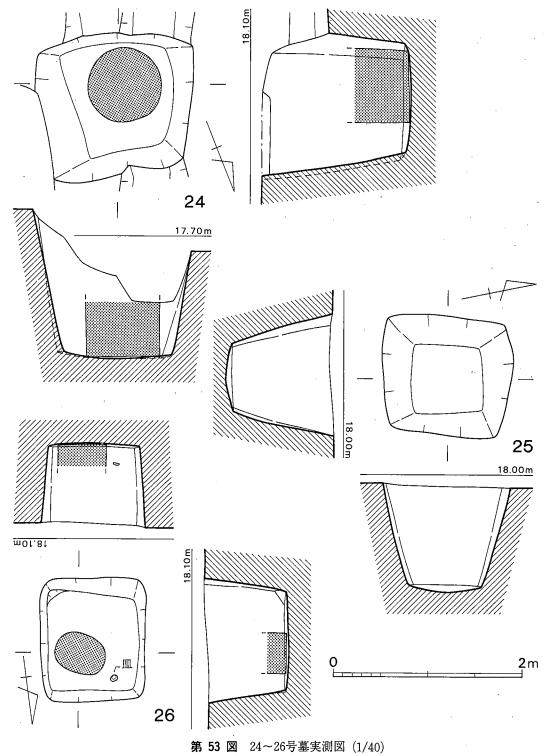
25号墓(図版41-1, 第53図)

墓地の調査が一段落し、下層遺構検出のため掘り下げていたところ墓穴が2基発見され、南から25・26号墓と番号を追加した。墓石は全く不明。

25号墓は4号墓のすぐ北側で検出された。墓穴は東西軸1.38m, 南北軸1.26m, 深さ1.14mを 測る隅丸方形を呈する。当墓地においては、小型の部類に属する。遺物は埋土下位より鉄釘が 数本出土したのみである。

棺 桶 棺桶の痕跡さえも判然としない。鉄釘が4本出土しているが、棺桶の形状は不明。 出土遺物(図版49-3, 第52図)

鉄 釘(1~4) 1~4は墓穴埋土下位出土の鉄釘で、何れも欠損品である。



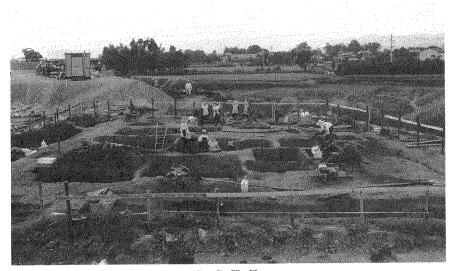
26号墓(図版41-2, 第53図)

16号墓のすぐ南側で検出した。墓穴は南北軸1.3m, 東西軸1.1m, 深さ0.9mを測る。南北軸がや長い隅丸方形を呈し、当墓地においては最も小さい。遺物は埋土下位より土師器の小皿が1点出土したのみであり、最後まで六道銭はみられなかった。

棺桶 棺桶は残存しないが、その痕跡が円形(短径40cm)を呈すること、鉄釘は出土していないことから、桶棺(早桶)と推測されるものの詳細は不明。

出土遺物 (図版42-1, 第26図)

土師器(8) 器高1.4cm, 口径7.9cmを測る土師器の小皿である。器面調整は回転ナデで,底部に糸切り痕がみられる。胎土には長石・石英・雲母が含まれる。焼成は軟質で,黄褐色を呈する。 (小田)



作業風景

- 註 1 九州陶磁文化館大橋康二氏の御教示によると、17世紀後半~18世紀初の高取系茶入ということであった。
- 註 2 名古屋市教育委員会 1986 白川公園遺跡発掘調査概要報告書
- 註 3 甘木市教育委員会 1987 鬼の枕古墳(甘木市文化財調査報告第19集)

				表 2	2 数珠玉訂測:			(単位mm,g)
墓番号	No	径	厚さ	重さ	色 調	材質	類別	、備 考
1 号墓	1 2 3	7.0 7.0 6.5	6.0 6.5 5.0	0.6 0.35 0.4	灰 白 色 っ コバルトブルー	ガラス	-	気泡あり
2号墓	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	7.8 8.0 9.0 7.8 7.5 9.0 12.8 5.8 5.7 6.0 6.0 6.0	6.7 8.0 8.0 6.7 8.0 11.5 8.0 2.4 0.3 0.9 0.8 0.4	0.25 0.25 0.7 0.85 0.85 0.75 1.2 2.8 0.45 0.45	濃赤褐色 赤 褐 色 コバル で 透 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ガ 瑪 ガ 水 木 木 カー・	四 母 記 成 一	T字形に穿孔 ク 欠 損
5 号墓	18 1 2 3 4 5	6.1 10.0 10.0 8.0 5.0 8.0	0.5 8.5 8.5 8.0 4.0 7.5	0.5 0.45 0.7 0.2 0.75	淡赤褐色 // 水 色 鉛 色	グラクス ボガラク 悪ガララ 3	四天珠	ターター 細かいヒビあり ターター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6号墓	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	5.5 5.5 5.5 5.5 6.5 6.5 4.5 6.0 11.0	4.5 4.5 4.5 5.0 5.5 4.0 4.0 4.0 4.5 9.5 9.5	0.3 0.3 0.3 0.25 0.3 0.32 0.17 0.1 0.19 0.23 0.2 2.15 2.2	ライトグリーン 次 水褐色 透 グック クライト クライト クライク クライク クライク アライク	ガー 瑪 ガー・ス 璃 ス	四次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	風化著しい 丁字形に穿孔
7号墓	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	0.555.55.55.55.55.55.55.55.55.55.55.55.5	4.5 5.0 4.8 4.0 5.5 5.5 3.0 3.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.0 2.0 2.0	0.35 0.36 0.25 0.25 0.35 0.11 0.1 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	ラ 灰 灰灰ダ灰 ライ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ガラハ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	四 記 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	気泡を (気泡を)の (高状の)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大)の (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)

	次3 数											
墓番号	No	径	厚さ	重さ	色調	材質	類別	備考				
7 号墓	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 51 52 51 51 51 51 51 51 51 51 51 51 51 51 51	3.0 3.0 3.5 3.0 3.5 3.0 3.5 3.0 3.0 3.0 4.0 4.0 4.0 4.5 5.5 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5	2.0 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.3 2.0 2.5 2.5 2.3 2.0 3.0 4.0 5.5 4.5 5.0 4.5 5.0 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5	0.04 0.03 0.03 0.02 0.01 0.02 0.02 0.01 0.01 0.01	ライトグリーン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が	記。人,人,人,人,人,人,人,人,人,人,人,人,人,人,人,人,人,人,人,	気泡あり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
10号墓	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	5.5 5.5 4.5 4.5 5.6 4.7 5.0 8.0	5.0 4.7 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5 5.5 4.5 5.5 4.5 5.5 5	0.35 0.32 0.3 0.32 0.25 0.27 0.25 0.27 0.3 0.25 0.25 0.25 0.25 0.25 0.25 0.25 0.25	透 グライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ガラクククククククククククククククククククククククククククククククククククク	成のかんかんのかんのかんのかんのかで、一切では母のかんがあるからのかんのかんのかんのかんのかない。 記母	T字形に穿孔				
20号墓	1 2	5.0 5.0	5.0 5.0	0.25 0.15	ダークグリーン	ガラス		気泡有り				
		1				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

		·						(単位はcm,※は元形品)
墓番号	No	現存長	頭下幅	型	木目の組合せ	板の厚さ	類別	備考
1号墓	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	*6.2 2.9 3.5 3.4 3.1 3.5 2.6 *3.2 2.3 2.4 1.8	0.5 0.4 0.6 0.7 0.5	大小小小	横 横 横 横 横 横	2.5 2.5 2.2 1.2	A B A C C E?	頭部欠損 先端部欠損 ク 頭部欠損 の 両端部欠損 先端部欠損 の 頭部のみ
2 号墓	1	1.2						両端部欠損
3号墓	.1 2 3 4 5	%5.0 %3.7 2.9 %2.9 1.4	0.6 0.5 0.3	大中小〃	横 + # 縦横 横 + # 縦横 + # # # # # # # # # # # # # # # # # #	1.5 1.1 1.0 1.0	A C A	屈曲する 両端部欠損
4 号墓	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	*3.2 3.3 3.4 *3.0 *2.1 1.6 2.1 2.9 3.0 2.9 3.0 1.5 1.1	0.4 0.4 0.4 0.5 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.5	小小小小	横 + 0 0 (横) 横 横 + 縦 横 + 縦	1.8 1.8 1.4 2.0 1.6 1.4 1.4 1.7	A B A A	先端部欠損
6 号墓	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	*4.7 *4.8 *6.0 *6.2 *5.9 *5.9 *5.8 *4.5 *5.6 *5.3 *4.9 *4.5	0.6 0.6 0.7 0.5 0.5 0.5 0.6 0.5 0.4 0.4 0.4 0.5 0.5	中《大》《《《《中大中大》《《《中》	横横横 横横横 横横 横横 横横 横横	1.6 1.8 1.9 2.3 2.0 1.9 1.9 2.2 2.1 1.9 2.5 2.2 2.1 1.4 2.0 2.1 2.0	A B A A A A A C A B A D B	釘 2 本あり 先端部は L 字形に屈曲

# 35 0		70-7- F	======	- mat	+ I 0 (II)	七の同り	sked mili	(単位はcm,※は元形品)
基番号	No	現存長	頭下幅	型	木目の組合せ	板の厚さ	類別	· 備 考
基番号	No 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 66 67 58 66 67 66 67	現存 **4.9 **4.9 **4.9 **4.3 **4.2 **4.3 **3.5 3.6 2.7 3.0 3.3 3.1 2.5 2.1 3.3 3.3 3.3 3.3 3.3 3.3 3.3 3	頭下幅 0.4 0.4 0.5 0.4 0.5 0.4 0.5 0.4 0.5 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3	型 中,,,,,,,,,, 如 中小,,,,,,, 如 中小,,,,,,, 如 如 中小,,,,,,, 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如	木 横横 横横 横横横 横横横 横横横 横横	板の厚さ 2.0 2.1 1.6 1.5 2.0 2.1 1.6 2.0 1.3 2.3 2.0 2.3 2.2 2.2 1.9 1.9 1.9 1.9 1.4 1.5 1.5 1.7 1.8 1.6 1.5 1.2 1.2 1.3	類 BA / ?? A / / · · · · B / A ABA CA / · CB A AB ACB / A / · · C / B / AEAE / / E	備 考
	64 65 66 67 68 69 70 71 72 73	<pre>%2.0 %1.8 1.8 %2.1 1.4 2.5 1.9 2.8 2.0 1.1</pre>	$0.2 \\ 0.2 \\ 0.3$	"	"	1.4	"	先端部欠損 先端部欠損 頭部欠損 両端部欠損
	74 75 76	0.9 1.0 1.3			十 横			頭部のみ ク 両端部欠損

				衣り	鉄 到 計 測 表 3 			(単位はcm,※は完形品)
墓番号	No	現存長	頭下幅	型	木目の組合せ	板の厚さ	類別	備考
6号墓	77 78 79 80 81	1.5 1.4 1.3 1.3	0.2		横 十 / 七 縦 横 十		E A	先端部若干欠損 , 頭部欠損 , ,
10号墓	1 2 3 4	*4.2 2.9 2.5 2.2	0.3 0.3 0.3 0.5	中	横 + 縦横 + 縦横 + 縦	1.2 1.6 1.4	A B A	先端部欠損 / /
12号墓	1 2 3 4 5 6 7 8 9	4.2 2.7 3.3 2.4 1.8 1.9 1.0 1.8	0.3 0.4 0.4 0.3 0.3	中小	横 横	1.6 1.6 1.1	A D A	先端部欠損 〃 頭部欠損 〃 両端部欠損 先端部欠損 / 両端部欠損 / /
13号墓	1 2	3.3 1.2	$\begin{smallmatrix}0.4\\0.2\end{smallmatrix}$		横+縦	1.6	A	先端部欠損 •
14号墓	1	*3.8	0.4	中	横 +(横)	2.4	В	,
15号墓	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	*4.1 *4.2 *4.2 *3.9 *4.0 *3.8 *3.7 *3.8 3.5 3.8 3.1 *3.1 *2.5 2.8 2.6 *3.3 2.3 *2.1 *2.0 1.8	0.3 0.4 0.3 0.4 0.3 0.2 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3	中々々々々々々々々へののののの小の中々小々なのの小の	横横横 横 横 横 横横横横横	0.8 1.2 1.1 1.3 1.2 1.0 1.1 0.8 1.5 1.1 1.1 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0	B C A A A A C A A B A C B C B	頭部欠損 先端部欠損 頭部欠損 頭部欠損 がか了上端部欠損 頭部次損 一次がすりでは、 一次がが欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がな欠損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなた損 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなたした。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一次がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた。 一がなた

墓番号	No	現存長	頭下幅	型	木目の組合せ	板の厚さ	類別	備 考
16号墓	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46	*4.2 *4.0 *4.1 *3.8 *4.2 *4.0 *4.1 *3.8 *4.2 *3.9 *4.1 *3.3 *3.9 *4.2 *3.3 *3.6 *3.6 *3.6 *3.7 *3.3 *3.7 *3.1 *3.1 *3.1 *3.1 *3.1 *3.1 *3.1 *3.1	0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.4 0.3 0.4 0.3 0.4 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4	中々々々々々々々々へかか中々々々の小中 小 中々小中 中 小 小 小 小 小	横横横横横横横横横横横横横横横 横横 横 横 横 横横 横 横 横横 横横 横横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横 横	1.0 1.0 1.0 1.1 0.9 0.9 1.0 1.2 2.0 2.1 1.0 0.8 0.9 1.9 2.1 1.0 1.2 1.0 0.8	A	頭部 大損
17-早首	1 2 3 4 5	0.9 4.9 4.3 4.1 *4.6 5.1	0.5 0.3 0.4 0.4 0.6	中《大	横 + 横?			た端部欠損 / 先端部L字形に屈曲 先端部欠損
17号墓	6 7 8 9 10	%4.6 %3.9 %4.1 %3.7 3.5	0.5 0.3 0.3 0.3 0.3	中外外外外	横 + 横		C "	先端部欠損

		,		32.0		, <u> </u>		(単位はcm,※は完形品)
墓番号	No	現存長	頭下幅	型	木目の組合せ	板の厚さ	類別	備考
17号墓	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	4.7 2.7 *2.7 *2.6 3.6 3.7 1.9 *2.0 3.7 2.6 *2.7 2.1 *1.9 2.5 1.8 3.7 *2.9 *2.9	0.4 0.4 0.2 0.3 0.3 0.4 0.3 0.4 0.3 0.2 0.3	中小〃〃 中 細 小〃細〃 小州	横横横 横横 横横 横横 横横 横横 横	0.9 1.0 1.1 1.1	D B A A A E B A D A	先端部欠損 / 先端部欠損 屈曲, 部無部欠損 先端部不損 先端部次損 大端部次損 頭部欠損 両端部欠損 し字状に屈曲 / /
19号墓	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	*3.5 *3.1 *2.8 *3.1 *2.7 *2.6 *2.6 2.1 *2.5 *2.5 *2.5 *2.5 *2.5 *2.5 *2.5 *2.3 *1.9 2.0 2.3 1.5 1.8 1.3 1.2 0.7 1.2	0.3 0.3 0.4 0.3 0.2 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3	中小〃〃〃〃 小〃〃 細〃〃 細	横 横横横横 横 横横 横横 十八十八十八十八十八十八十八十八十十十十十十十八十十十十十十十十	0.8 1.0 0.8 0.9 0.9 0.9 0.8 0.7 0.9 0.8 1.3 1.0 0.8 0.9 0.9	A	先端部欠損 先端部欠損 先端が欠損 の の が所部欠損 頭部次 の の の の の の の の の の の の の
20号墓	1	3.2			横		D	L字形に屈曲, 両端部欠損
23号墓	1 2 3	3.5 1.5 0.8	0.3 0.2 0.3	細小	横+横	1.3	D E	L字形に屈曲 先端部欠損
25号墓。	1 2 3 4	2.3 1.7 1.7 1.5			横 + 横		C "	先端部欠損 両端部欠損 ク

表9 高 松 家 墓 地 一 覧 表

(単位 cm)

					基	穴								墓			石				
番号	平面形	規 長軸		模 に深さ	棺 桶	出 土 遺 物	備考	記号	形態	長さ	幅	模 厚さ	材質	法 名	俗名	没 年	月日	享年	西暦	備考	
1	長方形	404 208	360 160	230	箱形棺	茶入(1), 数珠玉(3), 鉄釘(13)	・茶入に歯を入れる ・棺台の一部残存	G	自然石形	253	92	109	花崗岩		高松八郎兵衛尉秀直	享保五庚子年	正月二日	六十九	1720	・横転	
2	長方形	434 230	366 180	280	箱形棺	数珠玉(18), 鉄釘(1)	・2段掘り ・棺台の一部残存	I	自然石形	238	118	42	花崗岩	皈眞釋養菂霊位	高枩八郎右衛門尉常直	享保五庚子年	十一月廿五日	四十五	1720	・横転	
3	長方形	360 182	300 190	224	箱形棺	鉄釘(5)	・2段掘り ・棺台の一部残存	L	自然石形	244	108	77	花崗岩	釋類賽霊位	高松與太郎直政	享保十四己酉天	閏九月十九日	三十四	1729	・横転	
4	長方形	240 124	198 84	182	箱形棺	鉄釘(17)		F	自然石形	120	54	50	花崗岩	歸真釋空西靈位	高松長蔵童子	享保三戌年	二月十四日	=	1718	・横転	
5	方 形	384 220	352 216	250	箱形棺	数珠玉(5), 土師器小皿(1)	・1 号墓を切る ・棺台の一部残存	J	笠石塔形	85	35	28	凝灰岩	皈元釋尼妙西霊位	高松八郎兵衛妻	享保十二丁未年	十一月卅四日	七十一	1727	・立位 ・笠石は落ちていた	
6	方 形	352 142	316 156	222	箱形棺	数珠玉(13), 鉄釘(82) 土師器小皿(2)	・2号墓を切る ・2段掘り	М	自然石形	200	78	50	花崗岩	皈元釋妙菂霊位	高松八郎右衛門妻	寛保二壬戌年	八月卅二日	六十七	1742	・横転 ・法名の下に蓮華文	
7	方 形	282 166	242 146	224	甕 棺	数珠玉(69)	・3号墓を切る ・2段掘り	0	自然石形	182	74	48	花崗岩	釋尼妙霽霊	高松與太郎妻壽	寛延元戊辰	八月朔日	五十	1748	・横転	
8	方 形	200	192 102	178	桶棺?		・23・24号墓を切る ・2段掘り	P	丸石塔形	44	27	19	凝灰岩	釋妙誓信女	高松八右衛門妻	天明元年丑年	四月十日		1781		
9	長方形	242 146	212 124	174	桶棺?			R		22	41	34	凝灰岩							・基壇のみ	
10	方 形	290 152	270 140	202	箱形棺	数珠玉(25), 鉄釘(4)	・9号墓を切る ・2段掘り	N	自然石形	165	67	54	花崗岩	釋妙融尼位	高松氏直秀女くに寡	寛保二壬戌年	十一月二日	六十四	1742	・法名に下に蓮華文	
11	方 形	194 116	180 118	192	桶棺?		・6・10号墓を切る	Q	丸石塔形	44	28	19	凝灰岩	釋空山信士	高松八右衛門·	寛政十午年	五月十一日		1798	・基壇無し	
12	長方形	202 108	174 102	168	箱形棺	鉄釘(10)		K	笠石塔形 ?	53	30	19	凝灰岩	□空壽旲位 釋	高松徳太郎	□□□□戊申年 享保十三	□□月十四日 十一	=	1728	・塔身欠損	
13	長方形	204 124	184 108	180	箱形棺	鉄釘(2)		С	自然石形	153	54	27	花崗岩	歸眞釋香西霊位	高松平六	寶永四丁亥年	五月廾九日	五	1707		
14	長方形	186 99	144 66	140	箱形棺	鉄釘(1)		D	自然石形	127	64	38	花崗岩	歸眞釋月西霊位	高松與茂作	寶永四丁亥年	五月晦日	=	1707	· 横転	
15	方 形	262 120	242 170	164	箱形棺	鉄釘(31)		E	自然石形	112	59	36	花崗岩	皈元釋妙西吳位	高松八三郎娘くん	享保二丁酉年	十月五日	當	1717	・立位	
16	長方形	222 130	164 80	148	箱形棺	鉄釘(47)		Н	自然石形	147	35	43	花崗岩	皈元釋道春旲立	高松丑之助	享保五庚子年	正月十五日	Ξ	1720	・横転	
17	長方形	256 126	172 78	140	箱形棺	鉄釘(28),土師器小皿(1)		В	自然石形	153	57	36	花崗岩	歸眞釋西岑霊位	高松與七郎	寶永二乙酉年	閏四月卅九日	=	1705	横転	
18	方 形	240 114	239 126	134	桶棺?					İ											
19	方 形	128 74	106 80	128	箱形棺	鉄釘(25)	・20号墓を切る												-		
20	方 形	146 76		102	甕 棺	数珠玉(2), 鉄釘(1)															
21	長円形	52 44	42 36	19	骨蔵器																
22	方 形	170 114		146	桶棺?	土師器小皿(3)	・小皿の中に歯を入 れていた														
23	方 形	150 112	146 118	140	桶棺?	鉄釘(3)										-					
24	方 形	166 110	150 112	156	桶棺?																
25	方 形	138 76	126 72	114	?	鉄釘(4)								:							
26	方 形	130 102	110 96	90	桶棺?	土師器小皿(1)						•									
•								A	角石塔形	63	26	17	凝灰岩	帰眞釋春月旲位	高松□□□	貞享五戊辰年	二月二十七日	(三)	1688		

3. 被 葬 者 に つ い て

前項では、被葬者についてはふれなかったので、ここでは被葬者と墓穴の配置状態について 墓碑銘と憶想寺過去帳から述べることとする。

当墓地は溝34・35号に囲まれた範囲で、それに一部切られる墓が存在するものの溝よりは伸展しない。総数26基の墓穴を検出し、墓碑銘により16名の被葬者が判明している。

当墓地において、最も古い墓碑銘を有するのは貞享五(1688)年銘の墓石Aであるが、憶想寺に置いてあったのを住職さんが墓地に返したとのことであり、本来当墓地に立てられていたものかは不明。

当墓地では南側第一列に高松家累代家長を 埋葬し、二列目に各家長の配偶者を埋葬し、 その北側に夭逝した子供達を埋葬している。

先ず、宝永二年墓地の北西側に與七郎、同四年平六・與茂作が埋葬される。三人は八郎右衛門の子供で、2~5歳で夭逝している。

次の享保年間には、享保2年にくんが埋葬 されたのに始まり8名が埋葬されている。

墓地の北端部には松崎町(小郡市松崎)の 高松八三郎の娘くんと弟の丑之助が埋葬され ている。八三郎とその妻は別の墓地に埋葬さ れたものか,また当墓地に埋葬されたとして も墓石がなく墓を特定できないが,子供が当 墓地に埋葬されているところをみると八三郎 は井上の高松家と深い血縁関係にあった人物 と考えられる。しかし,八三郎の子供はどの 様な経過で当墓地に埋葬されたのか不詳。

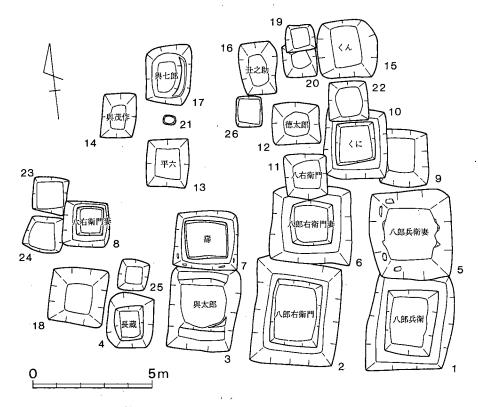
墓地の南端部には,享保三年に與太郎の息 子の長蔵、同五年に八郎兵衛とその息子の八

表10 高松家墓地被葬者一覧表

- 基番号	没 年	西暦	名前	享年
墓石A	貞享五	1688		5(3)
17号墓	寶永二	1705	與七郎	2
13号墓	寶永四	1707	平六	5
14号墓	寶永四	1707	與茂作	2
15号墓	享保二	1717	くん	當
4 号墓	享保三	1718	長蔵	2
1 号墓	享保五	1720	八郎兵衛	69
16号墓	享保五	1720	丑之助	3
2 号墓	享保五	1720	八郎右衛門	45
5 号墓	享保十二	1727	八郎兵衛妻	71
12号墓	享保十三	1728	徳太郎	2
3 号墓	享保十四	1729	與太郎	34
6 号墓	寛保二	1742	八郎右衛門妻	67
10号墓	寛保二	1742	くに .	64
7 号墓	寛延元	1748	壽	50
8号墓	天明元	1781	八右衛門妻	?
11号墓	寛政十	1798	八右衛門	?
	l			

郎右衛門が埋葬されている。八郎兵衛と八郎右衛門の墓は当墓地において一二を争う大規模な もので、八郎右衛門の息子與太郎(享保十四年没)の親子三代に渡る高松家累代家長が埋葬さ れている。

本来, 南側前列は高松家家長を埋葬するための空間であるが, 長蔵のみ前列ー家長と同格ー に埋葬されている。與太郎には判っているだけで八郎兵衛(宝暦一揆で刑死)・長蔵・徳太郎



第 54 図 高松家墓地被葬者配置図 (1/160)

・與五郎の四人の息子がおり、恐らく長蔵が與太郎の長男で、本来高松家の家督を継ぐべき者であったのが、親より早くそれも僅か2歳で夭逝したこと。また、八郎兵衛・八郎右衛門にとっては可愛い曾孫・孫にあたることから親達が哀れみ第一列に埋葬したのではなかろうか。

先述したように、南側第二列には高松家三代家長の各配偶者が埋葬されている。享保十二年 に八郎兵衛の妻(名前不詳)が、寛保二年には八郎右衛門の妻(名前不詳)が、寛延元年には 與太郎妻の壽が各々の伴侶に寄り添う様に埋葬されている。

寛保二年64歳で埋葬されたくには、過去帳では八郎兵衛秀直娘くにと記されているが、墓碑銘には高松氏直秀女くに寡(第37図)とある。「女」は成人した娘としての意味で、「寡」は独り者或は寡婦の意味であり、当墓地に埋葬されているところをみても未婚であった可能性が高い。また、直秀とあるのは、単純に墓碑銘の誤りとしてよいものか頭を悩ます所である。

宝暦四年に刑死した八郎兵衛の墓は不明であるが、一揆の重罪人ということで墓は存在しなかった可能性が高い。また、妻子の墓も不明。八郎兵衛刑死27年後の天明元年に用丸村(小郡市用丸)八右衛門妻、寛政十年に八右衛門が埋葬されているが、松崎町八三郎と同様井上高松家と血縁関係にあったものと推察する。この八右衛門墓をもって当墓地は終焉する。(小田)

4. 小 結

当墓地は、江戸時代中頃に御原郡井上村の大庄屋職を勤めた高松家累代家長とその配偶者及び夭逝した子供達を埋葬した高松家一門の墓所であるが、宝暦四年に刑死した八郎兵衛の墓は不明である。しかし、歴代の大庄屋を埋葬した墓地であるため墓の規模が大きく、茶入や小皿に歯が入れられていたこと、棺桶がある程度遺存していたこと等は江戸期の墓制を考える上で考古学のみならず文献史学・民俗学・形質人類学においても貴重な遺跡と言えよう。

ここでは、考古学の側面から他の遺跡と比較・検討するに留め、文献・民俗・人骨等については次章で詳述したい。

(1) 墓 穴

墓穴の掘方は長方形もしくは方形を呈し、長方形を呈するものは大半が南北側に長軸を有する。その規模により、特大・大・中・小型墓の四類に大別できる。

特大墓……長軸3.5m, 短軸3.0m, 深さ2.2m以上を測る墓(1~3·5·6号墓)。

大型墓……長軸2.8~2.9m, 短軸2.4~2.7m, 深さ2~2.2mを測る墓(7・10号墓)。

中型墓……長軸2~2.6m, 短軸1.6~2.4m, 深さ1.3~1.9mを測る墓で、当墓地の1/3がこれに該当する $(4\cdot 8\cdot 9\cdot 11\sim 13\cdot 15\sim 18$ 号墓)。

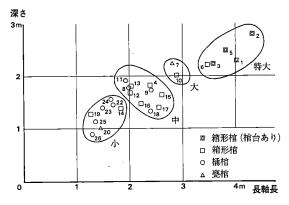
小型墓……長軸1.3~1.8m, 短軸1~1.6m, 深さ0.9~1.6mを測る墓で, 当墓地の1/3がこれに該当する (14・19・20・22~26号墓)。

特大墓は当墓地の南側第一・二列を占め、高松家累代家長及びその配偶者が埋葬される。棺桶は何れも箱形棺で、6号墓を除き棺台ごと埋めている。墓穴は5号墓を除き二段に掘られる。

先ず,人の背丈程の深さ($1.5\sim1.8$ m)に掘下げ,壁面から幅 $0.2\sim0.4$ mをステップとして残し,更に棺桶が丁度納まる深さ($0.6\sim0.9$ m)掘下げている。

この様な長大な墓穴を掘る必要性の存 否は別として、棺桶を棺台ごと埋葬する という前提のもとに墓穴を掘ったため、 結果的に長大にならざるを得なかったの であろう。

5号墓にはステップを設けていない代わりに北西と南西の両隅に足掛かりの穴を掘っている。また,担ぎ棒が長くて墓



第 55 図 墓穴の規模と棺桶の相関図

穴に入りきれず壁面を抉る等苦労が偲ばれる。棺台は何れも東西方向で、被葬者は西向きに埋葬されたものと推測される。7・10号墓の2基は、規模的に中型・特大型と一線を画したため大型墓とした(第55図)。墓穴は特大墓同様二段に掘られるが、7号墓には甕棺、10号墓には箱形棺のみが埋葬される。また、7号墓には足掛かりの穴もみられる。

中型墓としたものは10基を数え、当墓地の1/3以上の墓がこれに属する。墓穴は4・8・17号墓を除き素掘りで、箱形棺・桶棺(早桶)を埋葬するが、箱形棺の占める割合が大きい。

小型墓としたものは墓地の北・西縁部に位置し、8基数える。墓穴は方形の素掘りで、棺桶は箱形棺・桶棺(早桶)・甕棺とバラエティに富んでいる。小型墓の大半が墓石を欠くため被葬者は不明であるが、墓穴が小規模であることから小児が埋葬されたものであろう。ちなみに、特大墓と小型墓の容積を比較してみると、当墓地最大規模の2号墓が25.75㎡、最小規模の26号墓は1.22㎡であり、2号墓は26号墓の21倍もの容積を有している。

次に県内の調査例と比較してみると、久留米市下見遺跡では42基の近世墓が調査されており、その規模は長軸0.9~1.5m、短軸0.9~1.2m、深さ0.5~1.2m程であり(註1)、当墓地の小型墓と等しい大きさである。春日市門田遺跡辻田地区では、寛政から明治にかけての近世墓41基が調査された。墓穴は円形を呈し、径0.8~1.4m、深さ1.5~1.9m程で甕・桶?を埋葬していた(註2)。瀬高町堀切寺屋敷遺跡では、延宝三(1675)年から文化七(1810)年にかけての近世墓30基が調査された(註3)。墓穴は方形・長方形・円形を呈し、その規模は高松家墓地の小墓と同等もしくはやや小振りである。

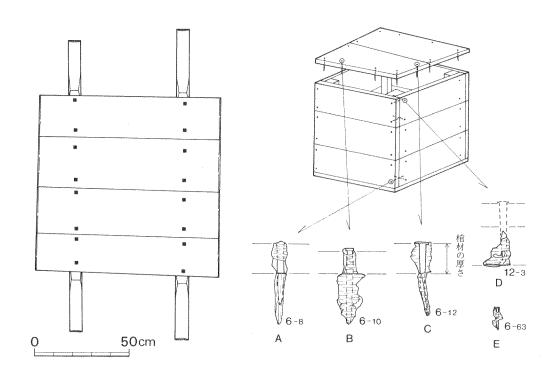
また、横断道第8地点の大刀洗町山隈の春園遺跡では、80基余りの近世墓が調査された。墓穴は長方形を呈し、その規模は長軸1.2~2.1m、短軸0.5~1.5m、深さ0.6~2.0m程であった(註4)。筑紫野市原田地区遺跡第40地点BH2615・2628地区では、正徳四(1714)年から明治期にかけての近世墓が160基程調査された。調査担当者の森山氏によると、墓穴は1.1~1.5mの方形であるが、深さは異常な程深く3mを越す墓も存在するということであった(註5)。

以上のように、高松家墓地の大型墓は他の近世墓と比較してかなり大規模といえる。

(2) 棺 桶

棺には箱形棺・桶棺(早桶)・甕棺それに骨蔵器があるが、箱形棺が多用されており全体の5割強を占める。箱形棺の遺存状態は悪かったものの1~3・5号墓からは底板・側板の一部、また他では類を見ない棺台が箱形棺と一緒に出土した。

箱形棺は一辺60cmの方形で、高さは側板が一枚しか残っていないため不明であるが、死者を 座位で納棺したであろうから70~80cm程と思われる。2号墓は底板に幅20~23cm、厚さ2cmの板 材を2枚使用しており、同規模の板材を側板に使用したとして側板は3枚になろう(第56図)。2 号墓の棺台は4枚の横板を2本の担ぎ棒に釘留めしたもので、5号墓のそれも同様な形態を成す。

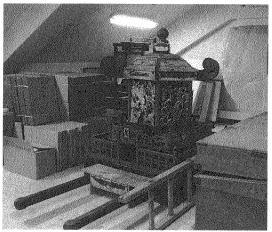


第 56 図 棺台・箱形棺復原模式図(棺台1/40)

通常、棺台はお寺もしくは共同体が所有・保管し、葬儀毎に使用されるものであるが、当墓 地の大型墓は棺台ごと埋葬していた。

右の写真は、佐賀県有田町の歴史民俗 資料館所蔵の棺台で、参考までに乗せて おいた。同館の尾崎葉子氏によると、こ の棺台(がんじゃー)は有田町の戸矢地 区で昭和30年頃まで使用していたもので、 村外れの棺台小屋(がんじゃーごや)に 保管されていたが、老朽化したので資料 館に寄贈されたということであった。

また、この棺台を担いだ人が存命で、 中には普通早桶を入れて墓地まで運んだ とのことである(註6)。



有田町歴史民俗資料館所蔵の棺台

棺桶が遺存していない墓については、棺の痕跡と鉄釘の有無により箱形棺・桶棺の別を判断した。鉄釘は総数243本出土しており、多いものでは6号墓-82本、15号墓-31本、16号墓-47本、17号墓-28本、19号墓-25本出土した。逆に、棺材がある程度残っていた $2\cdot3\cdot5$ 号墓では少なく、2号墓-1本、3号墓-5本、5号墓では1本も出土していない。これは、水位と関係があり、湧水のみられた大型墓では棺材が残り、湧水層まで達していない中・小型墓においては棺材は腐朽して鉄釘が残ったものと考えられる。

鉄釘には木質部が遺存しており、木質部の観察により棺材の厚さ及び使用部位を推定することができる。A~Eの5類に分類可能で(第56図)、以下説明を加える。

- A 類……木目方向が横+縦のもので、側板を留めるのに使用。
- B 類………木目方向が横+横のもので、蓋ないしは底板の側板側を留めるのに使用。
- C 類……・木目方向は横+横であるが、先端側が90°横を向くもので、蓋ないしは底板 の小口側を留めるのに使用。
- D 類……先端部をL字形に曲げたもので、側板と支柱ないしは蓋の取っ手を留めるの に使用。
- E 類……木目が横方向のみの小型品で、棺とは別なものに使用したと考えられる。
- また、釘の頭部側の木質部がそのまま板材の厚さを示す。

桶棺(早桶)は全く遺存していないが、棺の痕跡が円形を呈し、鉄釘の出土が見られないものを桶棺と判断した。しかし、桶棺も蓋留めに鉄釘を使用した可能性もあり、鉄釘が数本出土したのみでは箱形棺と即断できない。

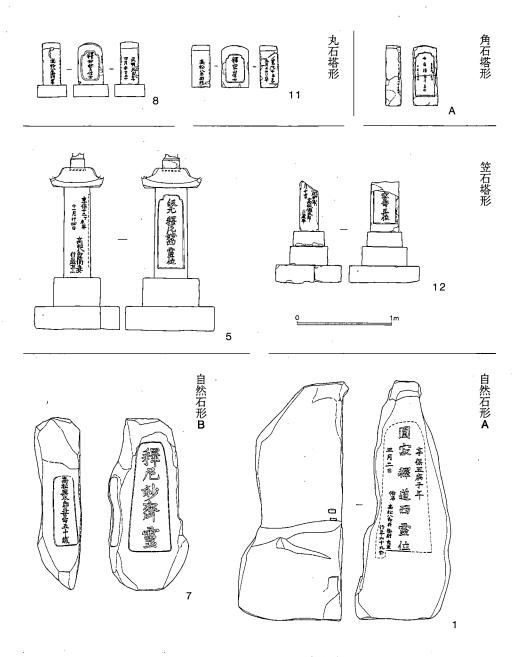
棺に甕を使用したのは7・20号墓の2基であった。7号墓は高松家三代目当主與太郎の妻(50歳)を埋葬したもので、20号墓は墓碑銘がなく不明であるが、器高43cm程の小型甕なので小児を埋葬したのであろう。疑問に思われるのは、特大・大型墓は箱形棺を埋葬しているなか7号墓のみは甕を埋葬しており、箱形棺を製作する時間的余裕が無かったのであろうか。

このての甕は一般的にハンドガメと呼ばれ、江戸時代以降、伊万里市・武雄市・相知町を中心とする肥前一帯で製作された(註7)。桶と同様、水・穀物等の貯蔵、酒・味噌等の醸造容器、また、埋葬用の棺として多用された。近辺に桶屋が無く急死人が出たときなど桶・甕等の日常容器の転用で済ませる場合もままあったのであろう。

(3) 墓 石

墓石は18基(1基は基壇のみ)現存するが、その大半が横転し原位置を留めるものは少ない。これは、久留米藩の所行と伝えられている。こうした死者を冒瀆する行為は、古くは顕宗天皇が父の市辺之忍歯王を殺害した雄略天皇の陵を壊そうとしたこと、大和朝廷が磐井の墓に立ててあった石人・石馬を打ち壊したことが『記』・『紀』・『風土記』にみられ(註8)、時の権

力者は敵対するものや邪魔なものは破壊するようである。また、原位置を留めていると考えられる5・12号墓墓石は、基壇以上は後世に積み直された可能性がある。



第 57 図 墓石分類図 (1/40)

墓石はその形状により5類に分類した(第57図)。

自然石形A……花崗岩の自然石を使用し、銘を彫込む箇所のみ研磨した墓石。銘は一面のみ(1・2号墓)、正面と左側面に彫っているもの(6・10号墓)がある。

自然石形B……花崗岩の自然石を使用し、一段彫り窪めて刻銘した墓石。銘は一面(13~17号墓)、二面(3·4号墓)、三面(7号墓)に彫っている。

笠石塔形………凝灰岩製の切石で、笠石を有する墓石。塔身を一段彫り窪めた正面に法名が、左側面に没年・俗名・享年が刻銘されるもの(5・12号墓)。

丸石塔形·······凝灰岩製の切石で、頭部が丸い墓石。三面に刻銘される(8・11号墓)。 角石塔形·······凝灰岩製の切石で、頭部に稜を有するもの(墓石A)。

特大墓とした $1\sim3\cdot6$ 号墓は,長さが2mを越える長大な自然石形墓石を有し,小型墓とした ものは長さ $1.2\sim1.5m$ の墓石を有しており,墓石と墓穴は均衡がとれている。

法名については、釋西塔・釋香西・釋月西・釋空西という様に「西」字を多く用い、夭逝した子供には殆どみられる。夫婦においては一文字同じ文字を付けており、釋道西(1号墓)-釋尼妙西(5号墓),釋養芮(2号墓)-釋妙芮(6号墓),釋鴺齊(3号墓)-釋尼妙齊(7号墓)といった具合いである。

また、没年が近接している1・2号墓、6・10号墓、13・14・17号墓、15・16号墓墓石相互は、字面・銘の彫り方に共通性がみられ同一職人の腕によるものと考えられる。しかし、1・2号墓墓石と15・16号墓墓石及び4号墓墓石は、製作年代が享保二~五年と近接するのに手法が異なり、複数の墓石職人の製作によるものであろう。

(4) 遺 物

当墓地からは茶入・陶磁器碗・土師器小皿・数珠玉・鉄釘が出土した。茶入・土師器小皿は 骨蔵器として使用され、陶磁器碗は小破片で混入品とみられ、副葬品と言えるのは数珠玉のみ である。墓穴は大規模で大庄屋の墓としてふさわしいが、副葬品は数珠玉だけという貧弱なも のであった。また、六道銭は一点もみられず、当地では六道銭を入れる風習が無かったものか、 或は紙製の模造銭のため腐朽したのであろうか。

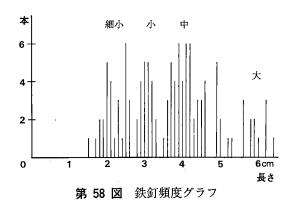
1号墓の盛土中より出土した茶入は器高7cm程で、中には老年男性の歯が入っていた。1号墓は高松八郎兵衛尉秀直の墓で、69歳で歿している。中橋先生によると、被葬者の歯として矛盾は無いと言うことであるが、死人の歯を抜いて別に埋葬したとは考え難く、また、盛土中の出土であるため墓を改葬した際に埋めたのであろう。

22号墓の場合は、墓の底面ではなく浮いた状態で、入子にした小皿の中から歯が出てきた。 墓石は無く被葬者は不明で、また棺は痕跡のみで一応桶棺(早桶)と推測したが、改葬の可能 性を否定できない。 数珠玉は1・2・5~7・10・20号墓から出土した。材質は水晶・瑪瑙・ガラス・錫?・木製と 多種類である。子供の墓には副葬されておらず、ただ小児とした20号墓の甕には副葬されていた。数珠玉は108個を基本とするが、当墓地では7号墓の70個が最高である。これは甕の中に入れられていたから残りが良く、他の墓では2~3個から20数個出土した。

鉄釘は棺桶に使用したものである。

長さにより細小型 (1.5~2.5cm), 小型 (3cm前後), 中型 (3.5~4.6cm), 大型 (5cm以上) 品がある。身は断面 方形・長方形を呈し, 頭部は折返しに よる。一寸釘 (小型品) と一寸五分釘 (中型品) が多用される。

当墓地は副葬品が貧弱で生前の愛用 品はおろか六道銭すら見られなかった。



- 註 1 久留米市教育委員会 1981 東部土地区画整理事業関係埋蔵文化財調査報告書第1集(久留米市文 化財調査報告書第29集)
- 註 2 福岡県教育委員会 1978 山陽新幹線関係埋蔵文化財調査報告第9集

(小田)

- 註 3 瀬高町教育委員会 1989 藤の尾垣添遺跡Ⅱ (瀬高町文化財調査報告書第5集)
- 註 4 1984年に福岡県教育委員会が発掘調査を実施。調査担当者の木下・伊崎・平嶋氏の御教示による。
- 註 5 1989年に筑紫野市教育委員会が発掘調査を実施。調査担当者の森山栄一氏の御教示による。
- 註 6 有田町歴史民俗資料館の尾崎葉子氏の御教示によるもので、棺台を実見させて頂いた。棺台は、担ぎ棒(長さ3.2m)・二段の台座(下段一幅1.2・上段一幅0.82m)・化粧箱(高さ0.45m)・蓋から成る。下段台座は横板を5枚組合わせ、中央に径0.3mの穴を空ける。上段台座は板4枚を組合わせ、中に納める棺を安定さすため径0.6mの穴を空けている。桶、甕それに高さ0.6m・幅0.7m程度の箱形棺なら十分納めきれる大きさであるが、通常は桶棺を運んだとのことである。
- 註 7 東中川忠美 1988 肥前における近世の大甕「東アジアの考古と歴史」岡崎先生退官記念論集 大橋氏の御教示によると、「施釉方法等からみて伊万里・武雄・相知の佐賀県内産ではなく、福岡 県内の窯で焼かれた可能性がある」とのことであった。
- 註 8 小学館 1973 古事記 上代歌謡(日本古典文学全集1) 岩波書店 1967 日本書紀 上(日本古典文学体系67) 岩波書店 1958 風土記(日本古典文学体系2)

IV 各 論

1. 高 松 家 の 歴 史

(1) 高松家の家系

宝暦四(1754)年に起こった久留米藩百姓騒動の責任を問われ処刑(打首)された井上の大 庄屋高松八郎兵衛一門の歴史を,高松家墓地並びに憶想寺(真宗大谷派,小郡市大字井上所 在)の過去法名帳より推定したい。

井上の大庄屋としての高松家第一代は高松八郎兵衛尉秀直で、法名は圓寂釋道西霊位、享保 五庚子(1720)年正月二日行年六十九歳で歿している。八郎兵衛の妻の名前は不詳であるが、 法名は皈元釋尼妙西霊位、享保十二丁未(1727)年十一月廿四日行年七十一歳で歿している。

第二代は高松八郎右衛門尉常直で、法名は皈眞釋養芯霊位、享保五庚子(1720)年十一月廿五日行年四十五歳で歿している。八郎右衛門の妻の名前は不詳であるが、法名は皈元釋妙苾霊位、寛保二壬戌(1742)年八月廿二日行年六十七歳で歿している。八郎右衛門の妹にくにがおり、法名は釋妙融尼位で、寛保二壬戌(1742)年十一月二日六十四歳で歿している。

第三代は高松與太郎直政で,法名は釋養齊霊位,享保十四己酉天(1729)閏九月十九日行年三十四歳で歿している。與太郎の妻は壽で,法名は釋尼妙齊霊,寬延元龍集戊辰(1748)八月朔日五十歳で歿している。與太郎には弟が三人おり,平六(歸眞釋香西霊位,寶永四丁亥年五月廿九日五歳卒)と與七郎(歸眞釋西岑霊位,寶永二乙酉年閏四月廿九日二歳卒)と與茂作(歸眞釋月西霊位,寶永四丁亥年五月晦日二歳卒)である。

第四代が高松八郎兵衛である。墓地に墓石は見当たらないが、過去帳には法名釋養月、寶暦四戌(1754)年八月廿七日死刑、井上高松八郎兵衛とある。過去帳に釋妙菂、寛保二年八月廿二日歿、井上高松八郎兵衛祖母とある。これは第二代高松八郎右衛門の妻に当たる。また、釋尼妙齊、寛延元年八月朔日歿、井上村高松八郎兵衛母とある。これは、第三代高松與太郎の妻壽に当たるので間違いなく大庄屋第四代は刑死した高松八郎兵衛である。八郎兵衛の兄弟が三人確認でき、長蔵(歸真釋空西霊位、享保三戌年二月十四日二歳去)と徳太郎(釋空壽、享保十三戌申年十一月十四日二歳卒)と與五郎(過去帳に釋教西、享保十一年四月廿三日、高松與太郎男子とある)である。

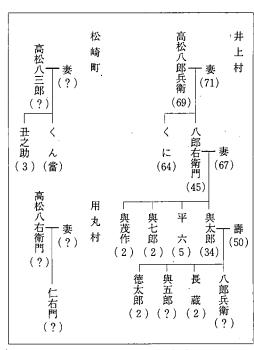
次に、松崎町(小郡市松崎)高松八三郎娘くん(皈元釋妙西,享保二丁酉年十月五日當歳) と丑之助(皈元釋道春,享保五庚子年正月十五日,八三郎男子三歳)の墓石があり、松崎にも 高松家の姻戚があったと思われる。 次に,高松八右衛門(釋空山信士,寛政十午年五月十一日卒)であるが,過去帳には用丸村 (小郡市用丸)仁右門父とある。また,高松八右衛門妻(釋妙暫信女,天明元丑年四月十日 卒)の墓石があり,過去帳には用丸村とある。両者は井上の高松家の墓地に埋葬されており, 夫婦と思われる。

また、過去帳には用丸村與蔵の父八郎右門(釋養春、寶曆十四年二月六日)、高松惣八の子

伝五郎(釋西念,文政二年七月廿二日)等の記載があり、用丸村にも縁者がいたと思われる。特に高松八右衛門とその妻については、井上の高松家とは縁の深いもので、 用丸村で歿してもあえて井上の墓地に埋葬されており、井上高松家の直系の子孫ではあるまいか。

以上、井上の大庄屋高松家の家系を推定した訳であるが、墓地には他に帰眞釋春月、貞享五戊辰(1688)年二月二十七日、高松□□五歳卒とある。それが高松家の先代であるかどうか、憶想寺の過去帳は元禄八年以前のものが残っておらず、確認することはできない。また、八郎兵衛刑死後は、墓地・過去帳に用丸の八右衛門夫婦を除いて井上高松家の記録は一切見ることが無く、一家は離散したものと思われる。

近年、高松家墓地を訪れる人は多いが、 縁者の方は無いまま現在に至っている。



第59図 高松八郎兵衛家系図

(2) 宝暦の一揆と高松八郎兵衛

井上先の大庄屋八郎兵衛の儀,組中より追々銀米を取り込み,私欲紛れ無く候。組百姓共かねがね憤りこれあり,今般彼れ是れ申し募り候の儀顕然の事に候。大庄屋役は農家の長,組中不埒の筋これ無き様に廉直に心掛け,専ら農業出し候様教導致すべく役儀に候処,却って本意を失い候。これに依り郡中騒敷様に致し出し候段,重々不届きに付き死刑行われ候。御郡中の大庄屋共えこの旨申し聞かせ,向後随分と心掛け,百姓共疑心これ無き様に正直に万端取り量らい相勤むべき旨,尚又申し聞かせ置くべき事。

戌八月廿七日

連々私曲の仕形これ有り、当春百姓共申し出候に付き吟味遂げ候処、其の紛れこれに無く、役 儀をも相勤め、右躰の儀、重々不届の至りに候。これに依り死刑行われ候。

戌八月廿七日

(『寶暦四甲戌歳騒御制詞』)

以上は、宝暦四戌(1754)年八月廿七日、久留米藩宝暦一揆で藩内25人の大庄屋の中でただ 一人、騒動の責任により刑死した井上の大庄屋高松八郎兵衛の罪科判決文である。

八郎兵衛は、組中より銀米を取り込み、私欲をほしいままにしていたのは紛れもなく、かねて百姓どもが憤激しており、今般百姓共があれこれ申し募ったのは当然の事である。これによって郡中が騒動するに至った責任により死刑にするというのである。判決の同日に庄屋3名、百姓14名と共に打首になっている。封建社会の支配権力による厳しい処断である。大庄屋ではただ一人処刑されたのだが、何故八郎兵衛だけが処刑されたのか、その必然性はあったのか、その処分には疑問点が多く、以下考えてみたい。

1) 農民の諸要求の中に大庄屋・庄屋の罷免要求があること

これは, 久留米藩内農民の全藩的要求であって, 御原郡とか井上組に限ったことではない。 「三瀦郡惣百姓中」願文では, これが最重点要求となっている。一揆の願文に現れた諸要求を みると.

大庄屋の事

右の者、耕業の長と立て置かれ候えども、耕作の法、上納余分の考えを存ぜず、剰え御物成御免あい極め、百姓零落困窮仕り候。作物の養いをも自由成り難く、弥増し実法鮮なく候儀は、眼前の儀に候。第一我が相勤むべき役儀の元を失い、御上よりとして、却って御政道の妨げに相成り候儀を申し上げ、少しこの御役儀を募り、権威に及ばぬ儀を相立て、我意に誇り、且つ御奉行に対し御機嫌を取り、言葉を飾り候儀、申し究め難く候。御上より仰せ付けられ候たりとも、百性中難儀に及び、手及ばずの儀は、実正を申し上げ、御嘆き申し上げるはずの処、近年の行跡は私欲得方の埒なく申すばかり、只今迄は御上え恐れ奉り、相凌ぎ候えども、ますます我意を斗り候儀、最早や止める事を得ず申し上げ候。仍って大庄屋御取り揚げ願い上げ奉り、俟。

農民側の願文や藩回答から要求事項を整理してみると、およそ次の5項目にまとまる。

- 1. 検見に関するものを含めて、物成の減免と御囲い米や撰米等の撤廃要求 (生産物地代に関する要求)
- 2. 人別出銀はじめ諸運上銀, 庄屋寄合の入用銀等の減免要求 (貨幣形態による収穫に関する要求)

- 3. 穀物・紅花・藍等の移出入の自由,紅花染藍問屋の廃止要求 (商品流通の自由化に関する要求)
- 4. 藩庁の財政支出についての批判,大庄屋・庄屋罷免要求や村役人批判 (政治的要求)
- 5. 夫役, 肥料, 牛馬飼料用の下草刈り, 用水などについての要求

特に、「御役所出銀の儀、憚りながら筋々御吟味遊ばされ」という藩庁の財政支出の監査や 出費制限の要求を打ち出す様な農民の政治的要求が、大庄屋罷免の要求となって現れている。 「三瀦郡惣百姓中」願文では、これが最重点要求となっており、上三郡(山本・竹野・生葉)、 両郡(御原・御井)の願文でも独立した形で提出されている。大庄屋に対しては、その他に種 々の要求が出されているが、同時に庄屋やその他の村役人層にも批判・追求が向けられている。

「大庄屋小庄屋近年威勢強く百姓中困窮に及び,願い事等も難儀に御座候条,御吟味の上御引き替え下され候様願い上げ候」(「両郡惣百姓中」願文)とか,「近年大庄屋の事,御上より御懇意仰せ付けなされ候に付き,何れも甚だ威光募り権柄剰割賦物も心侭に仕り候へば庄屋杯は恐れ畏みの躰に見え申し候。この節大庄屋中残らず御引き替え下され候様願い候」(「三瀦郡惣百姓中」願文)等にみる強い怒りは,一揆の中で13軒に及ぶ大庄屋宅を打ち崩し,12軒の小庄屋宅を打ち崩すと言う形になって現れる(以上『久留米市史』より)。

2) 一揆の原因は藩の悪政にあること

一揆勃発の直接の要因は、七代藩主有馬頼徸の寶暦四年閏二月廿二日に人別銀の新税を決定したことによる。「連々御勝手向き手操れずに付き」、「今般重き御差し支えに付き」、「今般御参勤御用銀御手当少しも相見えず、御大切至極の御差し支えに付き」、「一両年より米下直、殊更去る冬以来、格段の下直故」等と徴収の理由を述べ、領民の理解と協力を取り付けようとした。

藩は極度の財政難の打開策として人別出銀令を出したのであるが、このために毎年の厳しい 上納や諸税の重圧と重なり、農民の一揆が勃発したのである。行政改革等きめ細かな対策もせ ず、安直に財政の立て直しを新税にたよる如き、人権無視の支配者たる藩の悪政がもたらした ものであり、一揆の原因は藩にある。

3) 一揆の震源地・中心地は上三郡であること

農民一揆の発端は、三月二十日、竹野郡松門寺村印若での農民の集会や吉井若宮八幡宮での集会に始まる。三月下旬には、上三郡の農民三万人が八幡河原に集結し、二十六日には御井・御原両郡の農民が合流し、八幡河原での総数は六万人と言われる。

『塩足文書』には、「其の晩は直に八幡河原と申す所へ、生葉・竹野・山本三郡の惣百姓中

寄合い,願の筋等相談致し,同晩より御井御原郡の百姓中追々村々の印の旗をおし立て,揚げ提灯,太鼓を鳴らし,人数を揃え段々右の河原へ相集まり候へば,凡五郡にては五,六万人も有る可き哉と相見之,村々着当て改め一ヶ村宛誓詞を調へ,惣会所へ罷出で願の趣相談致す,翌二十七日には久留米より,又々御郡奉行其他諸役人中相見へ御書渡を以って読聞をされ,静め申され候処,大勢百姓の内より,一人ほふ包を致し罷出で奉行中へ申し候は,中々左様成書渡にしては,何れも百姓中得意致さず,……はや同音に関を咄と揚げ,河原の石を手んでに荒雨の降る如く抛げ掛け候処,諸役人中残らず引取申さる……田主丸町綿屋方は……残らず入込み,家財蔵迄打崩し,夫より吉井へ罷通り,布屋家財道具慈く右同打崩し,質物の衣服,諸道具,残らず切崩し,井の内へ打込み,上より大石を余慶なげ込み,……吉井町の酒屋中より大釜十三取り寄せ,塗居へ茶をせんじ,土居筋の松木或は竹木を切り,薪且小屋掛の諸道具に用い,一夜の内に小屋数凡七百余軒仕立て,高或は蓑等にて葺く立」とその様子を生々しく記している。

一揆の発頭人は『寶曆四年甲戌歳騒御制詞』によると、竹野郡野中村百姓九兵衛で、同郡高木村百姓丹四郎・同郡立野村百姓長右衛門の二人が発頭人に次ぐ者とされており、三人とも刑死している。また、十月二十七日には、竹野郡高木村百姓清左衛門と同郡吉田村百姓弥三郎は、一揆主導者として処刑されている。上三郡にて死刑になった庄屋は4名、百姓13名で、藩全体の7人中の半数に近い。処罰された者の数も96人と際だって多い。まさに、上三郡が一揆の震源地・中心地であり、一揆闘争の拠点であった。

4) 打ち崩しは下三郡に集中していること

一揆の全藩的闘争の中では、大庄屋・庄屋・商人の居宅等が多数打ち崩されている。

『米府年表』にはその状況を、「其の行装、養笠に鎌を持ち、関を上げて大庄屋、庄屋、用達の者等を打ち崩す」と述べ、『石原家記』は「家財、諸道具、天井、板敷打ち砕き、其の音すさまじ」、『塩足文書』には「三瀦、江口大庄屋、田中次郎左衛門右に同じく、打ち崩す。柱切り折申候に付、家ふらふら致し居り申し候由。外に隠宅一軒、道具預りし医者一軒、城島大庄屋大石甚次が家財残らず切り崩し、川に流す」等と記す。

打ち崩された家数は、全八郡中66軒にも及び、如何に激しかったか想像できる。特に、下三郡に多く、上妻郡19軒・下妻郡3軒・三瀦郡35軒である。その他は、竹野郡2軒・生葉郡1軒で、山本郡・御井郡・御原郡では皆無である。一揆の闘争である激しい打ち崩しの破壊的行動は下三郡、特に三瀦郡に集中する。

5) 大庄屋の刑死は高松八郎兵衛一人であること

一揆後の糾弾により多数の犠牲者が出た。死刑者は大庄屋1名・庄屋6名・百姓27名、その他

3名の計37名である。大庄屋1名は御原郡井上先の大庄屋高松八郎兵衛である。死刑者が多いのは,竹野郡の11名,御原郡の7名,上妻郡6名,三瀦郡6名である。また,処刑者の中で庄屋が多いのは御原郡の6名が多く,竹野郡3名である。処罰された者の数は,生葉郡34名・竹野郡48名・山本郡11名で上三郡の合計は96名,御井郡11名・御原郡14名で両郡で25名,上妻郡17名・下妻郡1名・三瀦郡10名で下三郡合計28名となっている。

処罰された者の大多数は百姓であるが、殊に御原郡で庄屋6名、大庄屋1名の処分が目立ち、死刑者の数も多いのは何故か。他郡では農民が中心となっているのに対し、御原郡では庄屋も一揆に協力したのではないかと考えられる。『寶暦四年甲戌歳騒御制詞』をみると、御原郡干潟村庄屋三郎右衛門一揆荷担、役務放棄。同吹上村市郎吉、一揆荷担。他に、庄屋五郎兵衛・九郎右衛門・五郎八・小兵衛も役務放棄、一揆荷担等と記されている。

(3) ま と め

久留米藩宝暦一揆は多数の犠牲者を出して終ったが、死刑になった御原郡井上の大庄屋高松 八郎兵衛については、その処分についての決定的な理由が無い。一揆の拠点になった上三郡の 大庄屋や、激しい破壊行動があった下三郡の大庄屋は何故処刑されなかったのであろうか。

脱藩した福島の大庄屋大石勘次九敬の『地方凡例録』に、「寶暦三年に領内の農民が、大庄屋・豪農・用達等を対象に一揆を起こしている。その結果、藩は幕府の譴責を恐れて大庄屋達に閉門を命じて、なかんずく九敬ら五人の大庄屋に責があるとして、内一人を処刑することとし、九敬ら五人にくじ引きで受刑者を決めるように命じた。九敬はこの様な不当な処置を受ける事は出来ぬと、親戚と相談の上夜ひそかに逃亡した。結局井上八郎兵衛という大庄屋が不幸くじに当たって刑死した」とある。

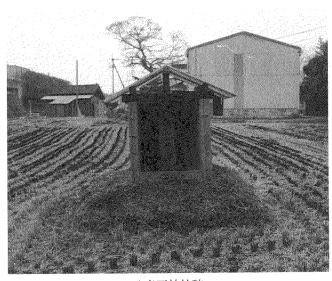
この伝をみると寶暦三年とか井上八郎兵衛とか誤りもみられ、くじ引き処刑の真偽はともかく、藩は幕府のおとがめを恐れて藩の悪政が招いた一揆の責任を大庄屋に押し付け、高松八郎 兵衛を処刑したと考えられる。八郎兵衛は一揆の責任を背負って死んでいった犠牲者であった。 藩主以下、幕府の上層部の者は誰一人として責任を取っていない。

高松家の巨大な墓石は、全て法名を下にして西方に向かってなぎ倒されていた。墓石を倒したのは権力者か、農民か。『吉田秀文抄写本』には、「高松八郎兵衛は、大庄屋にて勤め候由の咎故、死刑と申すはやや軽く候由申し伝い候也」と死刑では軽過ぎると言う。藩の命令で倒されたのではあるまいか。墓石は一揆の象徴として残っている。

地元の人々には、八郎兵衛を悪く言う人はいない。むしろ、農民一揆で犠牲になった人で、 「大切な人」だと言い伝えている。墓地の近くに、八竜天神社という石碑があり、墓を作ることができなかった八郎兵衛を祭ったものと伝承されている。 井上の憶想寺には、八郎兵衛「死刑」と記された過去帳が残っているが、「死刑」の文字を あえて記入した当時の住職の思いは何だったのか。何かを訴えているように思えてならない。 何故、八郎兵衛は打首になったのであろうか。八郎兵衛の刑死には疑問が残るばかり、今後の 研究に期待したい。 (憶想寺 林恒昭)

参考文献

久留米石原家記 (福岡縣 1933 福岡縣史料集第二輯所収) 米府年表 (久留米市役所 1932 久留米市史下巻所収) 久留米市 1981 久留米市史第二巻 久留米藩農制農民史料集 寶曆騒動塩足文書 (字枳波第六号 1973 所収) 寶曆四戌久留米藩百姓一揆 一揆巡礼団 さらし首 1~14号 筑後国郡乱実記 寶曆四年戌一月吉日萬控帳



八竜天神社碑

2. 宝暦一揆とその背景

(1) はじめに

高松家墓地は、宝暦四 (1754) 年に久留米全藩を巻込んだ、全国的に見ても屈指の規模を有する農民一揆の責を問われ、刑死した御原郡先の大庄屋高松八郎兵衛一系の墓所である。井上の高松家は、八郎兵衛尉秀直一八郎右衛門尉常直一與太郎直政と代が続くが、與太郎の子である八郎兵衛の代になり家系は断絶する。墓碑銘を見ても寛延元 (1748) 年に、八郎兵衛の母で與太郎の妻である壽を埋葬したのを最後としている。

『石原家記』(以下『家記』と略)には、「連々私曲之仕形有之、當春百姓共申出候二付、遂吟味候處其紛無之、役儀をも相勤右體之儀重々不届之至候、依之死刑被行候」とある。また、『吉田秀文抄寫本』(以下『吉田本』と略)には、「右高松八郎兵衛ハ、大庄屋ニテ勤メ候由咎故、死刑ト申ハヤヤ軽ク候由申伝候也」とある様に、死刑でもその罪は軽すぎると記されており、当墓地の墓石が横転しているのはこの事と関係があるのかも知れない。

井上の高松家を断絶に追いやった宝暦の農民一揆とはどの様なものであったか、以下愚考を 展開してみたい。

(2) 一揆発生の要因

一揆発端の直接的な要因は、寶暦四年閏二月廿二日に七代藩主有馬頼徸が藩士及びその召使の男女、農・工・商人、僧侶、神官、浪人にまで「人別銀」という新税の賦課を決定したことによる。その内訳は、藩士は高100俵に付き銀札10匁(約38g)で、その召使男女8歳以上は銀札6匁、寄付のある社寺は100俵に付き銀札10匁で、その召使も家中の者と同様、浪人は上下の差別なく銀札6匁、在町の男女8歳以上は銀札6匁である。

人別銀徴収の理由は、「連々御勝手向不手操二付」、「江戸上方御才覚、色々被相究、可也二御入用相済」、「一両年米下直、殊更去冬以来より、格段之下直故、……御仕送方も差閊」(『家記』)等として藩の台所事情が苦しくなった旨を挙げている。

これに対して,三月七日に寺町徳雲寺の隠居虎堂は願書を差し出して,人別銀の非道を指摘すると共に「当寺出家弟子別当出銀高之儀は拙僧に被仰付被下候様」と訴えている。

人別銀新税の発令から一月程経った3月19・20日頃領内の百姓が騒動し始め、ここに宝暦の一揆が発生する。一揆発生の直接的な要因は、上でみた様に人別銀の賦課決定によるものであるが、間接的には干魃・大雨・冷害・虫害等の天災による農作物収穫量の低下が、農村の疲弊・困窮を招き、また飢饉の引金ともなる。困窮の度合が増大すると、困窮
ご飢饉と言う悪循

環を繰返し、一揆発生の誘引となっている。全国においても、享保・天明・天保の大飢饉の前後には、一揆が多発している。

『浮羽町史』所収の「久留米藩天災・災害年表」をみると、享保17年に大凶作・飢饉が発生し、続いて洪水・暴風雨・大霜等の天災に見舞われ、延享3年から寛延元年には再び大凶作・飢饉が発生し、藩は救済米を出している。また、宝暦一揆の発生2年前、藩は救済米として二万俵供出している(註1)。この様に、享保の一揆後も農山村は疲弊・困窮状態に置かれていた。凶作であろうと一定の年貢は納めなければならず、小作人・水呑百姓等の貧農においては家族数が増えた分個人の食する量が減少し、間引・身売・姥捨等の人口制限がなされ、貧苦の度合を強め没落していった。これとは逆に、大庄屋・庄屋等の富農は、紅花・藍・櫨等の商品作物を作って利益を上げると共に没落農民の土地を吸収・成長し、その格差を広げていった。

また、年貢納税の強化ー蔵米上納の際の撰米・俵拵え等が厳しくなり、年貢の増徴がなされた。肥沃な両筑平野を擁する久留米藩ではあったが、極度の藩財政難の打開策として登場した 人別銀の賦課決定が、積年の疲弊・強い規制と重複し、ついに一揆が勃発するに至る。

以上, 宝暦一揆の発生要因を要約すると,

- 1. 人別銀の賦課決定
- 2. 年貢納税の強化
- 3. 農村内の階層分離
- 4. 天災・飢饉等による農山村の疲弊・困窮ということになる。

(3) 一揆の経過と要求内容

一揆の経過に入る前に、百姓一揆の形態分類に付いてふれておきたい。

戦前の一揆研究の代表的なものとしては、黒正厳氏の「百姓一揆年代表」があり、その中で1240件もの百姓一揆を調査・分類され、一揆は逃散・愁訴・越訴・強訴・暴動に分類でき、その前段階のものとして屯集(大勢たむろする状態)、嘯集(大勢集まって騒ぐ状態)を加えられている(註2)。

戦後のものとしては、青木虹二氏の「百姓一揆の年次的研究」が代表的なものであり、黒正氏の分類を踏襲しつつ、不穏・強訴未遂を加えられている(註3)。

一揆の経過を『米府年表』(以下『年表』と略)・『家記』・『吉田本』等から追いながら, 青木氏の分類に従うと、

1) 不 穏……一揆の準備段階

不穏とは,一揆に発展する可能性を孕んだ状態であり,一揆に移行する前段階・準備段階と して捉えられる。

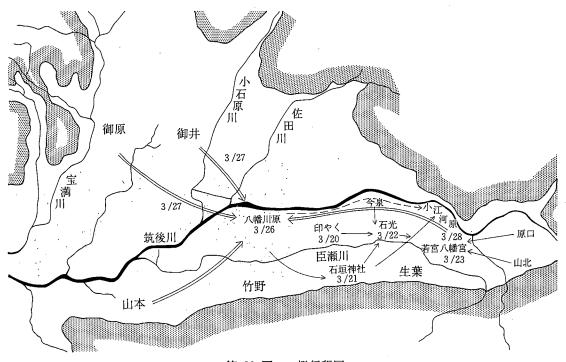
「十九日廿日頃より御郡中より騒動初め、生棄郡より起り竹野山本御原三瀦に及ぶ。吉井若宮八幡宮森の内に一村集り」(『年表』)、『吉田本』では「生葉郡ヨリ起リ、竹野郡、山本郡、 且御井、御原、上妻、下妻、三瀦に及ブ……」とある。

「三月廿日夜、竹野郡松門寺付近いんやく(印若)と申す野原へ何方より相集まり候共知らず、時の間に百姓七八百人程相集まり、諸品願之相談す。同廿二日石垣の宮へ千人余り相集まり」(『家記』)とあるように生葉郡の吉井若宮八幡宮境内(吉井町若宮)に農民700~800人が集合し、願書の相談等を行った。これは、青木氏の言う不穏に当り、一揆の準備段階と考えられる。前回の享保一揆においても、生葉郡若宮の森に数度となく集まり、夏秋物成上納の嘆願に付いて相談等の下準備を行っている。

2) 蜂 起……広範囲からの参集段階

隆起とは、一揆参加者が目的地(集合場所)に各地から参集すること。

「廿三日竹野郡を合て一萬三千人, 廿四日山本郡を合て三萬人に及ふ……八幡河原に寄御井御原三萬餘人都合十萬餘人」(『年表』),「生葉山本竹野比三郡出會二万人程二成」(『家記』)と



第 60 図 一揆行程図

あり、藩内各地から蜂が巣に群がる様に農民が続々と八幡河原に集結した。当時の農村人口は 約14万人程で、『年表』や『吉田本』にある十萬餘人という数が正確であるか定かではないも のの(註4)、久留米全藩域に及ぶ大規模な一揆であったと言える。

また,「同郡之内不集村々え者,御未廻申と云撫し,発向いたし」(『家記』)とか,「古飯村虎八方へ天狗状到来」,また「雙方ヨリ張紙ニテ應答ニ及候事」(『高橋音門筆記』)とあるように一揆への参加呼掛けには,天狗状・張紙等と呼ばれる文書を秘密裏に回し,不参加の村に付いては破壊する旨の書付けが出される等,組織的に事が運ばれて行ったことが伺える。

以上の事から、上三郡から八幡河原へ 集結する頃には、上三郡より扇動者・組 織者が送り込まれていたとの指摘がある (註5)。

3) 暴 動(打壊) ······破壊を伴った 直接行動

領主に訴状を提出せず、暴利をむさぼ る商人や不正を働く村役人(庄屋・大庄 屋等)の居宅を破壊する実力行使。

『家記』には暴動の様子を「寺々鐘を 撞き,宮々太鼓を打,村貝を吹」とあり, 『年表』には「其行装蓑笠に鎌を持ち関 を上て大庄屋庄屋用達之者等を打崩」と 農民の姿形をリアルに表記している。

『家記』には「家財諸道具,天井板敷 打砕,其音すさまし共,言語二絶,天魔 化生之所爲ならんと, 夥敷震動す。家々 之品々,寸々伐折踏崩し,家は柱を切折, かゞすを以巻倒し,尚掛り有柱はり抔之

表11 宝暦一揆年表

Γ	文 川 玉眉 快牛孜								
	月日	農民の動き							
	2月22日 3月20日	人別銀出令 竹野郡印若で700~800人集会							
ļ	21日	竹野郡石垣新宮社で300人集会							
全	22日	生葉郡・竹野郡田主丸組1200人参集し、示威行動							
	23日	生業郡・田主丸組等4000人,吉井町若宮八幡宮参集							
	24日	奉行が各郡へ「申触」							
	25日	御原郡山隈村立石で井上組の者集会							
ntar.	00.57	御原郡古飯村に天狗状が回り、参集強要							
藩	26日	唐島大庄屋永松八郎次宅を打ち崩す							
		上三郡八幡河原へ集結16000~17000人 江戸・用丸・北野各組西原浜で集会							
	27 日	御井・御原より4000人八幡河原へ参集し							
	6/13	総数21000~22000人になる							
的		石垣村の小百姓藤四郎、奉行に応答							
		八幡河原での総数10万人(米府年表)							
		上妻郡吉田山・善蔵塚で2000人参集し、							
		福島町の銀札引替場を打ち崩す							
po	28日	八幡河原の上三郎の農民は小江河原へ移動し、							
20		途中、田主丸綿屋・吉井町布屋を打ち崩す							
		山本郡善導寺で集会							
		家老有馬石見、吉井町へ出役							
		三浦郡百姓蜂起して, 夜明大庄屋等34軒打ち崩す							
争		上妻郡吉田山5000〜6000人参集 長廷大庄屋宅を打ち崩す							
	29 FI	上妻・下妻郡では、木村大庄屋宅等23軒を打ち崩す							
	30日	訴状31通提出							
	31 🗏	藩当局「何レモ願之通」として、一揆収束							
	4月5日	活け10 類々切よ5欠++1~~を終入							
地	~	領内 8 郡各組が各村にて集会 各所で銀米の差引要求							
域	24 日	諸帳面・家財など破棄し、打ち崩す							
的	5月3日	四年以四 次月本 C 8X 水 C , 11 与 图 9							
争	~	生業郡星野村等各地で集会							
4	28 🛭	The second section of the second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second seco							



吉井町若宮八幡宮境内

類まで、斧なた段切鋸二て残所なくすたす た二なし、屋敷内外諸木を伐倒し、踏折、 或は燒捨候、下民ヶ様二騒亂あばれ候儀、 前代未聞の無き事二候」と打壊の物凄さを 記している。

今回は、大庄屋・庄屋・商人の居宅を打壊すという実力行使に出ており、貧農と富農(大庄屋・庄屋等)との確執が深まった結果とも取れよう。また、打こわしは上

表12 打ち壊された家数一覧表

郡	l		局地的							
種別	生葉	竹野	山本	御井	御原	上麥	下妻	三潴,	計	闘争段階
大庄屋		1				6	1	5	13	
庄 屋						4	2	3	9	3
長百姓			i					12	12	3
商人層	1	1			1	6		6	14	
印錢方							ł	4	4	
芝居所								1	1	
その他						3		4	7	
計	1	2	0	0	0	19	3	35	60	6

妻・下妻・三瀦の下三郡, 特に三瀦郡 (35軒) に多発しており, 一揆発生の根源地である生葉・竹野・山本の上三郡においては大庄屋宅1軒・商人宅2軒に過ぎず, 御井・御原の両郡においては一軒の打こわしもなかった。

4) 強 訴……訴状の強要

訴状は願文形式を取るが、数にものを言わせて領主に強引に訴えや要求内容を認めさせようとすること。また、正規の誓願手続きを踏まず、より上位の領主や役所に訴え出ることを越訴と言い、これには直訴も含まれる。

以上,不穏・蜂起・暴動・強訴の4段階において当一揆の経過を概観してきたが,必ずしも 段階を経て起こるものではなく,様々な要因により種々のパターンが想定でき,例えば打こわ しと強訴は同時に起こる場合もあり、また,不穏と蜂起の線引きも明確にすることは難しい。

次に、一揆の目的である要求内容についてみていくことにしょう。

『高橋音門筆記』によると、「小江濱堤筋へ罷出、書付相々改受取候、生葉、山本、御井、御原、箇條ヲ以相願候書付六通并小書付等二十五通都テ三十一通也」と記され、上三郡・両郡の願書6通、小書付等が25通の合計31通が提出されたとある。

『久留米市史』によると、農民側が提出した訴状には、現在7通が知られており、その内2通には藩回答が付いているとして、農民の要求事項を

- 1. 人別銀、諸運上銀等の減免
- 2. 物成りの減免, 御囲米・撰米等の撤廃
- 3. 穀物・紅花・藍等の移出入の自由化、紅花・染藍問屋の廃止
- 4. 大庄屋・庄屋の罷免
- 5. 夫役、肥料・牛馬飼料の下草刈り、用水等に関して

以上の、5項目に整理されており(註6)、詳細は同書を参照されたい。

今回の百姓一揆は、直接的には「人別銀」に反対して起こしたものなので、要求事項の第一義に置かれるものである。御囲米・撰米等の撤廃要求に関しては、藩の厳しい撰米や俵拵らえの結果、「一俵四斗餘にも相當」(『年表』)するとして、本来の上納米の分量(一俵三斗三升)よりも1.2割の増徴になった事を理由としている。

前回の享保一揆では見られなかった要求事項として、大庄屋・庄屋の罷免要求がある。『年表』には、「大庄屋事耕作之長に被立置候へ共耕作御上納餘分を考も不仕剰御物成御免相極百姓中零落困窮……近年行跡私慾得方……」と大庄屋を非難している。大庄屋は農民にあっても苗字・帯刀・給米等の特権を有し、藩と農村との橋渡し的存在であったのが、藩との繋りが強固になり農村支配機構の一環を担うものに変容し、貧農と富農の格差が開いた結果が、大庄屋・庄屋の罷免要求として具現化したものと考えられる。

(4) 宝暦一揆の特色とその意義

宝暦一揆は,前回の享保一揆とは質・量共に大きく異なる。両者の比較検討において,宝暦 一揆の持つ特色と意義をまとめてみる。

1. 全藩的規模の一揆

前回の一揆は、上三郡中心の5700人程度の決起であったのが、今回は久留米藩内全域に及ぶ10万人規模の決起となった。前回の経験を踏まえ、組織的な行動を起こしている。宝暦の一揆は、3月20日の竹野郡いんやくにおける農民集会から三月末の藩回答までを全藩的闘争とみなせ、4月4日から5月末までの村役人層の不正を追求する闘争を局地的闘争と言え、頻繁に打ちこわしがなされた。

2. 闘争方法の変化

前回の一揆が奉行に直訴するという越訴形態を取っていたのに対し、今回は打こわし・家財 没収等の暴力行為に及んでいる。また、『久留米騒動記』では、農民と鎮圧に当たった城兵と の間に激しい戦闘があったと記しているが、向江

氏は言下に否定されている(註7)。

3. 指導者層の変化

先にも述べたように、天災・飢饉等により農村 の疲弊・困窮化が進む中、没落農民の富農による 吸収や特産商品作物の流通は、富農の肥大化に拍 車をかけ両者の確執を深めたと考えられ、大庄 屋・庄屋の居宅が打ちこわしにあったのも首肯で きよう。

表13 処罰者数一覧表

7	種別 第 一 次 (8月27日)										二次
郡	\setminus	百	姓	大庄屋	庄	屋	その他	合計	死刑	死	刑
生	葉	3	33			1		34	4		1
竹	野	4	15 ·			3		48	7		4
山	本]	14					14	1		
御	井		9	1	1		1.	11			1
御	原		6	1		6	1	14	4		3
上	麥	1	16			1		17	1		5
下	妻		1			i		1		ĺ	
Ξ	潴		8				2	10	1	<u></u>	5
ä	+	13	32		1	11	4	149	18	1	9

また、『石原家記』や『寶暦四年甲戌歳騒御誓詞』で処罰された者をみると、圧倒的に農民が多く、処罰された大庄屋・庄屋は農民の1/10程度に過ぎない。前回では農民とほぼ同一な路線を走っていたが、今回は鉾先が大庄屋・小庄屋に向けられ、闘争を指導したのは下層農民と考えられる。

4. 獲得項目

全藩的一揆の結果, 農民側は人別銀の廃止, 諸運上銀の減免, 御囲米・撰米・大庄屋増給米等の廃止を獲得した。しかし, 穀物・紅花・藍等の移出入の自由化, 紅花・染藍問屋の廃止, 大庄屋・庄屋の罷免等の要求に付いては叶わなかった。

(5) おわりに

宝暦一揆は、久留米藩内を震撼させた大規模な一揆であり、闘争の結果多くの犠牲者を出したが、人別銀の廃止をはじめとして多くの要求を勝ち得た。一揆後は、一揆の後半にみられた局地的闘争形態が、文化・文政・天保年間の村方騒動へ受け継がれていく。

農民は武士を頂点とした封建社会の身分制度上においては、武士に次ぐ位でありながら、その実態は一握りの特権階級が大多数の農民の上に君臨するもので、常にヒエラルキーの底辺において厳しい年貢徴収・様々な規制の枠内での生活を余儀なくされた農民の怒りが一揆という形で噴出したと言えよう。 (田中康信・小田和利)

註 1 浮羽町 1988 浮羽町史上巻

註 2 黒正厳 1938 百姓一揆年代表 経済史研究第17卷3号

註 3 青木虹二 1966 百姓一揆の年次的研究

註 4 向江強氏は5万人程と推測されている。「宝暦四年久留米藩の農民闘争」(九州近世研究叢書9所収)

註 5 久留米市 1981 久留米市史第二巻

註 6 註5文献に同じ

註 7 註4文献に同じ

米府年表(久留米市役所 1932 久留米市史下卷所収)

石原家記(福岡縣 1933 福岡縣史資料第二輯所収)

吉田秀文抄寫本(福岡縣 1932 旧久留米藩百姓一揆ニ関スル調査所収)

高橋音門筆記 (福岡縣 1932 旧久留米藩百姓一揆二関スル調査所収)

3. 長崎県鷹島町における葬送儀礼

(1) はじめに

近年,衛生・土地事情等の問題上,火葬が一般化し,土葬が見られる地域は,離島・山間部等の所謂僻地と呼ばれる地域を残す所となっている。高松家墓地において近世の土葬墓を調査する機会に恵まれ,土葬の遺風を留める鷹島は筆者の故郷ということもあって,今回報告する機会を得た。

元冦の島として著名な鷹島町は、農水産業を生業の主体とする人口4000人足らずの離島で、伊万里湾に浮かぶ。町内唯一の産業として石工業があり、島内において良質の玄武岩を産することから、古く永禄年間(1560)頃より石工業がおこり、墓石・燈篭等が製作され現在に至っている(註1)。また、墓石の製作に関しても若干ふれたい。

(2) 葬送儀礼

人間一生の儀礼は、出産儀礼に始まり葬送儀礼に終る。出産・葬送は強い禁忌(タブー)を 伴い、地域により様々な展開をみせる。ここでは、死人が出て墓地に埋葬するまでを、通夜・ 葬式・葬列・埋葬の葬送儀礼と埋葬後の供養とに分けて、儀礼・禁忌をみていく。

1)通 夜

:死人が出ると先ず北枕に寝かせ、その上に機織のカセを乗せておく。

カセを乗せておかないと、死人の前を猫が通った場合、猫の魂が死人に入り込み災いを起こすという(註2)。また、妊婦は死人を見るものではない、見ると子供に黒ぼやけ(血の塊)ができるといっている(註3)。

:寺案内をする。

親戚で死者と近い血縁関係にある者二名が、寺に坊主を呼びに行ったり、役場に死亡届を 出しにいく。この時、寄り道をしてはならない。これは、死人が道に迷うからと言っている が、死の穢を他所にまき散らすのを最小限にするためか(註4)。

: 通夜は友引・仏滅・丑日は避ける。

牛はよく水を飲むので, 死人の分が無くなるという。

2) 葬 式

: 葬式は通夜の翌日に行い, 翌日が友引であると一日延ばす。

:葬式の段取は、本守(ホンモリ)と呼ばれる死者と近い血縁関係にある者二名が当る。

本守は縄で編んだ襷を掛け、死者に履かせるわらじを編んだり、葬儀に使用する竹を切りに行ったりする。死人を納棺するのも本守の役目である。本守は一人でするものではないと言う。また、四十九日法要が済むまでは、神棚をさわってはならない(註5)。

:納棺前に死人の体を清め、白装束を着せ、きゃはん・手甲をはめる。

死人が女性なら髪をすき、男性なら髭を剃ってやる。

:死体は底に穴を空けた甕に入れる。蓋をした後、ワラ縄で全体を縛る。

甕の下にはヒトテワラ(一握りの藁)を敷いておく。また、死人の正面側に南無阿弥陀仏と書いた札を貼って、そちら側を手前に向ける。甕に入れる物としては、生前愛用していた品物、六道銭、兄弟の爪・髪・米49粒・一本針は各々紙にくるんでずた袋(木綿製)に入れて納める。死人が未婚であったら、白のずた袋を首から掛ける。子供であると赤・白色のずた袋を使用。ずた袋と遺体の下に敷く座布団の製作は、老婆の役目である。

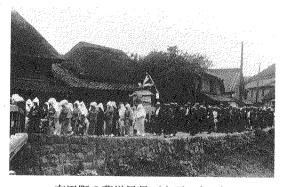
当町では地域により使用される棺が異なり、船唐津地区では甕が多用され、神崎・三里地区においては桶が用いられ、また三里地区においては箱形棺も使用される (註6)。昭和20~30年代頃までは、山口県防府市から船で日用雑器の行商に来ており、甕はその時に買っていたとのことである。なお、埋葬に使用する甕は傷物を使う。

- : 香典受付・坊主の接待は近所の家が担当し、ワキヤド(脇宿)と呼ばれる。
- :死人に供える食物は納膳と呼び、ダンゴ・ご飯・線香・ろうそく・一輪ざしの花 (水は入れない)を供える。
- :坊主は縁側から上がり, 読経後も縁側から出る。

3) 葬 列

- :坊主の読経の後,死体は縁側から出棺する。
- :死体が家を出た直後,玄関で茶碗を割る。破片はすぐに片付けず,一時してから掃く。
- : 甕棺の運搬方法は、甕に2本の横木を渡し布切れで縛り、その上にガンブタ (棺蓋一形状は後述のオトマヤ形)を 乗せて、男4人で担ぐ。

ガンブタの上にはイモで作った鳥を 立てる(註7)。また、昭和初年までガ ンブタは菅葺きであったという。



有田町の葬送風景 (大正10年頃)

船唐津地区には、子供がある一定の年齢に達すると里親を定める風習があり、里親をへこ親と呼び、子供をへこ息子・へこ娘と呼ぶ。へこ親が亡くなるとへこ息子が担ぐが、幼少だと棺に触れるのみ。

- :家から墓地まで棺を運ぶ途中,集落が見える箇所で3回まわる。 親が死んだ場合は右回りで,子供の場合は左にまわる。
- : 葬列には村内で準備したのぼりを立て、墓に行く途中、竹を小さく割ったタイマツを6箇所に立てる(註8)。また、のぼりを持つのは子供の役目であり、筆者も持った記憶がある。

4) 埋 葬

- : 墓穴を掘る前には、必ず火を燃やす(註9)。 墓穴は組内の大人数名が掘り、深さは2m程度。掘り上がったら豆腐・酒・ご飯を食する。 午前中で掘り上げ、午後より埋葬する。
- : 墓穴の東西南北に竹札を立て、死人を西向けでガンブタ共々埋葬する。 甕を埋葬した後、石で壇を築き(壇築ーダンツキ)、その上にオトマヤ(お泊屋)と呼ばれる上部施設を乗せる。オトマヤの後ろには、七日ソトバーと呼ばれる杉で作った30cm程の長さの卒塔婆をつける。オトマヤは3年程おいた後、お盆に焼き捨てる。
- :埋葬が終った後、坊主が読経し葬式は終了する。
- :四十九日が過ぎるまでは、オトマヤの燈を灯す。
 死者が六道を通り過ぎるまでの燈といっている。昔はランプであったが、現代では懐中電灯に代わった。
- : 葬式後は、塩と味噌を両手に取り清める。なおらいと称し、死者と一番近い関係にある者が 上座にすわり飲食を行う。
- :初七日までは、家の裏側の日が当たらない場所で、死人が来ていた着物に水を掛ける。 これは、死人があの世の灼熱地獄で熱い 思いをしないためという。

5)供養

:寺参り

人が死んでから先ず三日後に寺に参りに行く。後は、七日毎に(7・14・21・35日)四十九日まで寺参りをする。だだし、四七日(死後28日目)は四=死でタブーで、30日目に寺参りを行う。その後は、彼岸と盆



三里地区のオトマヤ

の前の日に参る。

: 墓参り

墓参りは彼岸とお盆に参る。墓石は三・七・十七・二十五・三十三・三十七・四十九回忌の何れかに、経済力の見合ったところで建てる。

: 位牌

位牌は白木の物で、戒名は葬式前に坊主に書いてもらう。1年後には塗り物の位牌(黒漆塗りで、銘には金箔押し)に代えて、一つを寺に納め、一つは仏壇に飾る。お盆には仏壇から出し、寺からもらってきたシュロの葉で編んだござを下に敷き、線香・ろうそく・ご飯・お茶・果物等を供える。ご飯には小枝で作った一本箸を立て、日によってダンゴ・そうめんを供える。

:精霊流し

初盆の家のみ精霊船を作り、線香・ろうそく・果物等の供え物と一緒に、午前12時を過ぎてから海に流す。精霊トンボ(アカトンボ)は、たましいを運ぶものだから捕まえてはいけないと子供の頃によく言われたものである。

(3) 墓石の製作

所翁地区は良質の玄武岩(阿翁石)を産出することから、永禄年間(1560年代)より石工業が興り、慶長14(1609)年黒田長政が寄進した箱崎神宮の大鳥居は阿翁石で以って造られたという。その後、平戸・伊万里・唐津各藩の御用採石場として栄えてきた。平戸城の石垣や常灯鼻の石垣(平戸市)等は阿翁石で築かれ、今も昔の姿を留めている(註10)。

石の切り出しは昭和40年頃まで行われていたが、石材の減少により近年は韓国から輸入しているとの事である。また、機械力の導入により手作業は、墓碑銘を彫る作業と細部のミガキ作業になっているという。

1) 石の切り出し

石切り場は阿翁地区のかまぶたと言う所にあった。

切り出しの方法は、ノミで矢(石を割る鉄製の楔)穴を数箇所空け、矢を挿入し、玄ノウで 矢を叩き込み石を割る。割って出来たひび割れを金てこで広げて切り出す。

2) あら切り

切り出した石を製作する物に合わせて粗く切ること。現在では電動ノコで切断する。

3) みがき

あら切りした石を研磨することで、あら磨きと手磨きがある。あら磨きは機械で研磨し、機械で研磨できない部分を手作業によって磨く。手磨きに使う砥石は目の粗い物から細かい物の

順に8~10種類使用する。

4) 銘彫り

坊主に戒名を書いてもらった紙を石に貼り、ノミで文字を彫る。通常、正面に戒名、右側面 に没年、裏面に施主等を彫る。

(4) おわりに

以上,鷹島の葬送の有様をみてきたが,人は誰しもこの世に生を受けたら,「死」は必ず訪れる。医学がどの様に発達しようが,それは延命にしか過ぎず,「死」からは逃れられない。 埋葬形態が土葬から火葬に変容するなか,葬送儀礼もまた略式化・忘失していく運命にあり,こうした遺風の発掘は大変重要なものと言えよう。また,当地の石工業については,詳細な調査がなされておらず,今後の研究課題としたい。

以上は、筆者の両親からの聞き取りによるもので、日頃の御無沙汰ともども深謝したい。

(小田和利)

- 註 1 鷹島町 1975 鷹島町郷土誌
- 註 2 井之口章次「猫のたましい」(日本の葬式 1977 筑摩書房)には,「死者の枕もとや胸の上には, 刃物を横たえて防ぎ,びょうぶを立てまわして死体をまもり,たえず猫の行動に注意して近づけな いようにする」として,猫と死者にまつわる種々の説話を紹介されている。
- 註3 「妊婦は死人を見てはいけない」とするのは、死人は強い穢を伴うものであり、かつ妊娠は普通の 状態ではないから、通常の人より死の穢に負けやすいと考えていたためで、火事の禁忌例と同類の 禁忌と考えられる(新谷尚紀「火の禁忌」『生と死の民俗史』1986 木耳社)。
- 註 4 野口長義「二人使いのこと」(葬送墓制研究集成第二巻 1979 名著出版)には、「とむらい飛脚には猶色々の作法が伴っていた。その最も顕著なる一つは、必ず二人で行かねばならぬとされていることである。……それは何れも忌の伝播を防ぎ、もしくは感染を恐れたがためであった」とされている。鈴木重光「神奈川県津久井郡地方の葬制」(葬送墓制研究集成第一巻 1979 名著出版)にも、「訃報の使者は二人当てるのが普通になっている」とある。
- 註 5 二人で行うのは寺案内と同じであるが、直接死者に触れる本守は死の穢を強く被るので、神棚を 触ってはならないという強い禁忌が存在する
- 註 6 当町には桶屋・船大工がおり、甕が無いときには船大工が棺桶の製作に当たり、ガンブタ・オトマヤの製作は大工・船大工がおこなった。
- 註 7 長崎県下県郡厳原町曲地区では、スヤと呼ばれる墓上部施設にツバメ形木製品を立てる風習があり、 魂を運ぶものとされている(立平進「死者の鳥」考古学ジャーナル No166)。
- 註 8 6箇所は六道を意味するが、井之口氏は忌火の移動ということを説かれている(註4文献所収)。
- 註 9 佐藤米司「穴掘り」(註4文献所収)には、「穴掘りの時には、そばで焚火する土地が多い。その理由は魔よけだとするところが多い」、また大分県国東地方の例として「酒一升に豆腐の肴と握り飯四個がとどけられる」と報告されており、当町の例と共通するものである。

何故酒の肴が豆腐か不明であるが,豆腐は大豆の加工品であり,豆は邪気を祓うもの(節分の豆まき)とする考えによるものか。

- 註10 註1に同じ。
- 付 当町の漁師の間では、水死体が網にかかると大漁になると言っており、壱岐郡勝本町例と同様である(池波恵美子「ケガレの構造」1988 青土社)。

V 自然科学的分析

1. 福岡県小郡市高松家墓地出土の江戸時代人骨

九州大学医学部 中橋 孝博

(1) はじめに

近年の様々な開発事業の進展に伴って、先史時代の人骨のみならず、中世や近世の資料もまたこのところ急速にその数を増やしつつあるが、それらの中には徳川将軍家を筆頭とした各地の名家や、古文書等でその血縁を辿ることができる由緒ある家系の資料も一部含まれている。 北部九州ではかって福岡藩家老であった九世家の墓地が調査され、詳しい研究がなされたこともあったが、その後永くそうした資料の出土を見なかった。

しかし、九州横断自動車道建設に伴う一連の調査の中で、今回新たに福岡県小郡市から江戸時代の中頃に大庄屋を勤めた高松家一族の遺骨が出土した。残念なことに、人骨の保存状態が悪く、形質面から人類学的に詳しい分析を加えることはできなかったが、貴重な資料ではあり、詳しく検討した結果、若干の興味ある知見も得られたので、以下、その結果を報告する。

(2) 調 査 結 果

1号墓人骨

墓穴上部の土饅頭中より、歯のみが茶入に入れられた状態で検出された。その下の、棺内のの人骨は全て消失している。残存歯は下記の歯式に示すように14本が同定され、その他歯根のみのものが4本存在する。

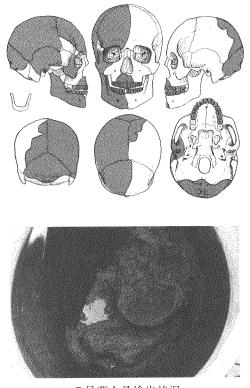
歯は何れもサイズが大きく、また咬耗が著しいので、男性でかなり高齢人骨であることを示している。墓石には高松八郎兵衛尉秀直と刻銘され、1720年1月2日に69歳で亡くなっていることから、墓石銘に記載された個人のものと考えても矛盾は無い。

7号墓人骨

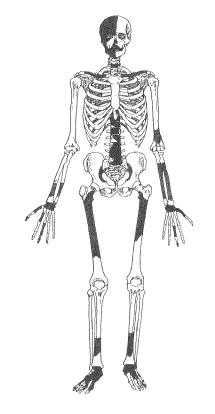
墓石銘により高松與太郎妻壽の遺骨とされる。1748年死亡、年齢は50歳との記載がある。甕に埋葬されていたため、当人骨だけはほぼ全身各部の骨片を残しているが、骨質がかなり脆弱化し、保存状態は不良である。確認し得た部分を第61図に示した。

頭蓋は大きく左半部を欠き、特に顔面部は右頰骨と上顎の一部、及び下顎の右半部を残すの みである。眉間から眉弓にかけての膨隆及び外後頭隆起部等、各筋付着部の発達は何れも軽度 で、四肢骨もかなり華奢であることからみて、明らかに女性の遺骨とみなされ、墓石銘とも矛 盾は無い。

また、年齢については、残存歯の歯式を下記に示すが、歯の咬耗は1号程強くはないものの、下顎大臼歯や切歯等は大きく象牙質を露出させており、やや年齢の進んだ遺骨であることを示している。ただ、頭蓋の主縫合にはまだ明確な愈合の痕跡が認められない。頭蓋縫合の愈合は元々個人差が大きいので、墓石銘にある50歳と言う年齢と矛盾する訳ではないが、縫合癒着の平均的な進展からはやや遅れた個体と言えよう。



7号墓人骨検出状況



第 61 図 7 号墓人骨遺存部位模式図

なお、この遺骨の歯冠頰側面には、所謂お歯黒(鉄漿)の痕跡が認められた。

<計測結果>

A. 頭蓋骨

殆ど計測値が得られなかったが、僅かに下記の項目だけは計測し得た。

頭蓋最大長

約180mm

正中矢状頭頂弧長

136mm

頭蓋最大幅 125~130mm

正中矢状頭頂弦長

120mm

下顎体厚(右) 12mm

これらの数値の中で先ず気付くのは、頭蓋冠の長さと幅の狭さである。眉間部が破損してい るので正確な値ではないが、180mm前後という長さは日本人の歴史上最も長頭性が顕著であっ た中世人の平均(材木座-177.9mm, 鈴木1956)を上回っており, 一方, 頭幅の著しい狭さと 相まって (材木座-130.8mm, 現代人134mm), その頭長幅示数 (69.4~72.2) は強度の長頭傾 向を示している。

B. 四肢骨

橈骨・尺骨及び大腿骨の計測結果を比較群と共に表16に示す。

前腕骨は福岡市の天福寺江戸時代人(中橋1987)を初めとする比較群に遜色ない骨幹諸径を 持ち、特に尺骨は骨間縁の発達も良好で比較群を上回る傾向を見せる。一方、下肢の大腿骨は 前腕骨とは対象的にひどく華奢で、その周径(67mm)は他の同時代人等の平均値に比べ大幅に 下回っている。なお、骨体断面形に柱状性は見られない。

推定身長は、何れの骨でも最大長を計測し得なかったので不明とする他ないが、比較的残り のよい右大腿骨から判断する限り、恐らく140cm大前半位の身長しかなかったと推察される。

以上,限られた知見ではあるが,残存部位から知り得た所では、当女性は強度の頭長型の頭 を持ち、背が低い華奢な体付きの人で、歯にはお歯黒をしていたと言うことになろう。

番号	性	名 前	年齢	死亡年月日	残存部位	棺 桶	副葬品	備考
1	8	高松八郎兵衛尉秀直	69	1720 • 1 • 2	歯のみ	箱形棺	数珠玉	歯は茶入より検出
7	우	高松與太郎妻壽	50	1748 • 8 • 1	ほぼ全身	甕	数珠玉	
22					歯のみ	桶?		歯は小皿より検出

表14 高松家出土の江戸時代人骨一覧表

22号墓人骨

墓穴埋土中位出土の小皿の中に歯だけ入れられた状態で検出されたものであるが、墓石が無いため1・7号墓のような正確な個人同定は不可能である。なお、その下の棺桶内の人骨は腐朽していた。

下記に歯式を示すが、細片化が著しく、同定し得たのは上顎歯3本・下顎歯4本の計7本に留まり、少なくともあと4~5本分の歯片が存在する。

何れも咬耗の程度が弱く、象牙質にまで達している歯はない。従ってまだかなり若い人で、 或は未成年の可能性を否定できないが、殆どが細片化し、歯根も存在しないので、その確認は 困難である。また、性別も歯のサイズがやや小さい様であり、或は女性である可能性も伺われ るが、歯冠の計測値が殆ど得られなかったこともあって、この点も確定は困難である。

(3) 考察

今回,高松家墓地から得られた人骨資料は計3体分で,それも2体は歯のみ残り,1体分も保存状態が不良で,残念ながらこうした記録を伴う資料での課題,例えばその人骨形成の地域性・時代性は元より,形質の遺伝性や所謂貴族性の顕現の有無等,何れも詳しい検討は不可能であった。ただ,7号の女性が著しい長頭性を示したことは,北部九州地域でこれまで明らかになっている中世以降の人骨形質(脇1970,内藤1973,佐熊1986,中橋1987)と軌を一にするものと言え,低身長で華奢な四肢を持つ点もある程度その時代性を現したものと考えることもできよう。ただ,上肢に比べて足の細さが際だっている事については,当人骨の生活等と関連した個人的特徴なのか,或はこの地域の江戸時代人の形質的特徴と何等かの関連を持ったものなのか詳細は不明である。

また当資料で興味深い点として、その埋葬状況を挙げることができる。1・22号人骨でみられたように、歯だけを棺内ではなく別容器に入れて埋葬している訳であるが、ここで先ず問題となるのは、その歯が墓石に刻銘されている個人かどうかということであろう。残念ながら棺内の人骨が腐朽・消失していたため、はっきり確認はできなかったが、これに関連した風習として例えば、夫が死んだ場合に妻がその髪を棺の中に入れて埋葬する様な事がかって為されていたと聞く。しかし、今回の歯の事例については、そうした行為は先ず考え難い。

遺存歯は奥歯の大臼歯も含めてほぼ全歯に及んでおり、例え 肉親であっても、少なくとも生きている人の全歯を抜く様な行 為を想定することには無理があろう。可能性としては死んだ別 人の歯とも考えられるが、回収された歯の観察結果もまた、少 なくとも1号人骨については墓石に記された性・年齢にほぼ合 致するものであった。

従って、ここはやはり本人の歯とするのが妥当と考えるが、 死んだ本人のものとしても、その全歯を抜くにはかなりの労力 を要する仕事であったろうと思われ、どの様な謂れがあってこ の様な風習がなさていたのか、その起源・理由・具体的な手順 等には大いに興味がもたれる。追加例での検討が望まれる。

表15 高松家死亡年龄構成表

年	年 齢(歳)							
乳幺	力 児	1 2 3 5 5(3)	1 4 1 1					
成	年	34	1					
熟	年	45 50	1 1					
老	年	64 67 69 71	1 1 1 1					

その他、当墓地について興味深く思われることとしてもう一点、その死亡年齢構成について ふれておきたい。墓石銘からその死亡年齢が明らかなのは全部で15基あるが、その内8基が幼 児以下のもので占められ、また成人の7基のうち4基が老年期(60歳以上)のもので、後は30・ 40・50歳代がそれぞれ1体づつという構成になっている。

乳幼児期の死亡者が多いことは、戦前の日本でも広くみられた現象であるが、当墓地でも表15に示した様に2歳児の4例を筆頭に、この時期の死亡者だけで過半数を占めるに至っており、日本の近世期の厳しい現状を如実に現す結果となっている。ただここでは、2歳児の4例に対して1歳児の墓が1基しか見当たらないが、子供の死亡率が大きく減少した現代でもなお、生まれて間もない頃の乳幼児期の死亡率が最も高く、しかもその率は過去に遡るほど高くなって行くことが知られている。

年齢の数え方が、所謂数えによるものなので、2歳児の中に1歳未満の乳児が幾らか含まれてはいようが、そうした一般概念からすれば、ここにみる比率はやや不自然である。まだ名も無く生まれて間もない頃に死亡した子供は、この墓地にきっちりした形では埋葬されなかったのか。それとも、ここで検出された26基の墓のうち墓石がない幾つかの墓がそれであろうか。

何れにしても、そうした新生児の死亡者も含めれば、より平均寿命の短い当時の厳しい死亡 状況が明瞭に浮かんでくるように思われる。但し、成人中老年死亡者が過半数を占めているこ とからみて、子供の頃を何とか生き延びれば、ある程度の長生きも可能であったと言えよう。

元より、当高松家はこの地の大庄屋であり、一般農民と同一視できないことは当然であるが、同傾向は他地の江戸時代社会でも報告されており(小林1956)、さほど当時の一般社会の実状から外れている訳ではなかろう。

ともあれ、寿命の長短はその人の生きた社会環境と密接に関係した問題であり、江戸社会の 復原にこの方面からの視点がもたらす知見もまた、少なからず寄与する所があろうかと考える。 今後とも小数づつでも、こうした資料の蓄積が継続されて行くことを期待したい。

当人骨資料を研究する機会を与えられ、色々と御教示頂いた福岡県教育委員会の諸先生・諸 氏に感謝致します。

表16 上・下肢骨計測表(女性)

		高松家 (近世) 7	天 (j. N	福寺 丘世) M	3	桑島 ^{※ 2} 近世) M		工戸 ^{※ 3} 丘世) M	(F	吉母 ** 4 中世) M		九州 ^{※ 5} 現代) M
橈 骨	-											
3	最小周	35	16	35.7	_	_	_	34.5	27	34.6	12	34.7
4	骨体横径	15	16	15.3	_	_	_	14.4	27	15.1	12	14.5
5	骨体矢状径	10	16	10.3	_	-		9.8	27	10.1	12	9.7
5/4	骨体断面示数	66.7	15	67.4	_	_	-	68.4	27	67.3	10	68.3
尺骨												
3	最小周	35	12	32.4	_	_	_	31.5	25	32.5	12	32.1
11	矢状径	11	17	11.2	_	_		10.5	28	10.8	12	10.9
12	横径	17	17	14.3	_	_	_	14.1	28	14.9	12	13.9
11/12	骨体断面示数	64.7	17	79.0	_	_	_	75.1	28	72.8	12	77.5
大腿骨												
6	中央矢状径	21	21	23.6	7	24.5		24.8	28	23.3	13	23.6
7	中央横径	21	21	24.0	7	23.4	_	24.1	28	24.8	13	23.2
8	中央周	67	21	75.2	7	75.8	_	76.9	28	76.1	13	74.2
9	骨体上横径	26	17	27.7	7	26.9	_	26.5	28	29.1	13	27.5
10	骨体上矢状径	19	17	22.7	7	20.8	_	25.5	28	20.9	13	21.3
6/7	中央断面示数	100	21	98.7	7	104.6	_	103.1	28	94.5	13	102.0
10/9	上骨体断面示数	73.1	17	82.3	7	77.9	_	97.3	28	72.0	13	77.1

(※1中橋1987, ※2立志1970, ※3遠藤他1967, ※4中橋・永井1985, ※5溝口1957, 阿部1955)

参考文献

阿部英世 1955 現代九州人大腿骨の人類学的研究 人類学研究 2

遠藤萬里・北条幸・木村賛 四肢骨(増上寺徳川将軍墓とその遺品・遺体 1967 東京大学出版会所収)

小林和正 1956 江戸時代農村住民の寿命 人類学雑誌65

溝口静男 1957 現代九州日本人前腕骨の人類学的研究 人類学研究 4

熊本県教育委員会 1973 尾窪-熊本県益城郡城南町尾窪中世墳墓群の調査(熊本県文化財調査報告第2集)

中橋孝博 1987 福岡市天福寺出土の江戸時代人頭骨 人類学雑誌95

中橋孝博・永井昌文 山口県下関市吉母浜遺跡出土の弥生・中世人骨(下関市教育委員会 1985 吉母浜 遺跡所収)

立志悟郎 1970 熊本県牛深市桑島出土の江戸時代人,上肢骨の人類学的研究,下肢骨の人類学的研究熊 本医学会雑誌40

佐熊正史 1986 中世九州人頭蓋の人類学的研究 長崎医学会雑誌61

鈴木尚 1956 鎌倉材木座発見の中世遺跡とその人骨 岩波書店

脇達也 1970 熊本県牛深市桑島出土の江戸時代人頭骨の研究 熊本医学会雑誌44

2. 高松家墓地出土棺材の樹種同定

琉球大学農学部 林 弘也

当墓地は26基の墓穴が発見されており、その中の2・3・5号墓から担ぎ棒の付いた棺桶が出土している。資料は、棺桶の板材と担ぎ棒の7点と2号墓棺桶出土の数珠玉と7号墓甕棺出土の数珠玉各1点の計9点である。資料の詳細は次表に示した。

資料番号	墓 番 号	部 位	実測 No	樹種
No 1	2 号墓	棺 底 板	(2)	アスナロ
No 2	"	棺台底板	(10)	" .
No 3	"	"	(9)	. "
No 4	"	棺 側 板	. (5)	"
No 5	3 号墓	担ぎ棒	(1)	"
No 6	"	"	(2)	"
No 7	"	棺台底板		"
No 8	2 号墓	数 珠 玉		
No 9	7 号墓	"		

表17 棺材·数珠玉樹種一覧表

[同定結果]

資料No1~7は、同一の樹種であると判定された。これらの資料の主要構成細胞は、仮道管であり、針葉樹材である。早材仮道管から晩材仮道管への移行は比較的緩慢であり、晩材幅は狭い。しかし、早材仮道管と晩材仮道管の寸法は著しく異なる。仮道管の有縁壁孔は単列に配列する。樹脂細胞が早材から晩材に多数分布し、散在状または数細胞が連続した接線状に分布する。樹脂細胞の末端壁は、数珠状の肥厚がある。放射組織は単列であり、高さが1-20細胞高であるが、多くは10細胞高以下であり、放射柔細胞から構成される。分野壁孔はスギ型であり、1分野に1-4個分布する。放射柔細胞の水平壁は肥厚しており、インデンチャーが認められる。以上のような組織観察の結果からアスナロ(Thujopsis dolabrata)と同定した。

資料No8・9は, 道管を有する広葉樹材であることは判明したが, 資料があまりにも小量であり, 著しく炭化が進んでいるために同定できなかった。図版52にアスナロ材の顕微鏡写真を示した。撮影倍率は全図とも100倍である。1は横断面, 2は放射断面, 3は接線断面である。

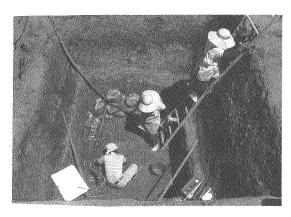
Ⅵ 総 括

高松家墓地は、宝暦四(1754)年に発生した百姓一揆の責を問われ、刑死した井上の大庄屋 高松八郎兵衛一族が眠る墓所である。以下、発掘調査により判明した事実を箇条書にしてまと めとしたい。

- 1. 墓穴は総数26基検出し、その規模により特大・大・中・小型の四類に分類できる。
- 2. 墓地の南側第一列に累代の大庄屋、その北側に各大庄屋の配偶者、北側に夭逝した子供達を埋葬している。
- 3. 墓石は大半が横転しており、被葬者名が判明するのは16基数える。寶永二 (1705) 年に 與七郎が埋葬されたのに始まり、寛政十 (1798) 年の八右衛門の埋葬を以って当墓地は終 焉する。
- 4. 棺には箱形・桶・甕・骨蔵器があるが、箱形棺が多用される。1~3・5号墓は棺台ごと埋葬していた。
- 5. 茶入・小皿に歯を入れて埋葬した例もみられ、改葬の可能性も考えられる。
- 6. 出土遺物は茶入・陶磁器碗・土師器小皿・数珠玉・鉄釘等がみられたが、副葬品と言えるものは数珠玉のみで、六道銭の出土もなかった。
- 7. 高松八郎兵衛及び妻子の墓は、不明である。
- 8. 現在, 墓石は墓地の北側に移転し、憶想寺の管理となっている。

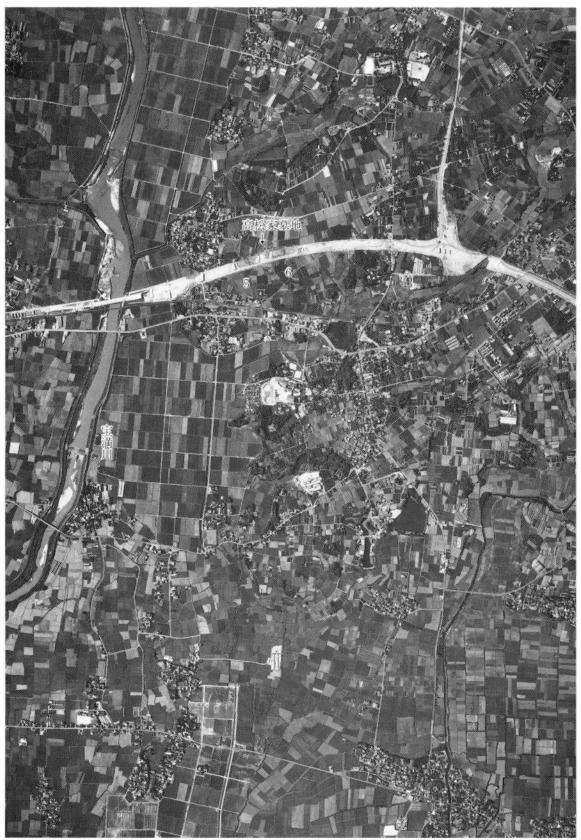
最後に、宝暦の百姓一揆は人別銀に反対して農民が反旗を翻したものであったが、現代の消費税に反対する一般消費者とオーバーラップさせつつ本報告書をまとめた次第である。文末となったが、猛暑のなか発掘作業に従事して頂いた地元作業員の方々に、改めて感謝致します。

(小田)

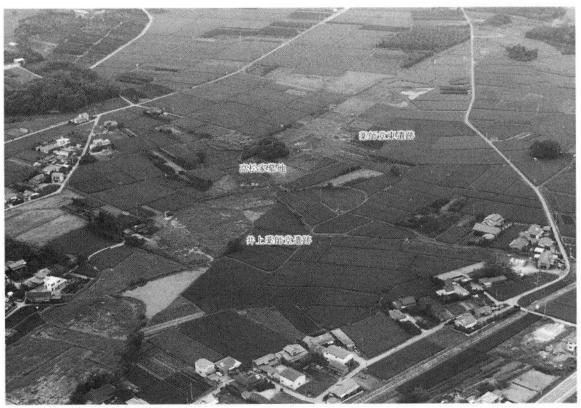


2号墓調査状況

図 版



高松家墓地周辺航空写真(国土地理院 KU-85-1X)



1 高松家墓地周辺航空写真



2 高松家墓地全景 (伐採後, 西から)



高松家墓地全景 (伐採後, 東から)



高松家墓地全景 (上空から)



1 1 号墓墓石 (G)



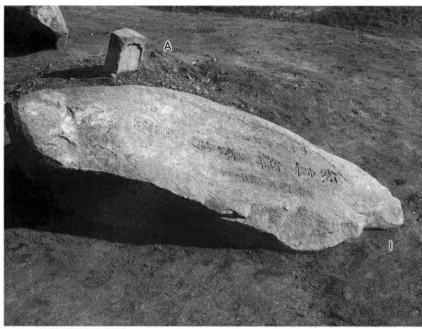
2 1号墓(南から)



1 1号墓土層断面(東から)



2 1号墓墓壙 (東から)





2 墓石(A)

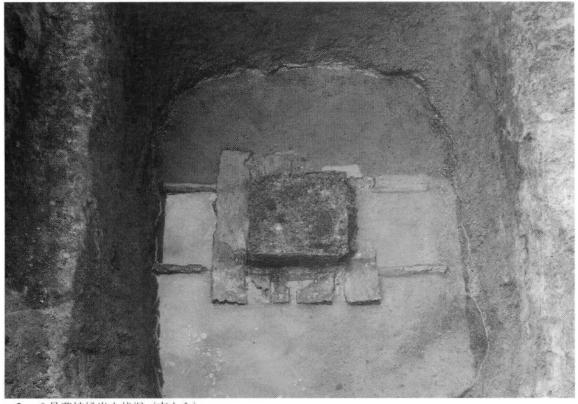
2 号墓墓石 (I)



3 2号墓(南から)



1 2号墓墓壙 (南から)



2 2号墓棺桶出土状況 (南から)

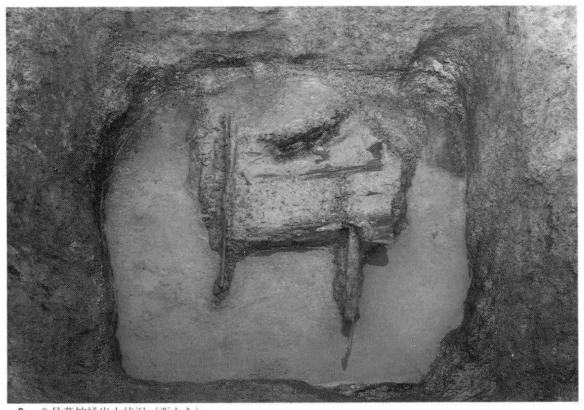


3号墓墓石 (L, 手前は7号墓墓石)

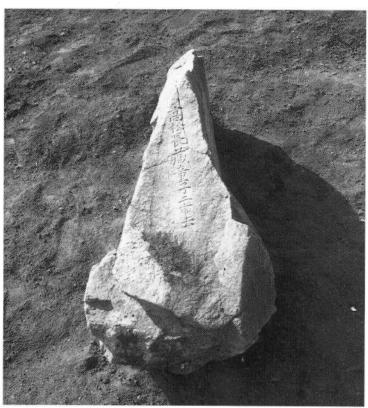




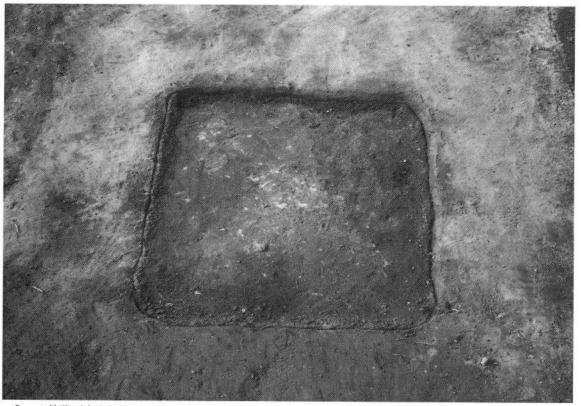
1 3号墓墓壙(南から)



2 3号墓棺桶出土状況 (西から)



1 4 号墓墓石 (F)



2 4号墓(南から)



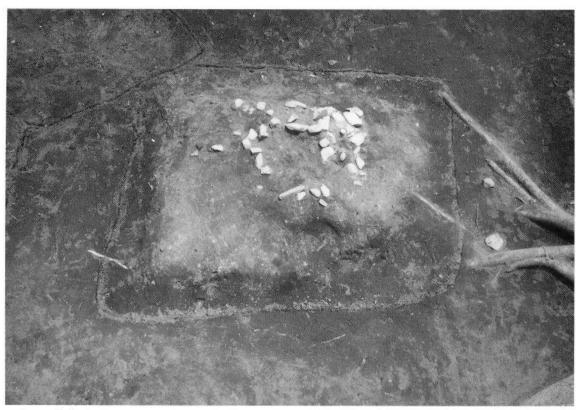
1 4号墓棺桶検出状況(北から)



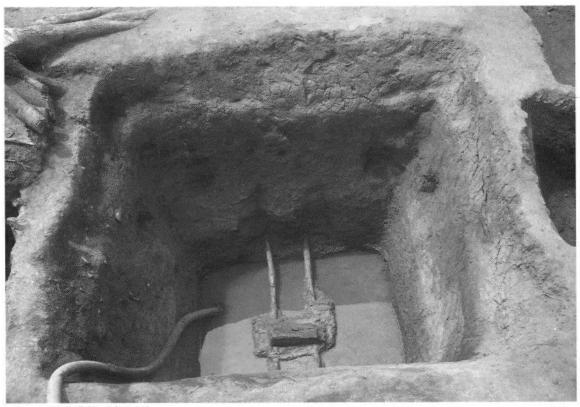
2 4 号墓墓壙 (北から)



1 5 号墓墓石 (J)



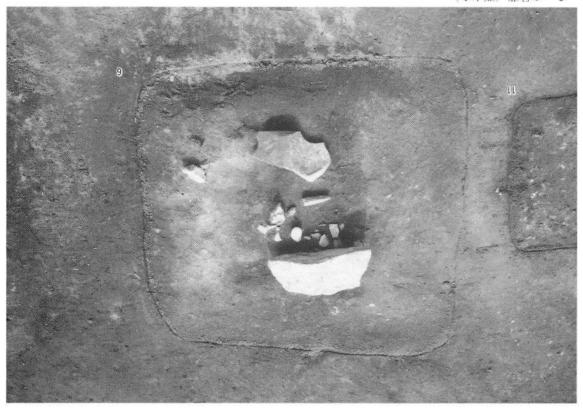
2 5号墓(西から)

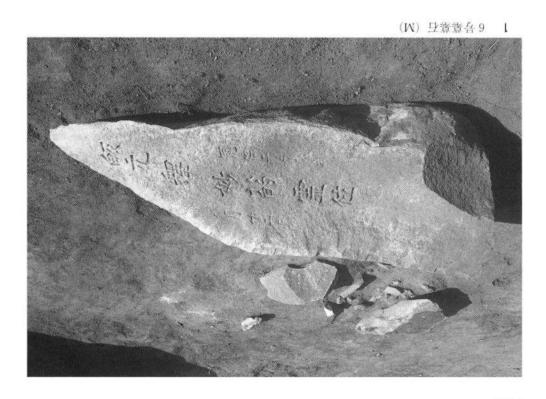


1 5号墓墓壙 (東から)



2 5号墓棺桶出土状況 (東から)







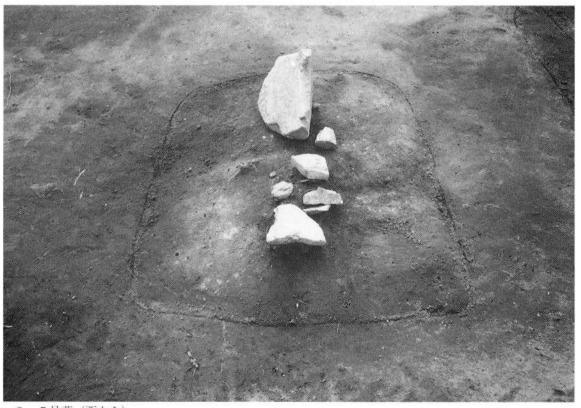
1 6号墓棺桶検出状況(西から)



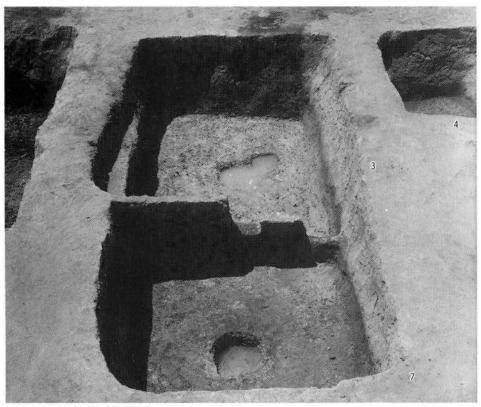
2 6号墓墓壙 (西から)



1 7号墓墓石 (O)



2 7号墓(西から)



3 · 7 号墓 (北から)





8 号墓墓石 (P)



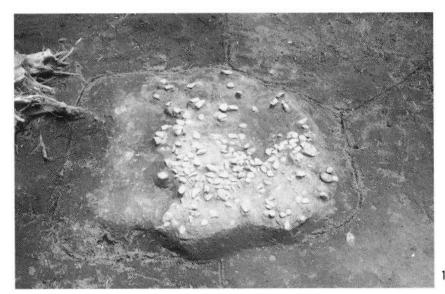
8号墓(西から)



8号墓棺桶検出状況 (西から)



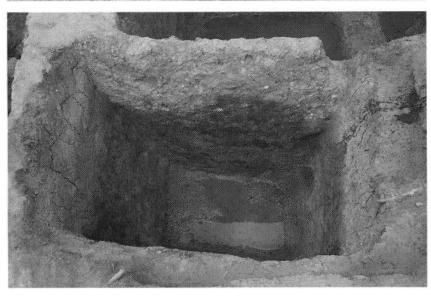
8号墓墓壙 (北から) 2



1 9号墓(西から)



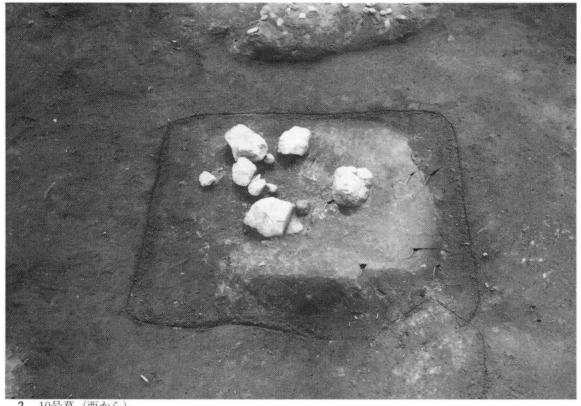
2 9号墓棺桶検出状況 (東から



9号墓墓壙(東から)



10号墓墓石 (N)



10号墓 (西から)



1 10号墓棺桶検出状況 (東から)



2 10号墓墓壙 (東から)



1 11号墓墓石(Q)



2 11号墓(西から)



3 11号墓棺桶検出 状況(西から)



1 12号墓墓石(K)



2 12号墓(南から)

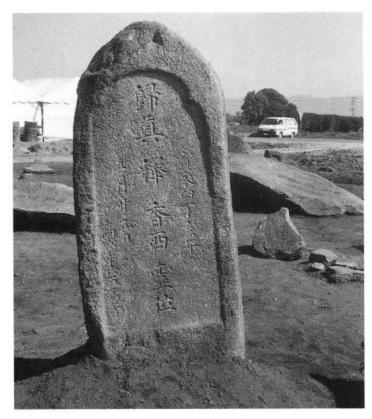


1 12号墓棺桶検出状況 (西から)



2 11・12号墓墓壙 (西から)

図版26



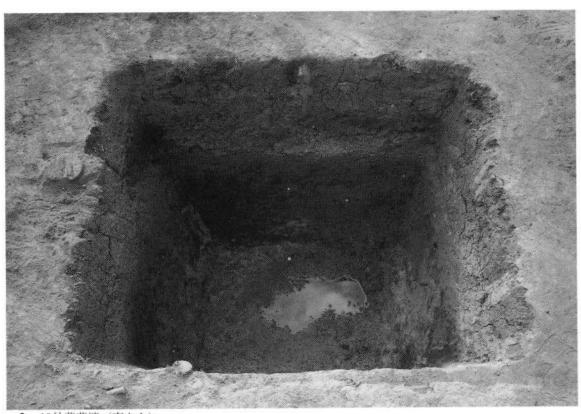
1 13号墓墓石 (C)



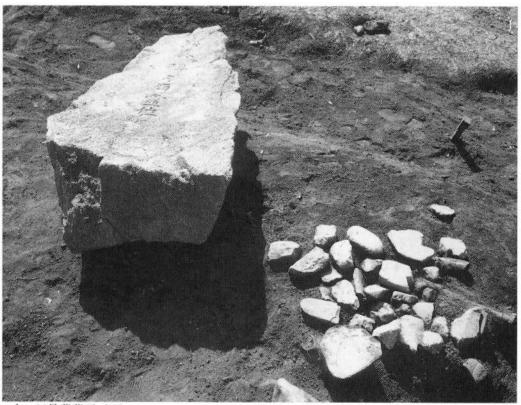
2 13号墓(西から)



1 13号墓棺桶検出状況 (西から)



2 13号墓墓壙 (東から)



14号墓墓石 (D)

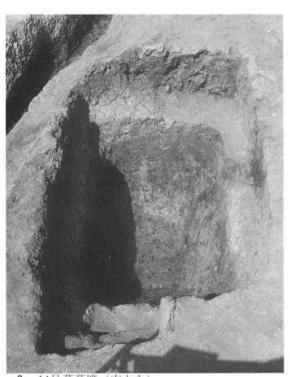




1 14号墓土層断面(西から)



2 14号墓棺桶検出状況 (南から)



3 14号墓墓壙 (南から)

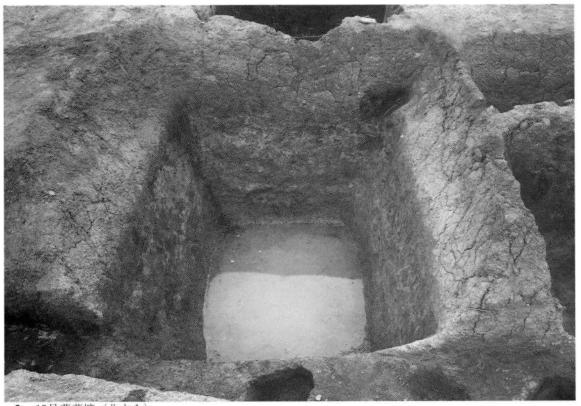


1 15号墓墓石(E)



2 15号墓(南から)





2 15号墓墓壙(北から)



1 16号墓墓石 (H)



2 16号墓(南から)



1 16号墓棺桶検出状況 (西から)



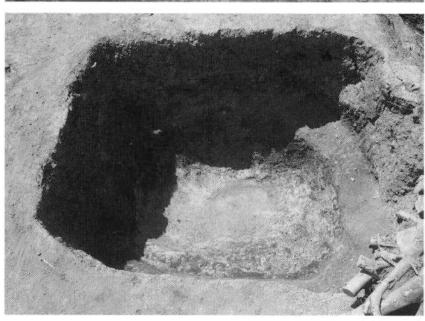
2 16号墓墓壙(北から)



1 17号墓墓石 (B)



2 17号墓(南から)



3 17号墓墓壙 (南から)



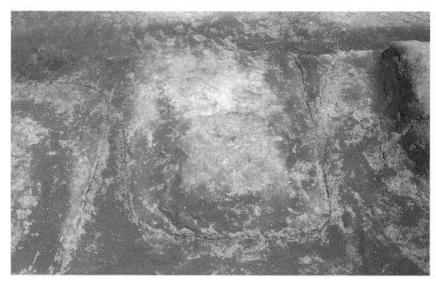
1 18号墓(西から)



2 18号墓棺桶検出 状況 (西から)



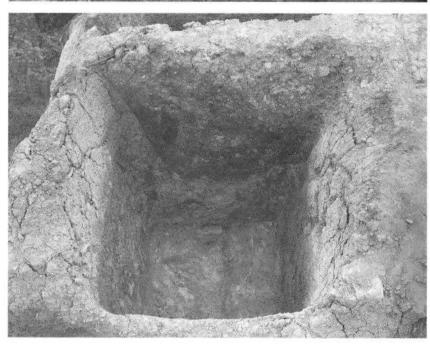
3 18号墓墓壙 (南から)



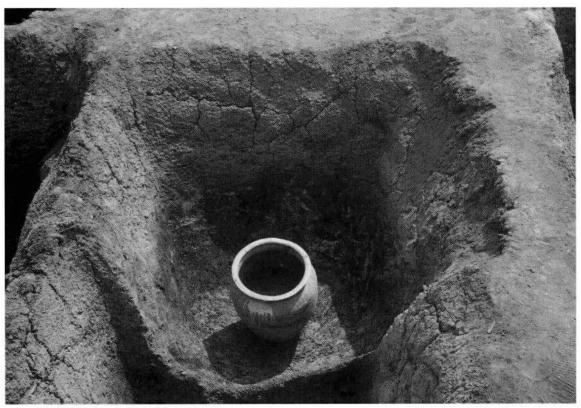
1 19・20号墓(南から)



2 19号墓棺桶検出状況 (北から)



3 19号墓墓壙 (北から)



1 20号墓甕棺出土状況(北から)



2 21号墓骨蔵器出土状況(南から)



3 21号墓骨藏器



1 22号墓墓壙 (東から)



2 墓壙内出土容器



3 内蓋の状況



4 歯を入れた状態



1 23号墓棺桶検出状況(西から)



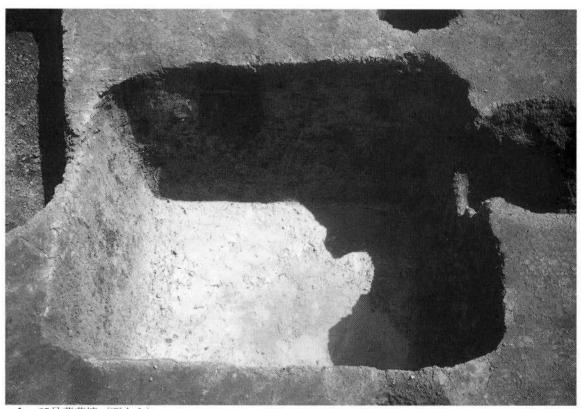
2 23号墓墓壙 (西から)



1 24号墓棺桶検出状況 (西から)



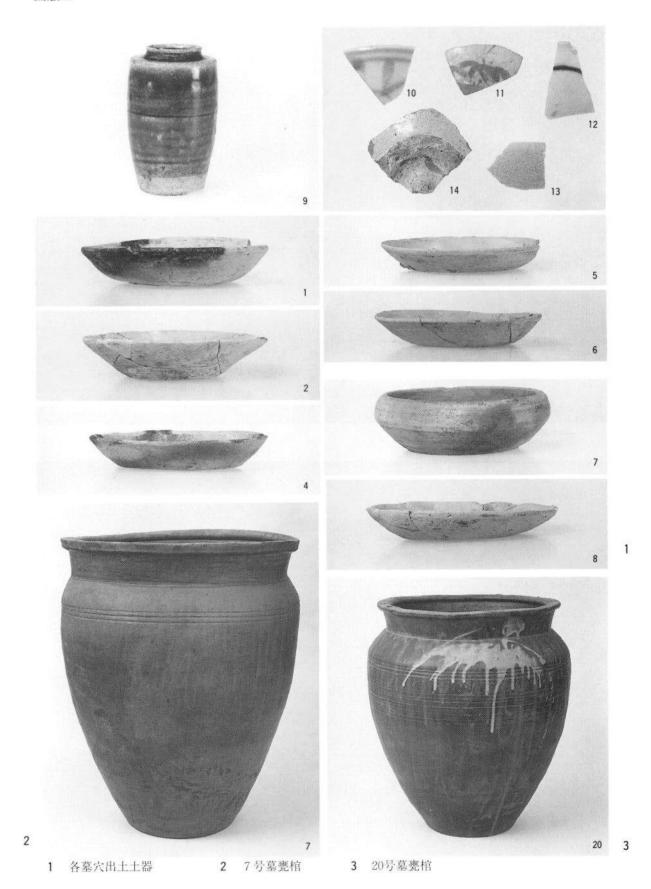
2 24号墓墓壙 (西から)

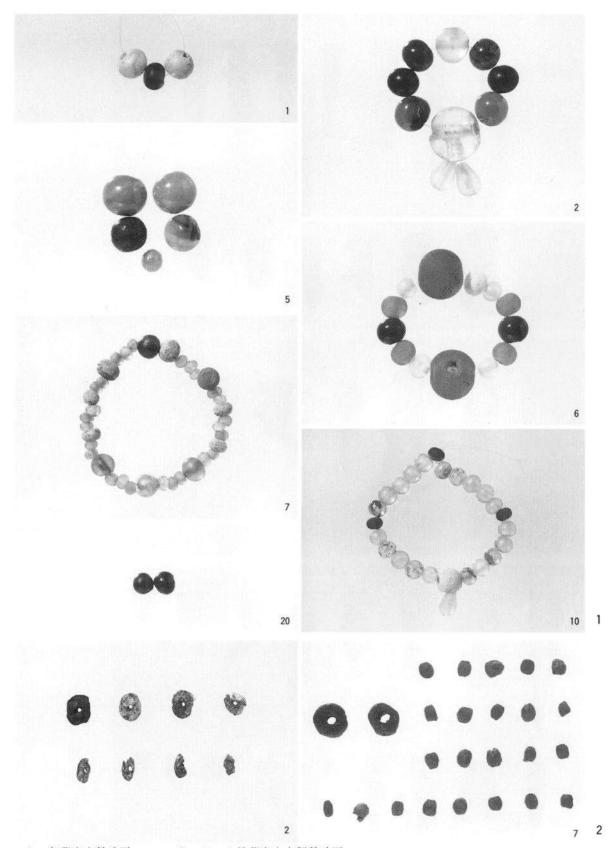


1 25号墓墓壙 (西から)



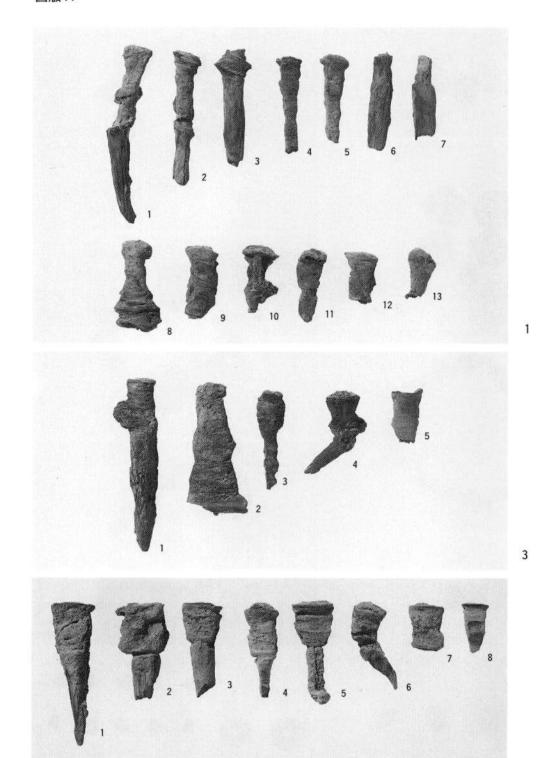
2 26号墓墓壙 (東から)





1 各墓出土数珠玉

2・7号墓出土木製数珠玉

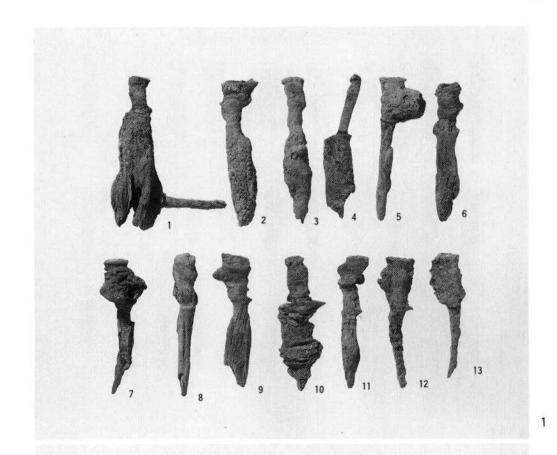


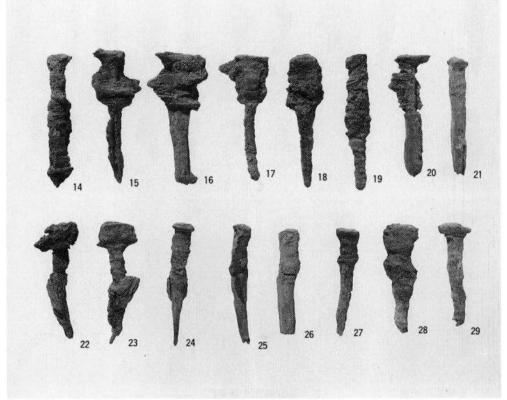
1号墓出土鉄釘

1

2 3 号墓出土鉄釘

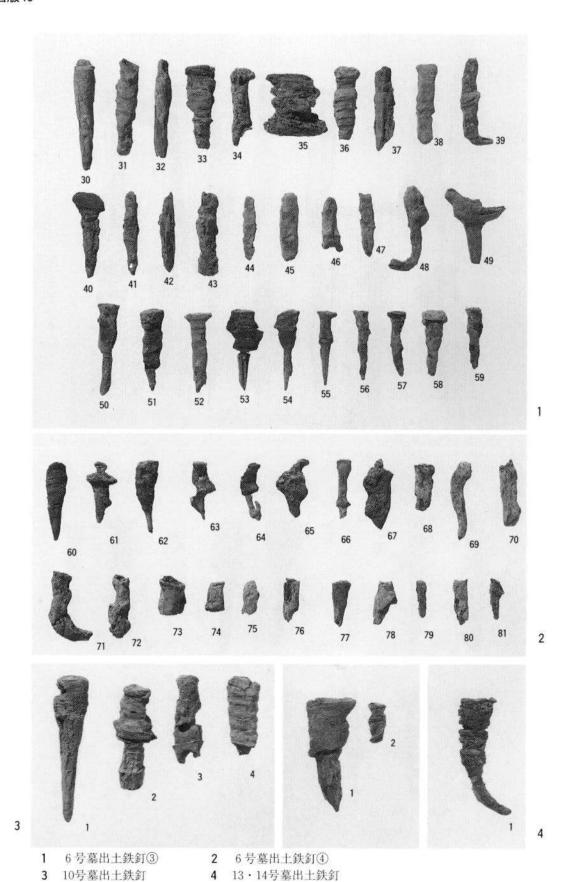
3 4号墓出土鉄釘

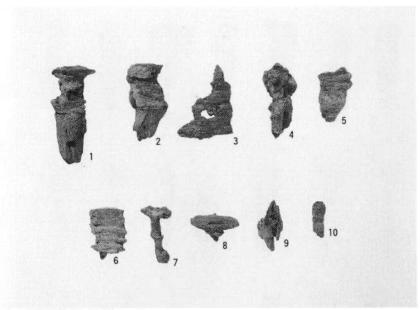




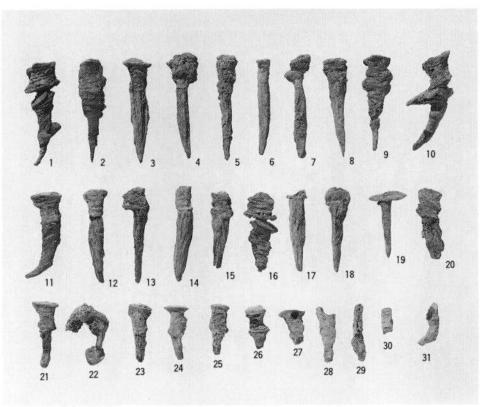
2

1

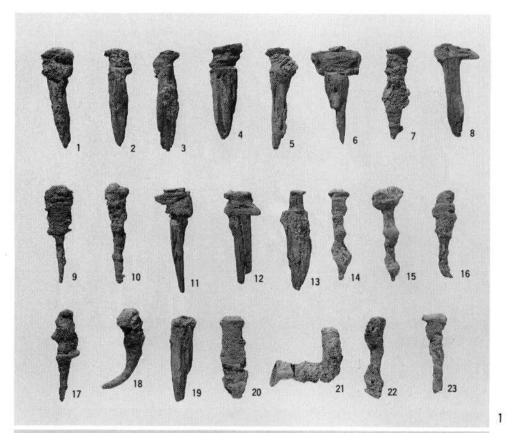


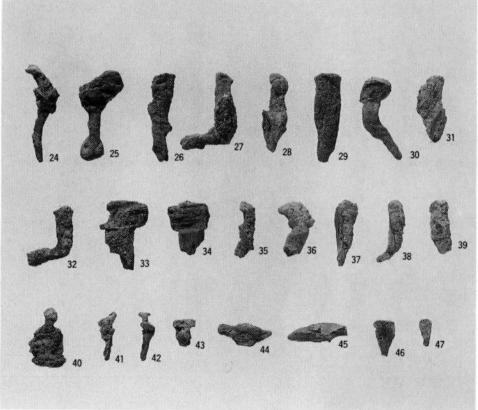


1 12号墓出土鉄釘



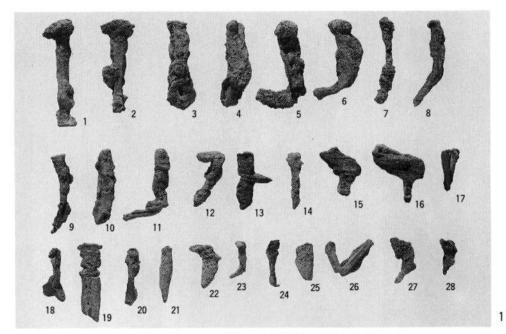
2 15号墓出土鉄釘

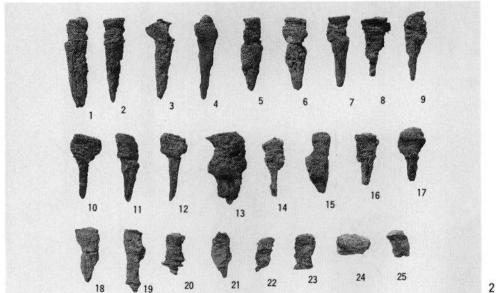


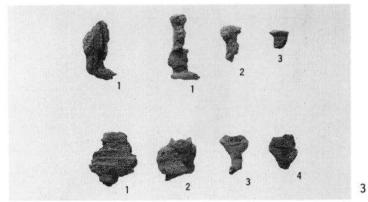


1

2



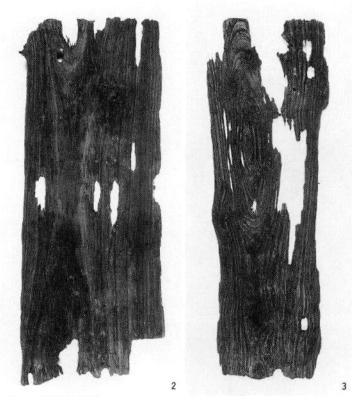




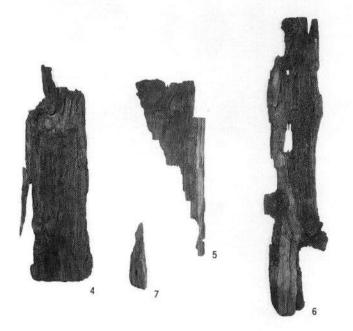
1 17号墓出土鉄釘

2 19号墓出土鉄釘

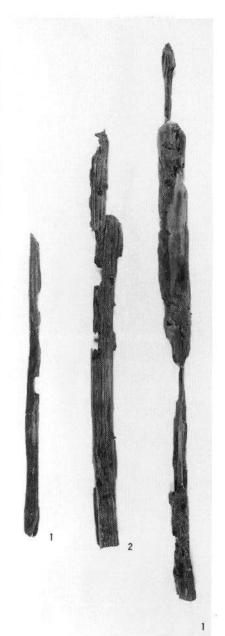
3 20·23·25号墓出土鉄釘



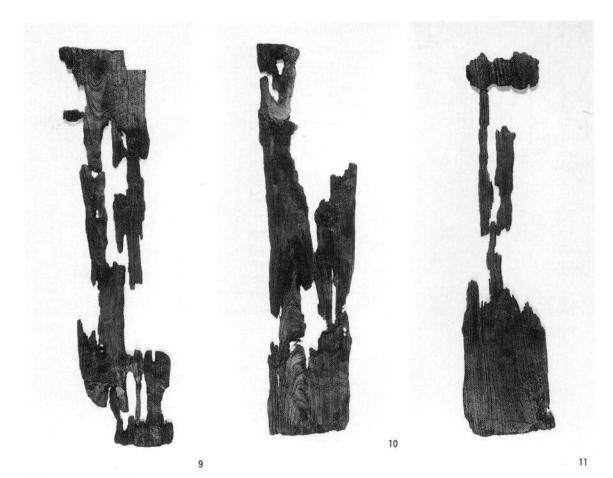
2 2 号墓棺材①



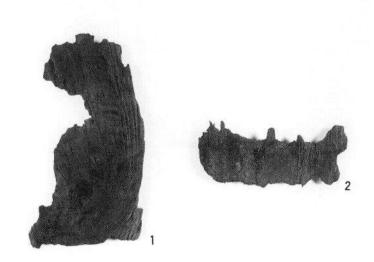
3 2 号墓棺材②



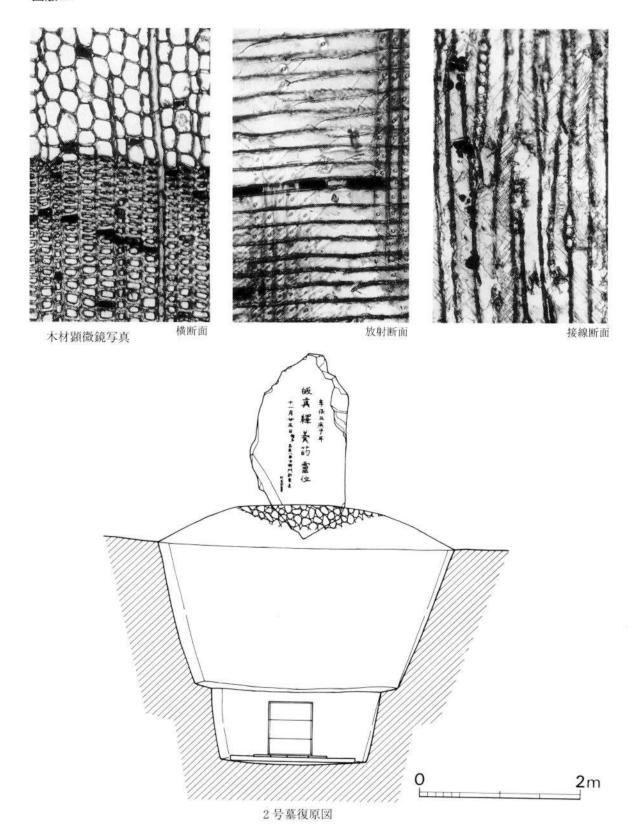
1 1・3号墓棺材



1 2 号墓棺材③



2 5号墓棺材



候處、 付 上妻郡福島町別當與右衞門 等を減し、三郡追放被,,仰付,候。 并郡府中町百姓作左衞門 無、筋義を相企、 此度大庄屋に對し、非道之儀を申掛、 重々不屆之至ニ候、 右之者連々人品不」宜、先年以來毎度不埒之儀多く、 右之者連々人品不」宜、當春騒動之節、大庄屋へ對し、 死刑難」遁候得共、 百姓共へ與し、重々不屆之仕形、 一等を減し、 三郡追放被 死刑難,遁候得共 御咎をも有、之 田畑之儀

令;;差圖;候段、 生葉郡吉井町百姓德兵衞 御書渡 御大法を背、重々不屆之至候。依。之三郡追放被。仰付。候。戌八月廿七日 右之者連々人品不宜、當春騒動之節、 延壽寺山へ入込、 諸木を伐取

事を工ミ候願、 當春在方騒敷節、 戌十月廿九日 御國法屹度可,相守,候、違犯之族於,有,之者、 重々不屆之至候、委御詮議可」被;仰付,候得共、 一派申合、今「誓約」、徒黨同然之仕形、殊ニ宗門方改筋ニ付、古格之掟ニ背き、 可」爲,:曲事,候、此旨眞宗一派之可,申聞 格別之御仁愛を以、 此節一統被

專勝寺 圓 山 了德寺 良 順

當春 國法ニ背、願之儀兩人專司、之৸段、重々不屆之至৸。依、之追院被、仰付、৸。戊十月廿九日 派申合、 事を工え、 令:誓約:、 徒黨同然之仕形、 殊ニ宗門方改筋ニ付、古格之掟を猥

明永寺

社

旭

正福寺

體

信

當春 願寄合之節令;宿寺;、彼是以不屆之至い。依」之逼塞被;仰付;い。 派申合、令二誓約一、徒黨同然之仕形、 殊二宗門方改筋二付、 古格之掟を猥り、 戌十月廿九日 御 國法二背、

永福寺 華 峰

當春 塞被;;仰付;ゅ。 願寄合之節令:「宿寺」、其以後大庄屋奥書之御定法をも、及「難澁」堢段、 派申合、令:,誓約;、 戌十月廿九日 徒黨同然之仕形、 殊ニ宗門方改筋ニ付、古格之掟を猥り、 重々不屆之至い。依」之逼

重々不屆之至候。依」之貳里四方村追放被,仰付,候。戌八月廿七日

七郡拂 五郡拂 同郡鵜木村庄屋小兵衞 御原郡寺福童村庄屋五郎兵衞 竹野郡原村小次郎 同郡上岩田村庄屋九郎右衞門 生葉郡東溝尻村庄屋與三兵衛 同郡下岩田 日村庄屋 **宝郎**

<u>لا</u> فر 右之者共、 一等を減し、 當春騒動之節、村方屹度可,相示,役儀候處、 郡追放被,,仰付,候。 却而令,荷擔,不屆之至候、死刑難,遁候得

七郡拂 竹野郡西小田村百姓源之丞 同郡冠村百姓藤次郎 同郡同村百姓長右衞門 同郡 野 一中村

百姓次郎右衞門 同郡立野村百姓平右衞門

五 右之者共、 山本郡善導寺門前百姓權八 那拂 山本郡矢作村百姓善三郎 當春騒動之節、 頭人ニ差續、 竹野郡門上村百姓孫六 竹野郡行德村百姓次郎右衞門 御大法を背、 山本郡與田村百姓善藏 重々不屆之至候、 御井郡西原村百姓辰右衞門 死刑難,遁候得共、 等

を減し、

郡追放被,,仰付,候

召捕 エミ、 御井郡高良内村百姓長右衞門 御井郡太郎原村百姓林平 おゐて、 御井郡下東鰺坂村百姓淸吉 之儀を相工ミ、 百姓三左衞門 同所百姓平七 上妻郡北木屋村百姓安右衞門 放被 候節、 令||頭取|、 頭取相工ミ候仕形、 仰付 候 村中之者を召連、 頭取候趣、 同郡同村地下谷百姓四郎左衞門 右之者共、連々人品不」宜、庄屋村役人え對し、非道之儀を申掛、 重々不屆之至侯、死刑難」遁侯得とも、 重々不屆之至候、 右之者組大庄屋へ對し、非道之儀を申掛、 右之者庄屋名子二罷在、連々得,1重恩,候處、 重々不屆之至候、 役所へ罷出、 同郡同村傳兵衞 右之者居村庄屋ニ對し、役儀引替之儀を相企、 重々不屆之至候、 死刑難」遁候得共、一等を減し、五郡追放被,仰付 死刑難」遁候得共、一等を減し、 同郡北川内村久木原谷百姓文右衞門 山本郡勿體嶋村百姓三郎左衞門 一等を減し、五郡追放 死刑難,遁候得共 奉行中へ令;應答;、組中ニ 今般庄屋引替之儀を相 同村百姓亦左衞門 五郡追,,仰付 (被)仰 等を減し、 御井郡 或へ庄屋引替 代付,候。 同郡 稻員村 _ 候。 _ 候。 同 五

竹野郡西小田村百姓忠八 同郡鹽足村百姓甚之丞 五里四方村拂

同郡冠村百姓權次郎 三里四方村拂

竹野郡西小田村百姓段七 同郡東大窪村百姓作左衞門 貳里四方村拂

右之者共春騒動之節、 頭人ニ差續、 御大法を背、 死刑難,遁候得共、 一等を減し、 村追放被::仰

付 _ 候。

被。仰付置

一候處、

當春騒之節立歸、

御大法を背、

重々不屆之至候、

依、之五里四方村追放被

御井郡北野中村百姓茂藏

上妻郡湯邊田村百姓五右衞門

右之者共人品不宜候二付、

先年村

付

竹野郡西牧村百姓又六 同郡同村百姓助之丞 五里四方村拂

山本郡中泉村百姓重次郎 同郡木塚村百姓勘右衞門 同郡同村百姓孫六 上妻郡宅間田 |村百

右衞門 同郡同村百姓喜三郎 三里四方村拂

同郡同 村百姓平六 同郡同村百姓忠平 御井郡塚島村百姓次右衞門 上妻郡北木屋村百姓七郎 左

衞門 同郡北川内村上八重谷名百姓 三里四方村拂

生葉上妻十三ケ山搆平七

生葉上妻十三ケ山搆又左衞門 三瀦郡大石村へ罷在候又助、 **壹里四方村拂**

同郡北矢部村隄名百姓又助

同郡同村靍名百姓

重 重 型 四

方村拂

- 29 -

大庄屋且居村庄屋へ對し、

非道之儀を申掛、

或ハ庄屋役引替之儀を相

右之者共、

當春騒動之節、

令,,頭取,、 郡中を騒し、 重々不屆之至候、依」之村追放被:仰付 ·候。

竹野郡朝歸村百姓與右衞門 右之者連々人品不」宜、植立櫨を除之儀を企、 且村方下作等之義ニ

付、 御井郡泉村百姓善右衞門 相工ミ候仕形、 重々不屆之至候、依」之三里四方村追放被二仰付 右之者連々人品不」宜、村方ニおゐて、事を工ミ候趣相聞 <u>'</u>候。 當 春

騒 動

之節、 近村を引廻し)候仕形、 不屆之至候、 依」之三里四方村追放被 三仰 付 -候。

重 料として拾〆文充可,,差出,候。 一々不屆之至候、 死刑難,遁候得共、 大庄屋共より内證申付置譯有」之候付る 等被 () 差許 、 過

て五メ文充可; 差出; 候。 戌八月廿七日 不屆之至候、 生葉郡隈上村百姓次郎右衞門 死刑難、遁候へ共、大庄屋共より内證申付置譯有、之候付あ一等被,差許,、 同郡大石村百姓金六、 右之者共、當春騒動之節、 彼是司 過料とし 取候段、

騒動 成、 屹度籠居被;仰付;候、遠方之郡村へ引取、 竹野郡田主丸先大庄屋勘之丞 候之段、 注進及「延引」、剩へ百姓共、非道を申掛候儀、 重々不屆之至候、 當春騒動組中より令…發起 死刑難,遁候得共、 相愼可,罷在,候。戊八月廿七日 畢竟平生示方不」委より起り候、 格別之御恩惠を以、一等被"差許」、 候之節、 早速可 |相示 |之處、 依,之郡中及, 現存之内 手延ニ

山本郡紅桃林村百姓善六 儀を相企、 泉寺村百姓五郎兵衞 重々不屆之仕形二付、二里四方村拂被,,仰付,候。 右之者共、 同郡百姓善四郎 當春騒動之節、 同郡同村百姓重右衞門 居村庄屋に對し、非道之義を申募、 戍八月廿七日 同郡同村百姓忠七 役儀引替之 同 那龍

生葉郡 牢可 左衞門 井郡府中町三郎右衞門 村百姓勘 被 山北村百姓久籠 |申付|候 冗 同郡石垣村藤四郎忰權六 同郡同村百姓六兵衞 御原郡横隈村次助 同藤之丞 同三七 同郡高木村百姓甚左衞門 同郡松門寺村百姓孫市 三瀦郡大坪村宇右衞門 同郡古川村百姓德右衞門 同郡石垣村百姓仁左衞門 同郡 同村五郎兵衞、 右僉議之筋相濟候ニ付 竹野郡西小 同善次郎 田 |村百姓| 同郡 野 四 出 中 郎

戌八月廿七日 町百姓源次郎 角村百姓 古賀村同善吉 上妻郡北河内村久木原名百姓吉平 孫右 衞 同郡鬼古賀村同新藏 同郡中古賀村百姓八兵衞 同郡 北中牟田村才市 三瀦郡北清松村百姓新平 同郡八丁牟田村同孫兵衞 同郡榎津町百姓六次郎 右之者共、 **僉議相濟候ニ付る、** 同郡安武本村百姓文藏 同郡土甲呂村百姓加吉 同郡同町百姓半三郎 居村え可」被川差返 同 同郡大 郡 同 郡北 榎 津

唐崎大庄屋永松八郎次 當春騒動之節、 與村示方宜、 奇特之至候、 依,之爲,御褒美,、 銀子七

被,,下置,候。戌八月廿七日

より起り、 御井郡北野村先大庄屋喜市郎 役儀不相應之義、 重々不屆之至候、 當春騒動之節、 依、之居村二里四方追放被、仰付 百姓共非道を申募候儀、 畢竟連々組村々取斗不直

戌八月廿七日

可,相示,候處、 竹野郡立野村庄屋八次郎 三郡追放被,,仰付,候。 其分ニ差置、 當春村中之百姓、野中村え相與し候節、隣村 剩へ注進及,,延引,候段、 重々不屆ニ付、 死刑難」遁候得共、 へ罷在、 早速承 付、 一等を減 屹

可言申出 御原郡花立村庄屋利左衞門 相成剩へ注進及,延引,候段、 竹野郡高木村庄屋源右衞門 文可,,差出,候 處、 共分ニ致置、 戌八月廿七日 役儀不似合仕方、不屆之至候、依,之役儀被,召放,候、 重々不屆之至候、 當春騒動之節同組庄屋共之内百姓へ令,荷擔,書付等取調之儀、早速 當春村中之百姓、 依、之役儀被、、召放 野中村え相與し候節、 |候過料として拾〆文可||差出|候。 屹度可,,相示,候處、 過料として七貫 手延ニ

を相 等を減し、 生葉郡星野村桁山名百姓喜三郎 企、 村中へ申遂御大法に背、 三郡追放被,仰付,侯。 此者今般同村百姓七兵衞え相與し、 數日山中を騒し候段、 重々不屆之仕形、 庄屋仙寶 死刑難,遁候得共、 頭 對 非道之儀

八月廿七 重々不屆之仕方、 星野名百姓七兵衞へ相與し庄屋仙頭へ對し、 村本星野名百姓五郎兵衞 生葉郡星野村下小野名百姓孫市 死刑難,遁候得共、 同郡同村光延名百姓又市 同郡同村土穴名百姓嘉平次 一等を減し、 非道之儀を申募、 生葉郡中幷上妻郡八筒山追放被 同郡同村宮藏名百姓儀左衞門 御大法に背、 同郡同村長尾名百姓半平 數日山 中を騒し候段 |仰付|候。 同郡 福同村本 同 郡

生葉郡吉井町百姓伴之助 同郡包末村百姓甚四郎、 右之者共、 當春騒動之節、 書付等取調候段,

死刑難,遁候得共、 一等を減し、 助命被 |仰付|候、 爲,過料,右之通可,差出

料七〆文充 過料拾貫文充 生葉郡橘田村百姓新九郎 生葉郡高田村百姓小十 同郡菅村百姓半七 竹野郡西小田村百姓甚藏 過料貳メ文充 竹野郡諏訪村百姓 竹野郡東小田村百姓 市 五 過

過料五〆文充 唐谷名百姓六助 右之者共、當春所々山え猥入込、諸木伐取候段、御大法を背、 御原郡松崎町百姓八三郎 三瀦郡大石村百姓權十 不屆二付為,過料,右之通被 過料三メ文 上妻郡北木屋村 |仰付|

り、 之爲,,御褒美,、今般被,,召揚,候者共抱田畑、 付.候 之時分、野中、立野、高木三ケ村之者共、相集候節、宿いたし、不屆ニ付、過料として右之通被 銀子一枚充、被;下置」之候。戌八月廿七日 古川内名、十籠名、千々谷名、 千々谷名次衞右衞門、十籠名理左衞門、當春山中申合、相集り候節、千々谷、十籠、古川内、合瀬 付、受書差出置候處、相背不.,申出.候段、不屆ニ付、過料として右之通被.,仰付,候。戌八月廿七日 候、依之過料として右之通被;|仰付|候 過料五〆文、竹野郡田主丸町百姓嘉兵衞、右者星野山中騒動之節、人集り之場所へ入込、不屆之至 掛候、相與し、 竹野郡五名村庄屋七兵衞、 ケ名を別し、穏便に致させ、 奇特之至候、依」之爲。|御褒美。、太米三俵充被」下」之候。 戌八月廿七日 右之者共當春騒動之節、百姓共居村庄屋役人え對し、役儀引替之儀を相企、 村中を騒し候節、右四ケ村之儀を引誘候處、 過料貳メ文、御井郡高良内村百姓又左衞門、右之者居村庄屋引替儀二付、不;相集,候樣 同郡今村庄屋新右衞門、 重々不屆之至候、依」之過料として、右之通可,這出,候 同郡下森山村庄屋安兵衞、同郡大窪村庄屋彌三右衞門 合瀬名、 當春騒動之節、 過料五〆文充、竹野郡高木村住居助左衞門、右者當春騒動 當夏同村庄屋仙頭へ對し、 不、殘右名へ被、下置、之候。戌八月廿七日 村方之示宣、 曾る同意不」致、穏便ニ罷在、 奇特之至候、 非道之儀を申募り、 依、之爲、御 或ハ非道之儀を申 奇特之至候、 同郡西牧村庄 優美:、 數日相集

竹野郡野中村庄屋 八郎右衛門

之至候、 當春村中之百姓令;發起;之節、 依、之死刑被、行候。 戌八月廿七日 吃度可,相示,處、 其分二致置不::申出:、 郡中及,,騒動,、 重々不居

御原郡井上先大庄屋 八郎兵衞

連々私曲之任形有立、當春百姓共申出候ニ付、遂『吟味』候處、其紛無之、役儀をも相勤、右體

之儀、 重々不屆之至候、依之死刑被、行候。《戊八月廿七日

過料拾〆文充 山本郡中泉村百姓 文藏 竹野郡高嶋村庄屋忰半平 同郡德童村百姓

丹右衞門 同郡藏八村百姓 彦作 生葉郡西溝尻村百姓 善次郎 同郡橘田村百姓

庄七 同郡矢部村百姓 新左衞門

過料七メ文充 生葉郡矢作村百姓 庄左衞門

過料五メ文充 生葉郡金本村百姓 武右衞門

市郎吉

過料三〆文充

竹野郡高木村百姓五右衞門

生葉郡西溝尻村百姓太右衞門

竹野郡上森山村百姓

竹

竹野郡原村百姓

同郡西溝尻村百姓

利三郎 御原郡本鄉町百姓

九郎兵衞

吉九郎 御原郡三澤村百姓彌三右衞門

野郡立野村百姓市五郎 過料貮〆文充 竹野郡今泉村百姓久兵衞 同郡高木村百姓勘六 同郡同村百姓利右衞門 同郡原村百姓仁右衞門 生葉郡包末村百姓宇三郎

右之者共、當春騒動之節、 書付等相認、 或へ場所へ罷出、 郡中二申觸候段、

重々不屆之至候、

依」之過料として右之通被||仰付|候|

過料七〆文充 三瀦郡榎津水入町百姓七平

下妻郡志村百姓善六 三瀦郡中村百姓利助 同郡榎津水入町百姓仁右衞門 同郡上牟田口村百姓文藏 同郡南酒見村百姓安之丞 同郡向嶋村百姓又之

右之者共、 當春騒動之節、 大庄屋其外所々令:,破却:、 横逆之仕形、 郡中を騒し、 重々不屆之至候

戊八月廿七日

竹野郡立野村百姓 長右衞門

此者當春騒動之節、 大法に背、 郡中を騒し候重科によつて、 發頭人同郡野中村久兵衛、 **刎首被、行候。** 同郡高木村丹四郎 へ相與し、 餘村をかたらひ、 御

竹野郡石垣村百姓 藤四郎

つて、 此者當春騒動之節、八幡河原におゐて、 候已後、 **刎首被_行候。** 村役人え非道之儀を申掛、 下作定等之儀をも頭取、 數人之内に抽、 奉行中へ壹人罷出、 御大法に背、 郡中を騒し候重科によ 令:|應答:|、 剩へ相鎭

竹野郡門上村庄屋 忠 助

被近行候。 此者當春騒動之節、 村方屹度可!相示!役儀處、却而書付を取調、 令,,荷擔,候重科によつて、 刎首

竹野郡東小田村百姓 利 七

此者當春騒動之節、 同郡ニおゐて、 專頭取、 御大法に背、 郡中を騒し候重科によつて、

行候。

御原郡松崎町百姓 又 八

此者當春騒動之節、 御井御原兩郡百姓之令;;頭取「、非道之儀を相工と、 御大法二背、 郡中を騒し

候重科ニ依て、刎首被、行候。

生葉郡夏梅村百姓 勘右衞門

刎首被、行候。 此者當春騒動之節、 相抽、 父子申合、 相工と候書付を認、 御大法二背、 郡中を騒し候重科ニ依る

生葉郡星野村仁田原名百姓 七兵衞

進 此者連々人品不」宜、 別の頭取いたし、御大法ニ背、 今般同村庄屋仙頭へ對し、 數日山中を騒し候重科によつて、刎首被、行候。戊八月廿七日 非道之儀を申募り、 役儀引替之義を、 村中へ申

せ申候重科ニよつて、梟首被が行候。

生葉郡夏梅村百姓 藤 七

此者當春騒動之節、 書付を認、 御大法ニ背、 同郡之百姓を相かたらひ、 郡中を騒し候重科によつて、梟首被、行候。 竹野郡ニおゐて、 別而頭取、 剩へ父子申合、 相工

御原郡干潟村庄屋 三郎右衞門

法二背、 此者當春騒動之節、 郡中を騒し候重科ニ依る、 村方屹度可,相示,役儀ニ候處、 梟首被、行候。 却而同役之者を相かたらひ、 令,荷 據 御大

生葉郡西溝尻村百姓 勘右衞門

此者當春騒動之節、 同郡ニおゐて、 專頭取、 御大法二背、 郡中を騒し候重科ニよつて、 梟首被

行候。

行候。

山本郡山本村百姓 與九郎

此者當春騒 動之節、 同郡ニおゐて、 專頭取、 御大法ニ背、 郡中を騒し候重科ニよつて、 梟首被

御原郡横隈村百姓 次右衞門

を企、 此者當春騒動之節、 近村之者を申遂、重々御大法に背き、郡中を騒し候重科ニ因る、 御井御原兩郡百姓之令;;頭取,、非道之儀を相工と、 剩へ相鎭り候已後、 梟首被」行候。 再犯

上妻郡宅間田村百姓 清八

類を奪ひ取、 此者當春騒動之節、大庄屋其外之家を破却し、居村庄屋へ非分之公事を頭取、 御大法に背、郡中を騒し候重科ニよつて、 梟首被、行候。 剩へ騒に乗し、 衣

|瀦郡壹丁原村百姓 | 傳次郎

を騒し候重科ニ依ゑ、 此 者當春騒 動之節、 別而頭 梟首被、行候。 取、 居組大庄屋を破却し、餘村へ非道之儀を申遂、 御大法に背、 郡中

右之通可」被,申渡,候。 戊五月

御領中崩家附

利右衞門、 内田與十郎、 村庄屋、 中折地村庄屋、 新庄大庄屋矢加部宇津平、平村庄屋、 八之丞、 津大庄屋藤吉五左衞門、 庄屋、青木嶋酒場、榎津町大木屋兄弟、 大庄屋大石勘次、 唐嶋大庄屋高松八郎次、 本分大庄屋松浦宗左衞門、 羽犬塚町庄屋、 才料一軒、 同與大針、 本村大庄屋牛嶋次六、 同與才料市之丞、 印錢方手付、 馬問屋四軒。 才料熕陣、 同組才料貮軒、 吉井布屋、 三國屋彦兵衞、 矢加部町武左衞門、 福嶋大庄屋松延甚左衞門、 拾間橋米見土甲呂町壹軒、 田主丸綿屋、 江口大庄屋田中次郎右衞門、 新庄村へ二軒、 田川村三國屋、 印錢方元メ手付共ニ、 夜明大庄屋川原孫兵衞、 三國屋傳五郎出店一 中折地大庄屋太田黒武左衞門、 地木屋貳軒、 才料貳軒、大藪町一軒、長延大庄屋荻尾 岩古賀一軒、八丁牟田大庄屋古賀 江上々村庄屋、 同町札所芦塚屋彌次郎、 同村醫者、 妙光寺芝居所、福光大庄屋 軒、 夜明與才料貳軒、 楢林庄屋、 同組才料貳軒、 若菜村庄屋 折地村庄屋 同町鹽屋 原中牟田 城島

メ六拾軒

北 矢部庄屋、 若宮庄屋、 中和泉庄屋

右者大石庄屋文藏引替之願いたし度由ニる、 五月十八日より渡屋六三郎、 木屋忠右衞門、 松屋喜右衞門、 御番所之下松原へ三十人程寄合候ニ付、 白灰屋久五郎、 松屋與兵衞、 大石權十、 閉 戸 上の丁甚九郎入牢。 九十八日二明。 御咎被:仰

付,候。

竹野郡野中村百姓 久兵衞

此者當春騒動之節、 致,,發頭,候段及,,白状,、餘村を相かたひら、 御大法背、 郡中を騒候重罪によ

梟首被、行候。

竹野郡高木村百姓 丹四郎

此者當春 騒動之節、 發頭人同郡野中村久兵衞令:同意!、 餘村をかたらひ、 御大法に背、 郡中を騒

候二付、只今迄之高、半減被,仰付,候。戌五月

覺

Æ

御切紙

あハ、 付 段之違も有」之節ハ、麥辛子相場直段、 願、 之間撫でを以、貳百七拾貫目餘二相當、右銀高上納可、被,仰付、事ニ候得共、正德四午年より貳 古銀高之高上納仕度旨、 夏御物成之儀、 百五拾貫目ニ相極被」置候儀ハ、十歩一上納之内、 難、被、゙仰付、事ニ候へ共、 根元之譯を取失ひ、御恩澤を不」顧、又々右之通相願候義、 只今迄、 願出候處、 古銀八拾文割合を以、相納來候得共、 格別被二相立一、 夏御物成之儀ハ、十歩一上納麥辛子八拾文錢相場直段五ヶ年 前格之通御吟味之上、撫しを以、 願之通古銀高文銀被,仰付,候、 猶御容赦之筋を以、 今般御免被,,仰付,時 重々不埒之至候、然者今般之 被,指許,置候處、 相當之銀高上納被 尤向後銀錢相場、 々通 用 只今ニ 介銀ニる

但銀札通用被||仰付||置候ニ付、文銀之錢相場當り銀札を以、 諸運上銀古銀高御定之分、右同然二古銀高、 御吟味之上、 可」被,仰付,候事。 文銀上納被:,仰付,候、 上納可、仕事、 文銀錢相場、

格別違

但 當時へ銀札通用被 |仰付|置候二付、 文銀錢相場當銀札を以、 上納可、仕候事。 五月

御切紙御書渡

付 先達あより、 百姓共願之筋、 混亂之時節二付、 直ニも役人中受込候得共、 向後直願御停止被

百姓共無,據願之筋 へ、大庄屋え直ニ差出、 直二可;;差出;候、 ハ、居村庄屋へ差出、 尤名印不正之願書ハ、兼々御法も有」之候通、 大庄屋も受込不」申、百姓共及川難候 受込不」申節へ、 五ケ村組庄屋へ _ 候 バン、 燒捨二可」被二仰付 右之樣子相認、 相願、 尚不,一受込,節 1,候事。 御役所

候儀、 却る令!,難儀;之由、 他所へ出直買往來札被□相止 去る卯年以前御法之通、 被 _ 仰 付

候、尤在中次井馬口勞之義ハ、彌堅御停止被;仰付」候。

諸品地通用手形一式被,差許,候、依,之此已後他領出入ニ付、 紛敷儀 仕間敷候

願筋被:,相立,候、賣買方之儀ハ、

諸國其類多く事候條、

及,,詮議,候得共、 尚又吟味之上、右之通品ニより御免、又者減少被;仰付,候

今般願筋農家ニかゝりたる義ハ、

仰付」候へハ、新規之様ニ相心得候類も有」之候、依」之前格之趣意、一通り今般被」仰渡 印銀運上之品、 古來より有」之候儀も、 其節々御詮議ニよつて、暫被;相止;、已後如;前

麻苧他領出入印手形、御免被,,仰付,候。

楮右同斷被:差許,候。

賣專之様ニ成行候、然處今般增運上之儀申立、相願候與も有、之、根元を失ひたる事ニ候、 被一仰付一候ハゝ、糠糟を以、 酒札運上之義、 菎蒻芋之義、近來印銀掛候品ニハ無、之、不,,願出,候得共、出產之品ニ付、 鑄物師司店運上之義ハ、 又へ御褒美ニも被;|仰付,|置候、 方ニ不:相掛:事ニ候得共、 嚴敷被「仰付」候得共、一圓不「相止」、隱商之者多く有」之候あハ、在方費多有」之候ニ付、 酒之義へ、 相願候二付、 造酒運上聞合を以、存寄申出候付の、隣國運上之銀高よりハ被減、 殊更在方造酒之儀ハ、不」被;仰付,筋ニ候ヘ共、田畑高多く相抱、養修覆方等難」成 兼多御停止被,,仰付,置、 去年改多被,仰付,置候、 無、據譯を以、 古來ハ造込之石高、御法有」之候處、其後年々石高相增、 先年已來、 請酒札被、相渡、、右之者共より、 御莬被,仰付,候、然るに近年過分之石高造込、他領へも賣出、 養ニ仕、酒之義ハ賣拂、餘力を以、家族取續、農業出精可」仕旨 增運上之儀ニ付、勝手ニ不!相成|候ハゝ、商賣相止可」申候。 旣ニ御城下町えれ、受酒札無之、在方隱受酒之義、 鑄物師共商賣方及;,混雜,、 依、之運上無、之候あハ、以後彌以不メり之筋も、 隱酒吟味等可」仕爲め、 司無、之候あハ、不メり之趣、 造込石高掛運上被 過分造込候付、 被一仰付一、 三仰付 度々

二多者、 可 般田主丸組依」願、 相減 旨、 酒屋共、 存寄申出、 及,難儀 在方油屋酒屋より差出候糟ハ、他領出御停止被,仰付,候。 遂,, 僉議, 候處、一向他領へ出、 ;事も可、有、之候ニ付、 印手形を以、 御停止ニも可」被;|仰付|候得共、 他領出へ被 差許 |置候然とも今 共通

油船運上被;完許,候。

相定、 拵茶印銀之儀へ、被;;差許 賣主より今壹歩相増、 山中拵茶之儀、他領出洩抜多く有、之候ニ付、爲、可、被、制、拵茶之石高、凡積を以、 賣主より壹歩、 買主より壹歩、印錢差出、 手形者御免之儀、 願出候ニ付、 手形者賣主より差出候様、 願之通被,仰付」置候、 被仰付 然共今般願二付 賣元銀ニ 一候處、

右先格之通、被;仰付,被,下候;一 荷棒繰綿茶煙草諸紙絞油。

晒蠟右同斷願出候得共、

御詮議 候 |仰付|被」下候樣、 田主丸組より願出候、 印銀運上、 近來之增無,之候二付、 不被

先格之通、被,,仰付,置候、尤地通用手形へ、御発被,,仰付

付 止 他領出入印銀掛候ニ付、 _ 候。 |候あハ、差支多く、 可、令、難儀、候ニ付、今般如、元油物ニ被、差加、只今迄之改方等、 蠟船へ運上等、 唯今迄不,被,,仰付,候、 櫨實之義へ、 先格之通被

等無」之樣二、賣買致方被,,相極,候處、 牛馬直買往來札之義。 店札之儀、代物札近來增運上御免、 屋共へ、役人中より遂,,僉議, 候處、差支無,之趣、 勝手ニも宜敷、 百姓共及;難儀;候ニ付、 三も可 相 成 候得共、 差引等の不埒も有」之間敷趣ニ相聞候ニ付、重々詮議之上、上妻、下妻郡大庄 在方へ札取他所出馬口勞有」之、馬代銀差引不埒多く、 馬口勞御停止被,仰付,近國往來之札被,相渡,直買自由ニ仕候ハ丶、 統之爲ニ候條、 右同斷願出候古來之格を以、銀拾匁づ、被;仰付 甚難儀之段、 他領出直買往來札被 何れも存寄等申出候、 今般願出候、 相渡 馬口勞被 百姓共差支無之爲被;仰付 左候あれ、馬市不繁 過分賣増を取、 止 |代銀滯

吟味之趣を以、 右者先達の御家老中御連印御書付を以、 右被二仰付 候趣、 今般被:|仰渡 無,違亂,可,相守,者也 -候、 頭書帳面幷別紙横折帳一冊、 被 |仰渡|候、 上三郡、 御井、 御覺書壹通被 御 原郡百姓共、 ()相添)、 願書重 被 一々御

寶曆四戌年五月

下村權藏 下村市太夫 池尻六内

米大豆雜穀類

之通、 辛子、荏子、胡麻、芥子、木實、□實、 り十二月迄ハ、他領出入共ニ御停止被,仰付,候、 御法有」之付る、 油物之義ハ、 僉議之上、可」被,,仰付,候、米大豆雜穀共、 も油ニ成候品々、 御定法之印手形を以、印銀上納、 別の往古より重き御法有」之候條、 印手形無之候る、 右他領出入之義、承應年中之御掟、 他領出入候義へ、 椿實、 他領出入被,差許,候。尤米大豆之義ハ、年々六月よ 臨時之穀留、 榧實、 諸事只今迄之通、 乍、然無、據譯有、之候ハゝ、其節可!相願 唐胡麻、 御免難、被,,仰付,候、 且明曆元未年、 被಼仰付ェ候儀も可ュ有ュ之候、 綿實、櫨實、 可:相守:候。 元祿九子年被前仰出 依、之山本郡より願 銀杏、 此外何ニる 全體穀物 -候、

二付、 只今迄之通、 相弛み、 御領中穀物取遣、 願之通御免被,,仰付,候、 不埓之致方多く、 被」仰付」置候 庄屋道手形之儀、 御法之通相守候樣、 尤御城下出入、 他領出入紛敷、抜荷有」之候二付、被,1仰付,置候處、 御堺目幷筑後川筋へ、 近年役人中より申渡候、 往古より之御法有」之、 然共今般御免願出候 其後

染藍紅花之儀、 其後印手形を以、 仰付 _ 候、 尤地通用手形之義へ、 御用之外、 他領出被,,差許,候、 他領へ差出候義、堅御制禁之段、 右之通ニ付、 願之通御免被 印手形無之候而、 ||仰付|候。 寶永元申年被,仰出,置候得共、 他領出之儀へ、 願之通

絞油印手形之儀、 辛子同然之事。

油糟、 酒糟、 近年別の他領出多く、 在方之爲不」宜候二付、 印手形ニ被:仰付,候ハヽ、 他領出

夫と夫髙書記候様、 急用有、之節ハ、重々吟味之上、 御用竹木等運之義、 申渡候間、 作間二被,,仰付,被,下度旨、 夫を以、夫積り高、 不時にも被い仰付い候義、 願出候ニ付、 可言相極 可」有」之候、 一候事。 願之通被 但運之品、 仰 .付.候、 夫々ニ何人 併格別之御

相分,候二付、 入用ニ相成候趣に相聞候ニ付、右直渡極候ハゝ、 諸御大名方、 御通候節、 問屋共其外吟味之上、追あ可,申渡,候事。 人馬賃銀ハ、百姓共へ直々被」下候様、 會所入用、 向後割賦可,相成,候哉、 相願候、 只今迄右賃銀、 此段難

願出候ハゝ、 普請出夫、組切、 可」竣、1吟味、候事。 或ハ下才判人等之義願、 郡々之願令,,相違,候付、 普請場所ニ依る、 其時々

通 庄屋仕替り高、 |二の者、村々庄屋等へ、難||和勤||候者、 先年被,仰付,置候通、拾石ニ付、三拾目充、高當り差出候樣 双方可、塗熟談 ·候事。 願出 候、 右之

古家居之義者勿論、 遂僉議,旨、 山中伐畑之内ニ
る、鍛冶炭蹈炭焼候義、 申渡置候事。 新宅取立之義も、前々之通被,仰付,、被,下 候様、 被,,仰付,被,下度旨、願出候二付、 山本郡より願之候 場所追る相極、 可

古屋敷取建之義へ、

古格之通りたるへく候事。

吟味 候得ハ、元銀過銀有」之、百姓手前ニハ、僅充元銀殘り有」之由、 返濟有、之、 願出候、 大坂銀借り入銀高、 此儀へ先達の大坂銀主方、急ニ返濟無之の、 依」之被,,差捨,候儀、 去酉の冬より、 諸造用相掛候、百姓中手前二者、 右惣銀高四百八拾六貫目、 急難、申渡 一候事。 僅充殘り居候ニ付、御差捨被」下候樣 御銀拜借被,,仰付,置候、 難、叶譯有、之候二付、 不審之事ニ候、共筋々可」塗オ 御振替を以、 諸造用相加

組村々より田方水乘兼候畝敷、 仰付,候、 尤作り畝敷、 只今迄、 村々より可い書出、候、 畑作仕付候分、見分之上、畑作斗代上納願出候ニ付 其上二面役人中見分之上、可,,申渡,候

諸運上銀幷牛馬直買札、 運上銀等、 別紙覺書之通り、 御赦免被 ''仰付'候事。

付,候事。 諸出銀代米、 先年大庄屋共、 依,願被,仰付,置候處、 今般願出候ニ付、 以前之通銀上納被 仰

め 御物成米大豆、近年大坂御廻米大豆内實俵拵改め方、 方一通ニ被「仰付」 |候間、 麁末無,之樣ニ可,仕候、 尤村通付百姓共、 別段二有」之候得共、午年以前之通、 勝手次第二可」仕候事。 改

大庄屋拜領增貳百石引高二差許候事。

夏成銀當時通用之銀を以、 上納仕度旨、 願出候ニ付、 別紙覺書を以、申渡候事。

仰付一候事

夏秋大豆出產之分、

現大豆上納願出候、

尤作り畝書出候ハゝ、

相改候上、現大豆上納可、被

未年より三ケ年之間、 御試之檢見、今年より被,相止,、午年已前之通被,仰付,候事。

差支之有無、吟味之上、 生へ出山等相増、 薪養場減少候ニ付、 追而可;;申渡;候、 御立山之外ニ伐取候様、 尤鎌留燒拂御停止願出候、 願出候場所相極、 此儀者差支之譯、 可,申出,候、 一村

切追而可;申出,候事。

料御免願出候ニ付る、石船才料等差支無之致方、 石船定剩之義、 夏秋収納之時節も人足差出、其上定剩賃銀割、 追る可い申出い旨、 難儀ニ存候ニ付、 被、仰付、候事。 以後定剩才

加一候段、 田畑之畔ニ櫨讒植置候坪々、 被一仰付一候事。 檢見畝ニ相加へ候様、 願出候ニ付、 損毛之年へ、 檢見畝ニ被言

り相勤來り候品ハ、只今迄之通、 給知村々、 何歟諸出物多く候ニ付、 可,相勤,候事。 御藏方同然二相願候二付、 右筋々へ申渡置候、 尤古來よ

茅屋根、自分葺替願出候ニ付る、願之通被;仰付,候事。

手形なしに願出候ニ付、 穀物一式幷諸出產之品、 右同斷。 他領出入願出候二付、 別紙覺書を以、 申渡候事、 右品々御領中通用

ニ相聞候。

四月朔日吉田山ニる、 御書渡を以、被:|仰渡|候、 左之通。

委細二相尋、 も右同然ニ被「仰付」侯條、其旨を可」相心得」候、右願敷ケ條之事ニ候得९、 今般上三郡御井、 引取、 農業精を可出者也 百姓共難儀ニ及さる様に、 御原郡百姓共、 願之趣ケ條書を以申出、右いつれも願之通、 譯可:相立,候、此段相違無,之候間、 急ニ相分り難き品へ 致,,安心,、早々居村 被。仰付 餘郡

寶曆四戌年四月朔日

民部判 石見判 要人判

御出之衆樣方

北川亘様

御吟味方東原段之進樣

御目附綾野紋太夫様

御足輕三拾人

郡方下村權藏樣

同

御家老石見樣

惣奉行主馬様 上奉行駒田庄兵衞樣 山方粟生伊左衞門樣

其外御目付衆、 方へ毎日御出、 所々差引算用仕掛、又者庄屋引替之願ニ付、上郡筋村々上妻筋も、少々騒立候ニ付、 右之通被¦仰渡」候ニ付、百姓共村々へ引取申候、其後大庄屋小庄屋へ對し、 相止不」申候、荒々銀米請取之類も有」之、一日も安堵無之候、 御足輕衆、 毎日々々御廻夥敷候。 取込有之由ニる、 此間ハ御奉行様 御奉行樣諸

五月 渡候、 え御出之衆下村權藏様、 村與長延組ハ豊福村一念寺ニ被、寄、本分組ハ黒木町專正寺、鹿子尾村御茶屋兩所へ被、寄、上妻 姓三人充、江口組中折地組へ羽犬塚町御茶屋へ被、寄、福島組新庄組へ福島町正福寺へ被、寄、本 御書渡左之通 より百姓共願之品々、惣郡共二被「仰渡」由ニる、一村より庄屋並長百姓貳人、頭立候百 下村市太夫樣、 池尻六内様、下代森左衞門殿、 足輕拾人御出被」仰

但長髙之立帳面

先達而被,仰付,置候人別之出銀、

屋仁右衞門打崩。

羽犬塚町馬問屋四軒、 日夜四ツ時分迄ニ打崩、 富重村へ一軒、 吉田山へ引申候。 但田中次郎右衞門殿弟家都合七組破却家廿四 廿九

折 打崩其日ニ限り風烈激勵敷、 有柱はり抔之類ハ、 敷震動す。家々有限り之品へ、寸々伐折踏崩し、家は柱を切折、 家財諸道具、天井板敷打碎、 或は燒捨候、下民ケ様ニ騒亂あばれ候儀、前代未聞無之事ニ候。 斧なた段切鋸ニの殘所なくすたく、ニなし、 雨强く、最初より釣鐘太鼓貝品々鳴物之音、 其音すさまし共、 言語二絶、 天魔化生之所爲ならんと、 屋敷内外諸木を伐倒し、 かゞすを以巻倒し、 群集鯨波天地ニ 尙掛り 夥 蹈

付、與分け村わけ等いたし、其上與々之願書仕立、 .卅日吉田山勢より、村々庄屋中、急ニ御出候樣申越候、早速庄屋罷越候處、七組打込み居候ニ 差出候樣、 申觸候得共、 書付一圓出來兼候處

岡田頼母樣、同日一條町迄御出、足輕衆え爲,持、諸方高札御立、左之通。

も上郡筋へ罷越、 今般願之筋有」之由、 可,,申上,候、右之趣申聞候樣二、要人被,,申渡,候。 相聞候二付、 石見儀、 一昨日より上郡え罷出 願之趣被,,受込 何

岡田頼母

三月晦日

同卅日申刻時分、 古賀茶屋邊へ、庄屋四五人被,召呼,、百性中へ被,仰聞 上郡願之通被,仰付,候ハ、、 燒抔仕、 御返答可;;申上,段申上、吉田山へ引取、七組共ニ兩日吉田山へ集り居候而も、 御 其通ニの百姓共得意仕候哉、又ハ願書付差上候哉否、返答申上候様、 亂謗之仕方斗ニる、早速其段觸渡候、 通り無、之、下之小道御通ニる、 石見樣盛樂迄御出、 無別儀段、 御駕籠爲立、駒田庄兵衞樣御申次ニる、足輕衆を以、 申上候、 福嶋泊り、 諸書付出來兼、 左候ハゝ、 但ケ様之不吉之場所へ、 一候ハ、 明朝可,被,,仰渡,由二多、 行當り候、 今般之願、 追 上郡筋同然二被,仰 々御使有」之候間 被,,仰聞,候二付 御よけ被」成義 山を伐り、 寄勢之

村庄屋磯八、

中折地村庄屋代六兵衞、

折地村庄屋次兵衞、

若菜村庄屋清兵衞、

羽犬塚町庄

之通。 樣ニ、譯可「相立「、此段相違無」之候間致「安心」、早々居村へ引取、農業精を可」出者也。 旨を可い相心得、候、 同二十八日御家老石見樣、其外御歷々御ニあ、小江川原八幡河原ニあ、被|仰渡|候御書渡左 今般上三郡兩郡百姓共、願之趣、ケ條書を以申出、 右願い數ケ條之事ニ候得者、難;相分;品者、委細ニ相尋、 右いつれも願之通、 百姓共不及,難儀 被:|仰付|候條、

寶曆四年戌三月廿八日

民部判 石見判 要人判

右之通被」仰渡」ニ付、少々靜候樣ニ相見候。

去酉春簗瀬御普請所へ相詰候庄屋惣代大散、夫之類、 方相違と相見、 惣郡難儀を掛、 夫賃銀等不埓有」之由ニ面、三郡之者共押掛、家族不□追出. 生葉竹野之役人斗、夫積りより御普請

混亂之由ニる、 同廿七日上妻郡吉田長岸山善藏塚兩所え、貳千人程集り、 打崩し候。 福島町芦塚屋彌次郎銀札場仕候札

家財家屋布田畑抔切取揚候。

田山え寄來り候由、 同日三潴も川原へ寄候由。 諸方鐘太鼓打ならし、上妻下妻郡村々より、 時程之内ニ、五六千人吉

同廿八日四ツ時分、

同夜九ツ時分、長延大庄屋萩尾八之丞殿宅打崩。

同廿九日朝六ツ時分迄ニ、本村大庄屋牛嶋次六殿宅打崩し、 所ニ成 少々手分け、本分え行、 山中勢

同日四ツ時分、本分大庄屋松浦惣左衞門殿打崩し。

福島大庄屋松延甚左衞門殿宅、 同日五ツ時分打崩。

中折地大庄屋太田黒武左衞門殿宅、 新庄大庄屋矢加部宇津平殿宅、 同日九ツ時分打崩、平村庄屋同日八ツ時分打崩、尤廿人程參候。 同日八ツ時分打崩、 但山中勢も加り、七組一所ニ成候。

江口大庄屋田中次郎右衞門殿宅、 同日七ツ時分打崩、 右大庄屋七軒破却仕候外二。

--- 13 ---

近年損毛二付、 本地開田方養水乘兼候場所之村々も御座候、此坪ハ畑作根付仕度奉、存候、 付,被,下候樣、 二罷成、 渡世取續不」申候間、 奉:願上,候。 百姓中極々不勝手罷成、 借用銀米一統廿五ケ年賦ニ、 御田地全耕作仕得不」申候ニ付、借用銀米其年々利繰 被一仰付一被、下候樣、 畑方斗上納被:|仰 奉山願上,候。

仕、 付、 右御歎申上候儀、近比恐多奉;存上,候得共、 付」、難」有奉」存上」候、然共右ニ申上候條々、恐ながら御慈悲之上、急ニ御裁許被」爲」仰付「、安堵 ,,存上,候、已上。 川筋荒籠幷竹木生出、 耕作出精仕、 無,爲方,御歎申上候、尤今般人別出銀御觅上納之筋、十ケ年以前之御定格之通、 誠以御國恩之上、家業取續候樣ニ、幾重ニも被,爲,仰付,被,下候ハゝ 洪水之節差支、難儀仕候間、 耕作仕續不」申、家業を失ひ、 取除け被、下候様、奉い願上、候 在所離散も仕成行ニ 重々難」有 被爲前仰

寶曆四年戌閏二月

上三郡兩郡惣百姓中

右書付之外ニ、五郡より一通充差上候段、 少々充之違者有」之候得共、 趣意ハ不!,相變!候、 右五

大庄屋之事

通二添書付、指上候由、

左之通

右之者、 止事,申上候、 之行跡、 御上より被;仰付、候たり共、百姓中及、難儀、不、及、手儀者、實正を申上、御歎申上筈の處、 權威不及存ニを相立、我意ニほこり、且對"御奉行」、御機嫌を取、言葉を飾候儀、 勤 姓零落困究仕候、作物養いをも自由難、成、 一役儀之元を失ひ、 耕業之長と被,,立置,候得共、耕作之法、上納餘分之考不,存、剩へ御物成御兎相極、 私欲得方之埓無;申斗,、只今迄御上え奉」恐相凌候得共、益我意を斗り候儀、 仍る大庄屋御取揚奉;願上,候。 御上よりとして、 却面御政道之妨ニ相成候義を申上、少し之御役儀を募、 彌增實法も鮮侯義者、眼前之義ニ侯、 難」申究,候、 第一我可!!相 最早不過

追々惣御奉行、上御奉行、郡御奉行兩三四人つ、御同道ニあ、引替りく、晝夜不、分、御出ニの候。

-候樣

奉,順上,候。

節を取失ひ、 是相撫し、 壹俵へ四斗餘り二相當り候、 百姓中之衰難,,申究, 仕合御座侯、 尚亦米仕直人夫費、 乍_、恐前々之通、 旁手摙秋作収納、 出産之米幷表相應之仕拵ニる、 夏作根付之時

御藏納奉 :I願上 | 候 c

御役所納出銀之義、 乍,憚筋々御吟味被,爲,遊、 銀高減少仕候樣、 奉源候。

御物成米大豆敷納之義、十月下旬より十二月迄皆納仕、 諸色御運上銀之義、 近來相增之分御赦免、 前々之通上納仕候樣、 尤馬出し遠方之村々へ、 奉:願上,候。 取立置、

正

月迄ニ津出被 ||仰付|被」下候樣、 奉,,願上,候。

大庄屋小もの賃銀差出居申候間、 其外手遣夫之儀、 自分より被い召連 |候樣、 頭上 候

大庄屋拜領高代米御止、差出不」申候樣、 奉,順上,候。

增惣代御止給米差出不」申候樣、 奉源候。

庄屋仕替り高之儀、 先年被||仰付||候通、 拾石二付三拾目充、 高當り差出候様、 -願上 -

頃日被||仰渡||候御圍籾、 急ニ被,,仰付,候ハ、、 難,有奉,,存上,候。

去酉冬御買上被,仰付,、當春迄二上納仕候籾之代銀、

御渡被」爲」下候樣、

奉,順上,候。

去る辰年被,仰付,置候講銀、 御吟味之上、御返下奉:,願上,候

去年別 夫不參等仕候得へ、過分之賃銀差出、 あ出夫多、耕作方根付最中之時分相勤、 費多御座候間、 及、,難儀、候、將又遠方へ參候る、 組切ニ相勤候様、 奉,順上,候。 相勤申筈ニ 出

紅花染藍問屋、 御止奉:順上,候。

難儀至極 蹄場掛水御免奉 仕候間、 |順上|候、 掛水御発奉,,願上,候 全躰惡地之上、 年々水掛候二付、 養い洗流し、 彌增惡地 Ξ 罷

成

大庄屋小庄屋、 溜池水落し蹄指申候ニ付、 近年威勢强 用水方不足仕候、 百姓中及、困 窮 向後水落不」申候樣、 願事難儀 御座候條 被 仰 御吟味之上、 付 1可、被、下候。 御引替被

- 小江川原へ小屋掛七八百軒、釜屋塗居候。
- 廿八日朝迄ニ、 同廿七日吉井町布屋平八、 生葉、 山本、 田主丸綿屋平五郎、 竹野、 御井、 御原、 銀札引替場札混雑ニ付、二軒共打崩す。 五郡 統仕願書付、 左之通

乍、恐奉:,願上,覺

願申上候、 農業難!取續」、 御上納申上度奉」存候得共、 座候得共、 仕候者多く、其外農具家財等、 物成其外銀米共ニ御上納仕候節日延等之義、 銀米拜借之筋、 不相應過分之上納仕、 今般上三 |郡兩郡惣百姓中、自然と寄會、相談申侯儀、今般被;仰付|候人別銀之義、恐多申上事ニ御 乍_、恐御憐愍之上、 御上御勝手方御差支被、爲、遊、 其外御歎等申上度奉」存候あも、達|御上聞|候義、 乍、恐御歎申上度、 廉直二割賦無,,御座,、末々迄順達不,仕、 數ケ年打續、 願上候通、 急ニ賣拂、 奉,,存上,候處、今般御願申上候樣、 被為一仰付一候八、、 損毛仕、 無,,餘儀,被,,仰付,御義、 過分之失却相立、 願出候るも、 御檢見御願申上候あも、 押勇取立御座候二付、 極々及、困究、、只今迄之通ニあハ、 難,有奉,存上,候、已上 大坂借用銀等も、右同然、 至極延引仕、萬端差支、將又御 奉,承知,候、何分ニも致 被一仰付一、 去ル未年以來、 ケ條書を以、 無。據身上怙却 出出精 立毛 且御

- 人別出銀御赦免奉」願侯。
- 春兔内御減免被、爲…仰付」、 御物成米大豆上納之儀、 先々申年より午年迄、廿三ケ年之間、 被下候樣、 奉,願上,候。 御檢見御下免村切ニ撫しを以
- 御物成米、 奉,,願上,候。 强損毛之年者、 强 ||仰付|、 在所出産之米相納り不」申、 損失二不,相掛,、二割三割之上端米差出、 御藏納之儀、 先々申年被,仰付,侯御檢見之通、皆無引共、 去る未年より大坂御廻米撰立、 無據數納切ニ罷成候得へ、 又 れ場三四匁も高直ニ上納仕 上納被,仰付,、 庄屋御役所へ被、召寄、 同然二被為為他付被下候 申酉兩年も、 米麦御 御 但御

廻米立之御差紙御割賦現米納も不..罷成.、

何程之相場はつれニ面も、

買納仕候へ多難

成、

- 同廿一日七ツ時分、 田主丸組より惣代注進ニ罷出候。
- 同夜早速奉行樣四頭、 足輕三四十人被,,召連,、上三郡 へ御出被、成候。
- 同廿四日迄、三郡内唐嶋組相加り不」申ニ付、見廻申と號し候ニ付、 より再三差留候ニ付、 屋永松八郎次宅打崩し、其足ニ勇直ニ相加り候、尤右大庄屋へ意恨ハ無之候得共、 只今迄遲參と申分け之爲と相聞候。 組村之百姓共、 大庄屋方 唐嶋大庄
- ニ至迄、 同廿五日御城下詰之大庄屋、不、殘引取、村々不、;相騒、様ニ可;;取斗、段、 引取申候。 被:仰渡;二付、
- 同晩より上妻御請持之奉行下村市太夫殿、上妻筋え御出、下代田中清六殿供、本分へ雨日御逗留 其内御城下より早打ニる人別出銀御兔御書渡參侯、組々急ニ打廻り被;仰渡 -候、尤惣郡共ニ。

御書渡

先達の人別之出銀被;仰渡;候得共、一統被;差許,候。

近年上納之品二付多、 妻へ、見廻ニ罷越段、文通仕候ニ付、長延組村々少々騒立候樣子、委御注進申上候、 同廿七日晩、右御奉行様新庄へ御泊り所へ長延與庄屋兩人注進申上候ハ、 右之通被;;仰付;候條、 難」有可」奉」存候、此段可」被,申渡事 願之筋有」之段相聞、依」之十ケ年以前之御定格ニ被 戌三月廿六日 相改,候。 兩郡筋百姓共、

依上去市

上

同廿六日晚、 上三郡八幡河原へ相集り、 願之品々ケ條書願付仕立候。

太夫樣、夜通同組え御出二多候。

河原 壹人も加へ不」申候、 同廿七日御井御原兩郡相集り、三郡へ申通し候者、願之筋一同ニ仕度相加へ被』呉候樣、 二掛り候處、 ハ八幡河原へ被居候様、 へ逗留仕候あれ、 三郡申候へ、 御井御原重々斷申、 粮米手寄惡敷、 申候得共 願筋餘郡ニハ不..相構.候段致.,返答,、所所船渡等引揚、 尚亦近郷邪魔ニも成候間、 願書等見せ不、申故、 漸同日夕方ニ差加へ申埓ニ成侯、三郡之者共、 後二付小江川原へ追々參侯。 三郡ハ小江川原へ引直り兩 餘郡より 取合

所へ可,相納,候。

御家中召使之男女八歳已上人別壹人二、銀札六匁充可;相納;事。 無格末々のもの、 但月割右同斷、 納方へ一支配切取立、 男女八歳已上、人別壹人二付、銀札六匁充、 支配頭より御勘定所へ可 可相 納

但納方月割右同斷。

寺社御寄附知有、之寺院ハ、百表ニ付拾匁充之割合を以、 たるへき事。 可二相納 候、 其外へ人別出銀高之通

年番寺社奉行中差出し、目録相添、

御勘定所へ可」相納

右召使之者共、人別御家中同然たるへき事。

但月割右同斷、

但納方月割右同斷

浪人中上下無,這別,人別銀札六匁充可,相納,事。

但月割右同斷、浪人奉行中取集、御勘定所へ可,相納,候

在町男女八歳以上、 人別壹人ニ銀札六匁充、 可..相納.事。

但月割右同斷、 納方御城下町之奉行中、 在々は一村切御郡方役所へ相納、 右役々より御

定所へ可い相納

閏二月廿二日

村々え者、 姓七八百人程相集り、 寺々鐘を撞、 十八ケ村一二成、 三月廿日夜、竹野郡松門寺近所いんやくと申野原へ、何方より相集り候共不知、時之間ニ百 三月廿三日より諸御用ニ付出府、 御見廻申と云撫し、發向いたし、菅村庄屋方ニる、炬を百丁餘打廻り、竹野郡四 宮々太鼓を打、 境村え寄候節へ、三千人餘、 諸品願之相談、 村貝を吹、其騒敷事、 御城下ニの間受候所、上妻郡大庄屋惣代書寫す。 同廿二日石垣の宮へ千人餘り相集り、 生葉、 いか成事出來候共、 山本、竹野此三郡出會貮萬人程二成、 不识相知」候。 同郡之内不」集

○寶曆四甲戌年

御領内五月朔日より銀札一式通用被_仰付_候金銀錢通用堅仕間敷事。三月より在方騷動ニ付、同廿八日三國屋札所混雜、當分引替相止。

寶曆四戌閏二月人別出銀被,,仰付,候御書渡

之 付多、 段之下直故、 支之趣、 別之出銀被,,仰付,候、右出銀高を以、 相盡,候得共、江戸上方御他借銀、去々年右銀年賦御斷等、 去々年已來ハ、於..大坂,鴻池善八、江戸御仕送相勤候處、一兩年年米下直、 連 閏二月廿二日 思召ニ候得共、御家中在町共ニ、出銀等被,仰付,候得共、右之通此外ニ御才覺等之筋、 彌增困究之上、 相濟候得共、御參府之上、公邊之御勤も相欠、 御大切至極之御差支ニ付、 々御勝手向御不手操ニ付、 公邊御勤向等も、 統金銀取引鮮、 末々迄能々令:,納得,、 同人方勘定、 米下直ニ付あ者、 御才覺調候術無之候、 相欠候二付、 去冬過分及,,不足,、御仕送方も差閊候、其外御才覺筋、 當時差向候儀をも、 御不足等之分、江戸上方御才覺、 無、滯相納候樣、 一統差閊候、 江戸表可也ニも御入用可」被;相辨」候條、 不」被」得」已、 其外御日用も、 萬端被:|相止|、漸當分振替を以、右御入用ハ押の 趣旣二御家中面々杯、 差當今般 仲間組支配寺社在町え、 別紙之通、御家中在町寺社浪人共二、 御參勤御用銀御手當、 被、仰付、候砌、 色々被、相究、 不!相辨!候、 御救をも被,仰付,置候程之 委敷可」被,,申渡 其上右之通米下直ニ 殊更去冬以來ハ、格 御國元之儀も、 可也二御入用相濟! 此節御大切之御差 少も不言相見」、 勿論重々被; 會多無 一統人 近年

御家中知行取之面々、 所務高百表ニ付、 銀札拾匁宛之當りを以、 可:相納

但三月より十二月迄、 -候。 毎月十五日限り、 十ケ月割、 一ケ月壹匁充、 銘々より御勘定所へ可

御徒士並以上御配當御扶持方取之面々所務高百表ニ付、拾匁充之割を以、 但月割右同然尤無屬之面々御扶持方ハ、 御配當.ニ結ひ、 表數之當りを以、 可相納 銘々より御勘定 事 二.石原家記

二.石原家記

見宅 郡井上 御臨 野中村久兵衞梟首 衞門 男子忠助刎首 別骨折取量候に付靜謐に及候處終に惣司御召上に相成候義有故事にこそ同廿七日在方餘黨十九人 り石見殿何か御不興之事有て引籠り愼居られ侯處盛德院殿在方騒動被聞召殊之外驚かせ給ひ石見 おゐて奉行中申渡候事十月七日有馬石見在方惣司被差許有馬要人に在方惣司被仰付因て云此 貫文十六人七貫文八人五貫文八人三貫文六人二貫文九人出牢十六人居村に差歸十三人右御郡方に 村拂十一人十三ヶ山拂二人二里村拂九人二里十三ヶ山拂三人一里村拂一人以上四十六人〇過料十 料錢被仰付七郡追放八人五郡追放十九人三郡追放五人生葉上妻八ヶ山追放七人五里村拂六人三里 上 毎月五人三人つ、牢舎七月下旬には三百人に及候所八月廿日詮義終る其頭取十八人被刑 廿七日小澤十太夫小田村清右衞門國退淸右衞門妻治麟に小澤十太夫令不義候付双方共に國退同 属す御 六月廿八日江戸大納戸御武具方米籠御春屋被相止武具方は御銀方加役大納戸御米藏は御勘定所に 方取斗筯不宜騷動に及候付六月九日御郡上奉行御郡奉行中御戒示同廿 妻郡宅間田村淸八岭梟首 ひ百姓共 み有て强て出勤在方騒動取鎭候樣御申聞に相成且又德雲寺和尚源海 一潴郡 春屋は 参り .相談あるべしとて召れけれども引籠中に付御斷申上られければ院殿自ら忍びて石見殿宅 村先大庄屋高松八郎兵衞死刑 動 の頭取十八人於二橋刑罪六月末より在方御詮議百姓爲召捕足輕百二三十人在々黨頭詮 院殿御 丁原村傳次郎刎首 申諭し且又吉田山にも馳向ひ 御臺所に屬す七月十八日より慈源院殿御法事五十回御忌梅林寺二夜三日祥雲寺八 御原郡 御原郡干瀉村三郎右衞門梟首 頼のこと呉々申 松崎町又八刎首 竹野郡冠村長右衞門刎首 一 生葉郡夏梅村藤七梟首 一 御原郡横隈村次右衞門梟首 述石見も難黙止同席相談の上出勤に相成三月晦日八幡河 山本郡山本村與九郎梟首 一 生葉郡野中村庄屋八郎右衞門死刑 一 生葉郡東小田村利七刎首 種々申諭し百姓共都で納得相鎭り候此 生葉郡高田村丹右衞門梟首 生葉郡星野村七兵衞刎首 生葉郡西溝尻村勘右衞門梟首 一 竹野郡石垣村 一日在方に覺書を以 へも内々御頼有て是も石 竹野郡門上 同郡夏梅村勘 同餘黨追放: 條には |藤四郎 一生葉郡 村庄 石見格 原 に馳 みき 並過 仰

願上候 精を出 爲方御 被仰付: 不申候 不申 ŋ iг 取 地 屋 立 將監樣御入來同十五日 日 \mathcal{H} 處御受申塲所引取候石見殿も御歸宅有之候此段申傳候樣要人殿御申聞候四月二日草野 聞旨要人殿御申聞候四月朔日稻次縫殿同二日同上今般上下妻三潴郡百姓共願之通石見殿 生 右願書郡々より差出文體異同有之候處兩郡願書文理宜相見候付爰に載之他郡はこれを略す同在方 然共右申上候條々乍恐御慈悲の上急御裁許被爲仰付安堵仕耕作出精可仕候誠に以御國恩の上家業 候右御願申候義近頃恐至極に奉存候へ共耕作仕續不申家財を失ひ在所離散も仕候様に成行候 御吟味之上御引替被下候樣奉願上候 1大庄屋 難き品 葉郡 但 日岡田 御 續候樣幾重にも被爲仰付被下候は 御 様被 相 止 .書渡今般在方百姓共願之趣ヶ條書を以申出右孰も願之通被仰付候數ヶ條の事に候 加印榮之字同五日 被下! 付 石見殿御聞屆願之通被仰渡爲御請百姓共追々引退候今般石見殿御歸宅有之此段組 べき者也寳曆四戌年民部石見要人同判四月朔日在方一件に付御觸今般百姓共願! 歎申上候尤今般 成 可 被下奉 借用 仰付可被下奉願上候 中閉戸大庄屋廿五人共御詮義中閉戸屹度相愼罷在候樣被仰渡同七日御參覲上使松平右近 賴母渡邊權次同六日岸民部駒田庄兵衞江府に出立在方一件に付爲言上孰も道中 は委細相尋百姓共難義に不及樣譯可相立候此段相違無之候間致安心早々居村 難義至極仕候 本地開田方之内用水乘兼候場所之村も御座候此坪は畑作根付仕度奉存候畑方斗代上納 候樣奉願上候 銀米其年之利繰に相成渡世取續不申候間借用米一統廿五ヶ年賦に被仰付被 |願候 御跡 御禮御登城五月朔日銀札引替初る井筒屋安右衞門宅にて御用聞中引替所相 人別出銀御兎上納筯十ヶ年已前之御掟格之通被爲仰付候は 間 締場掛 掛水御免奉願上候 乘向後兩 川筋荒籠幷材木生出洪水之節甚差支難義仕候間取除被下候樣奉 水御発奉願上 大庄屋小 人になる同十一日山 7 重々難有奉存上候以上寳曆四 近年損毛に付百姓中組々不勝手に罷成御田 庄屋近年威勢强百姓中及困究願事等も難 候全體荒地之上 溜池 |水落し締指申候付用水方不足仕候向: 村典膳御役義被召放閉門本庄 年々水掛り候付糞洗ひ流 戍年三月晦日兩郡惣百 、難有奉存上候 1地全耕 義 主馬 六左 之趣 に御 引 は 彌 廿 被 中 下 衛門同 取農業 急に分 作仕得 水落 増に 閉 日 仰 昨 姓 候 座 'n 限 可申 中〇 付 顛 人樣奉 候條 日 上 悪

等人夫費勞手縺れ秋作収納夏作根付之時節取失百姓中之衰へ難申盡候仕合に御座候乍恐前 賦現米納 申酉兩年も米俵御撰立强在所出産之米相納不申無據敷納切に相成候へは庄屋御役所より被召寄御 作損毛の節御檢見被爲仰付被下候樣奉願上候 | 申年より午年まで廿三ヶ年之間御檢見御下兎村切に撫しを以春兎之内御減兎被爲仰付可被 上候通被爲仰付候は 御歎申上度奉存候所今般御願申上候樣に被爲仰付候に付ケ條書を以御願申上候乍恐御憐愍之上 様に奉願上候一 置 り十二月迄皆納尤馬出し遠方之村々取立置正月迄に津出し被仰付被下候樣奉願上候 仕候樣奉願上候 一 出 糺明被仰付損失に不相拘二割三割之上米差出右相塲に三四匁も高直に相納申候但御廻米立之御 奉願候强損毛之節は先々申年被仰付候御檢見の通皆無引飛河然被仰付被下候樣奉願 候者多く其外農具家財等已に賣拂過分之失却相立極々及困究只今迄の通りにては農業起取 差支將又御物 且又遠方へ參候て相勤申筈之出夫不參候樣仕候へは過分之賃銀差出費多御座候條組切に相 被爲下侯樣奉願上候 り十石に三十目つゝ 不申樣奉願上候一層惣代御止め給米差出不申候樣奉願上候一庄屋仕替り馬代之義先年被仰付候 者賃錢差出居申候手遣ひ夫之義自分より被召連候樣奉願候 上銀之義近來相增候分御赦免前々の通上納仕候樣奉願上候 産之米幷俵拵相應之仕拵にて御藏納奉願上候 一 御役所出銀之義乍憚筋々御吟味被遊銀高減少 銀 も不相成何程之相塲はつれにも買納仕候ては難義彼是相撫一俵四斗餘にも相當猶又米俵 御吟味之上御返下奉願上候 成其外銀米共御上納仕候節日延之義願出候ても押て取立御座候に付無據身上枯 穀物並紅花染藍櫨野菜其外品々旅出し來候共御印御赦覓奉願上候 夏成御銀之義夏作出產之上追々上納被爲仰付被下候樣奉願上候 其當り差出候様奉願候 、難有奉存上候 一 人别銀御赦免奉願上候 一 御物成米大豆上納之義先 頃日被仰渡候御圍籾御免被仰付候は、難有奉存上候 一 去る辰年被 去年別で諸夫多耕作方根付最中の時分相 去酉冬御買上被仰付當春迄之上納仕候籾代銀 御物成藏納之義去る未年御廻米撰立上納 一 御物成米大豆數納之義十月 大庄屋拜領高代米之義御 勤難 一大庄 上候 紅花染藍問 義に 止 諸 3々之通 被仰 下候樣 色御 下旬よ 勤 乍

る未年已來立毛不相應に過分の上納仕又爲御救御銀米被仰付候ても廉直に割賦 談仕今般被仰付候人別上銀之義恐多申上事に候へ共御上御勝手方被爲遊御差支無餘義被爲仰 行跡私慾得方の埓恣成義無申計只今迄は御上を相凌候へ共益私意に誇り候に付最早不得己申上候 飾候義難申盡候御上より被仰付候義たり共百姓中及難義不及手義は實意を以御歎申上筈之處近年 之樣子爲言上久德新七江府に被差立同晦日惣郡百姓中願書件々差出大庄屋事耕作之長に被 廿二日 大庄屋御 0 く候義は眼 無人之衆は草 申觸候間手明の面々者早速拙者宅に可被罷出候諸役人月番は要人殿宅に可罷出候尤火事羽織着用 勅許同廿 候に付漸く鎭る四月二日の夜孰も引取に成三月廿二日御着府同廿八日大鳥居水田信貫に延 匹 穩ならす却て霜上に霜を加ふるが如し故に不得止廿七日の夜有馬石見惣奉行山村典膳岡田 閧を作り摽掠す上奉行高橋音門駒田庄兵衞瓦林丹次也色々申諭すといへ共聞入れす彌勇を振 村 装簑笠に鎌を持閧を上て大庄屋庄屋用達之者等を打崩す於此郡奉行上郡稻生權平久德新七上 人出向ひ願筋を聞屆故に上三郡は引退く三月晦日夜明頃久留米に歸宅然るに三潴は未た承引せす 月朔日 妨に 共耕作御上 義 市太夫戸田甚右衞門三潴下村權藏佐々善次三井御原磯野嘉納安藤平格山方郡奉行粟生猪左 奉承 大坂借用銀等も右同然且御銀米拜借之筋其外御歎申上度奉存候ても御上に達至極延引仕萬端 相 郡 取 成候義を申上少々蒙御役義權威不及所存を相立我意に誇り且對御奉行御機嫌を取言葉を 知 九日在方騒動に付被仰出今般在方騒動に付万一百姓共御城下へ罷越候註進有之候 の Þ 候 上 前の義に候第一我可相勤役義元を失ひ御上より被仰付候義を奉相守として却て御政 夜より有馬石見山村典膳本庄主馬粟生猪左衞門下 |何分にも致出精御上納申上度奉存候へ共數 納餘分を考も不仕剩御物成御兎相極百姓中零落困究作物之養ひも致不得彌増 履取に槍持せ可被罷出候此段可申聞旨要人殿被申聞候三月廿 馳向ひ且瓦林丹次書出を以所々において讀聞せ令承引少しく靜るといへ共又々遽に 奉願候以上戌三月上三郡兩郡○乍恐奉願上覺今度上三郡兩郡惣百姓中自然と寄 で年相續損毛仕御檢見御願申上 村市太夫吉田山に馳向ひ種 九日稻次縫殿同 無御座末々迄順 一々申 實り 立置 壽王 ても去 日 は 賴 母三 付 ኤ 在 可

寶曆四: 被仰付被下候様奉存候乍然今般大切の御差支に御座候へは當寺出家弟子頭別出銀高之義は 上候義甚以難義至極に奉存候依之重々憚多義に御座候へ共當時出家弟子頭別出銀候義何卒御恕宥 不申候様奉存候太守様御前へ左様の古來無之義被仰付思召にては無御座哉と乍憚奉存候拙僧義只 有御座哉も難量奉存候謹て御書出之趣拜見仕愚意に考見申候處農商同然出家頭別出銀の義 被仰付義は無御座義と奉存候若左様の義可被仰付候ては萬一如何樣之御國水旱疾疫等之類御 殿重き御 錢と申義天下一統無道之君と申候へ共決して無之義に御座候殊に御仁政の節旦又瓊林院殿梅巖院 日限り閏二月十五日より可差出旨被仰出三月七日德雲寺寺町隱居虎堂願書差出今般重き御 三井御原小江に至る時に上妻三潴を合せて吉田山に集る所に摽掠村吏の家を毀つ事六十三宇其行 原三萬餘人都合十萬餘人廿六日に至り八幡河原を三井御原に讓て上三郡は小江河原に至る廿七日 限り銀一 老御勝手方有馬要人殿に直に持參可仕旨申候付靱負取次候付其科に依て靱負事百五十日遠慮虎道 田靱負殿服部忠兵衞殿虎道○虎道自身奏者番吉田靱負に持參直に只今取次被下候樣左なくは御家 思召候は、如何様にも嚴科被仰付可被下候右願之通被仰付被下候は可奉忝存候以上戌三月七日 人に被仰付被下候様仕度奉存候右之段幾重にも宜樣御裁許奉願候若被仰付候義違背仕不屆にも被 今迄重々御國恩を蒙り候者に御座候へは少々にても御國の御爲如何と心付候義不申上押て御受申 三日竹野郡を合て一萬三千人廿四日山本郡を合て三萬人に及ふ若宮森に逼る八幡河原に寄三井御 宮森之内に一村集り次第に强立廿一日に者生葉郡中悉く會合す廿二日には其人數凡千五百人廿 統 月十九日廿日頃より御郡中騒 慮被仰付候被差兔候上隱居之身に付本國日向に御歸被下候樣願出候へ共御差留に相成其後寺 人別銀被仰付承知仕候乍然出家之義は元來常之産無之者に御座候 戌年二月 枚大寺は二枚宛毎月十五日限に差出候様被仰付候處騒動に付全相止候同月御 諱之年其上御大切の御厄年に候へは天下一統古より雖無道之國無之出家頭別出銀 同月在町一統人別銀被仰出一人前一ヶ年銀札六匁つ、一ヶ月六分つ、 動初め生業郡より起り竹野山本三井御原三潴に及ぶ へは農商同然頭別徭役賦 領中 吉井若宮八 毎月十五 なは相見 僧壹

一米府年表

高松家墓地関係史料として、「米府年表」・「石原家記」の寶暦一揆記載部分

を載録した。

二.「米府年表」は、昭和七年久留米市役所発行の『久留米市史』下巻による。

三、「石原家記」は、昭和八年福岡県発行の『福岡県史料集』第二輯による。

四 関係記述には、網掛けを行い強調した。

例

付

録

福岡県行政資料	
分類番号 JH	所属コード 2 1 3 3 0 5 1
登録年度	登録番号 2

九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 — 16 —

平成2年3月31日

発行 福 岡 県 教 育 委 員 会 福岡市博多区東公園7番7号

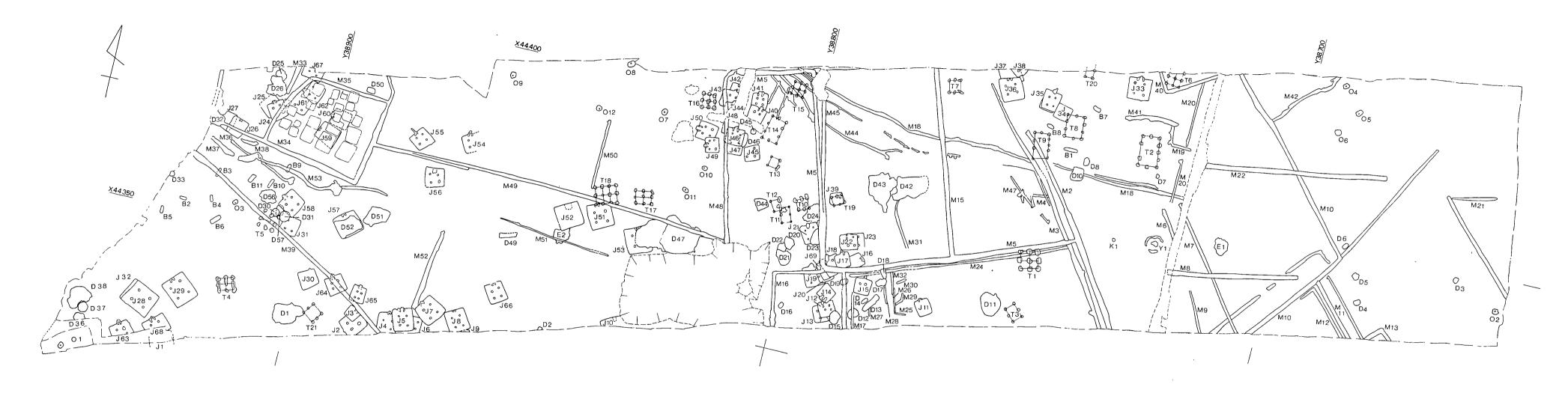
印刷 隆文堂印刷株式会社

九州横断自動車道関係 埋蔵文化財調査報告

—16—

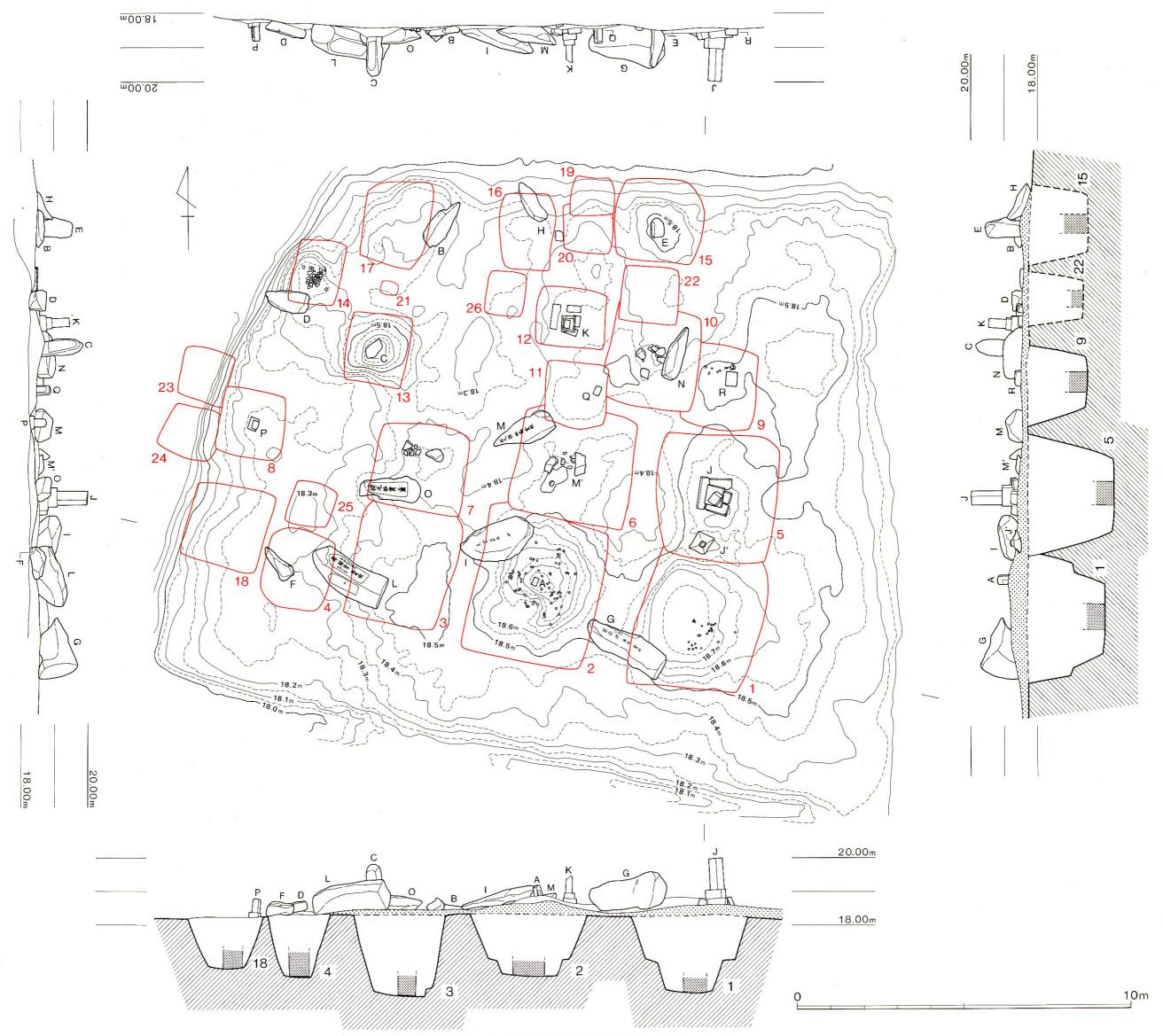
小郡市所在高松家墓地の調査

付 図





付 図 1 薬師堂東遺跡遺構配置図(1/600)



付図2 高松家墓地測量図(表土除去前, 1/100)